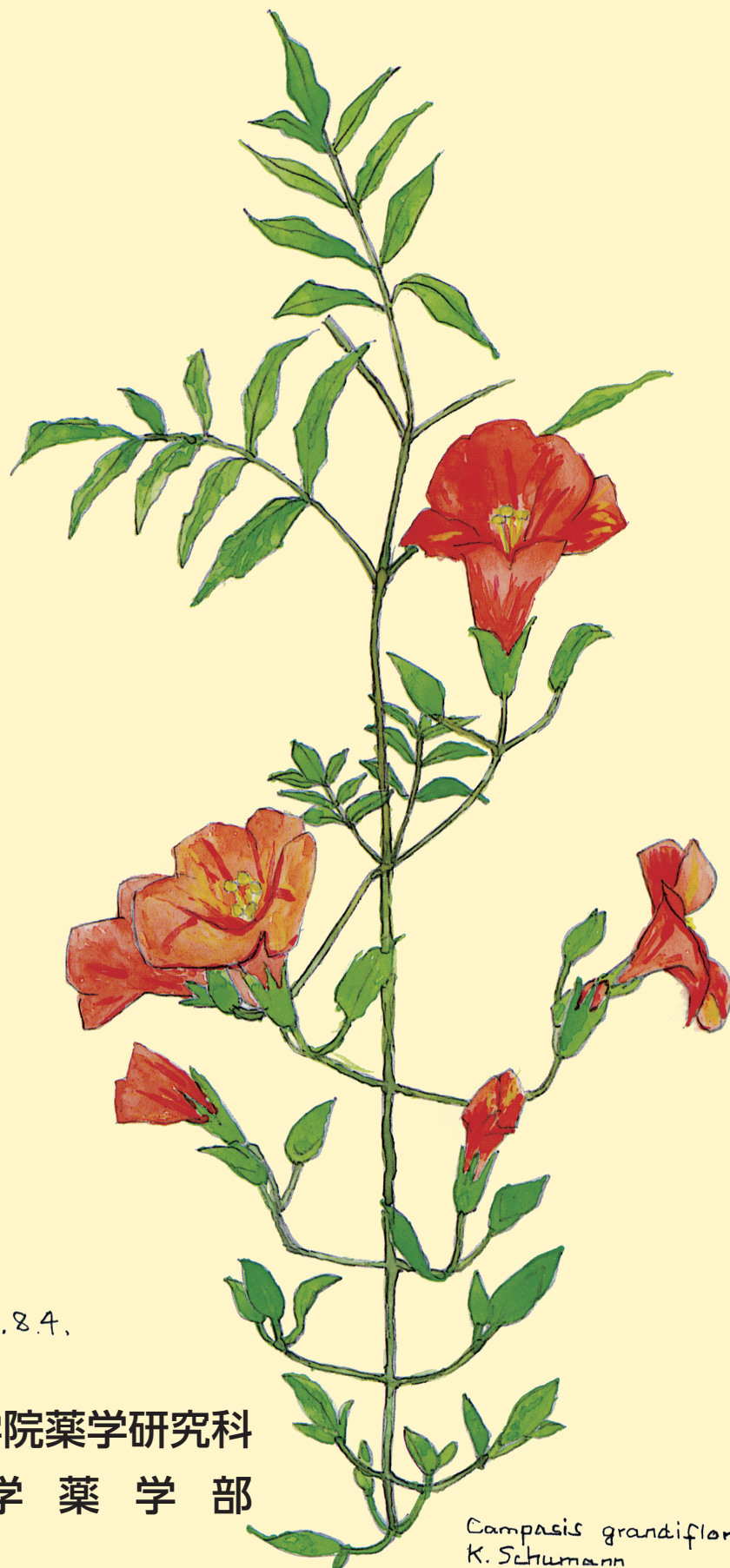


学生便覧 2026



H 4. 8. 4.

東北大学大学院薬学研究科
東北大学薬学部

金野



Campsis grandiflora
K. Schumann

ノウゼンカズラ

Campsis chinensis Voss (ノウゼンカズラ科)

ノウゼンカズラは中国原産のつる性落葉高木。花は凌霄花とよび利尿薬、通経薬として用いられています。成分は不明です。調製法と使い方としては、夏の開花期に花を採取し、日干しにし、1回量として乾燥花約5gを煎じて3回に服用します。

又、和漢三才図会によれば、紫葳(ノウゼンカズラ)の花は、脳を傷つけるから鼻を近づけて香を嗅いではいけない。また花上の露が目に入るとめまいがするとありますが、それだけ何か生理活性物質があるものかとも思われます。

表紙絵は昭和58年度に定年退官された加藤鐵三名誉教授が描かれたものであり、上記の解説文は加藤徳子夫人が「宮城県薬用植物園の草花」に記されたものの一部です。

教育理念

本薬学部・薬学研究科の教育理念は、薬を通じて人類の福祉と発展に貢献できる人材を育成することです。

このような理念を達成するために、以下の目的に沿って、学部および大学院教育を行っています。

学部教育の目的

薬学部では、種々の病気に対する有効かつ安全な医薬品の創製とその薬物療法への応用に関する基礎教育を推進することにより、創薬科学の発展に寄与し得る人と、薬の専門家として医療の一翼を担い得る人を養成することを目的としています。特に、4年制の創薬科学科では、大学院でさらに学んで創薬科学の研究者・技術者になるための基礎を築くことを目指します。また、6年制の薬学科では、研究心あふれる高度薬剤師としての基盤形成を行います。

大学院教育の目的

大学院では、広範囲な薬学分野の知識と技術を修得し、独創的な発想力と国際的な競争力を備えた薬学研究者・技術者・薬剤師を育成することを目的としています。特に、博士前期(修士)課程では、学部教育で修得した基礎的知識・技術を、薬の創製から適正使用までの高度な知識と応用力へと発展させます。また、博士後期(博士)課程では、最先端の創薬科学研究、医療薬学研究を自らの力で推進できる能力を涵養し、優れた研究者の育成を目指します。

研究の理念・目的

本研究科の研究理念・目的は、薬の創製から適正使用に至る幅広い研究分野で先進的な成果を挙げ、薬物医療の基盤形成とその発展に寄与することです。

このような教育・研究目的を達成するために、本薬学部・薬学研究科では、有機化学と物理化学を基礎とする物質科学、生物化学と分子生物学を基礎とする生命科学、病態生化学や薬物療法学などから成る医療科学を三つの基盤とし、それらを統合した薬学教育と研究を行っています。天然物からの薬の発見や薬の精密かつ効率的合成法の開発など、伝統ある創薬化学の教育・研究はもとより、生命現象の分子メカニズムや薬の作用機構の解明など、生命薬科学の最新の教育・研究も積極的に行っています。また、近年は、薬を適正に使用するための医療薬学分野の教育・研究を充実させています。今後も、創薬科学、生命薬学、医療薬学に関する先端的、学際的研究を強力に推進し、それを基盤として、先進的な薬学教育と研究を展開して行きます。

薬学部 アドミッションポリシー

薬学部

薬学とは物質と生命の関わりを調べて新しい薬を創り出し、その医療への適用により健康の維持・増進や病気の治療を通じて人類社会の発展に貢献しようとする学問です。

薬学部では、有機化学と物理化学を基礎とする物質科学、生物化学と分子生物学を基礎とする生命科学、そして疾病の解析や薬物治療などから成る医療科学の3つを総合した教育と研究を行います。大学院での教育研究とあわせて、国際的な視野に立ち創薬科学の発展に寄与し得る人を育成することを目的としています。

知的探究心に溢れ、新しい薬の創製に関する研究・開発に強い興味をもつ人、あるいは薬の安全で最適な使用に強い興味をもつ人、薬を通じて人類の健康増進に貢献したいという強い使命感に燃える人を求めています。

AO入試Ⅱ期：

学業成績が極めて優れ、かつ、東北大学で薬学を学ぶことに強い熱意を持ち、知的探究心に溢れ、創薬研究あるいは薬の専門家として国際的に活躍することを志す人を求めています。数理的思考力及び高度な英文の読解力、また、自然科学分野の基礎的理解度、論理的思考力、文章表現力などに加え、薬学・医療に関わる学問への関心、探究心、思考力、倫理観などを評価します。

AO入試Ⅲ期：

学業成績が極めて優れ、かつ、東北大学で薬学を学ぶことに強い熱意を持ち、知的探究心に溢れ、創薬研究あるいは薬の専門家として医療の中で使命感を持ってリーダーシップを発揮できる人間性の豊かな人を求めています。大学入学共通テストの成績に加え、書類審査、面接試験によって、薬学・医療に関わる学問への関心、探究心、思考力、倫理観などを評価します。

国際バカロレア入試：

国際バカロレアのディプロマ・プログラムにおいて優秀な成績を修めた者で、薬学を学ぶことに強い熱意を持ち、知的探究心に溢れ、創薬研究あるいは医療の中で使命感を持ってリーダーシップを発揮できる人間性の豊かな人を求めています。筆記試験、書類審査、面接試験によって、薬学・医療に関わる学問への関心、探究心、思考力、倫理観などを評価します。

薬学部

教育の目的

薬学部では、種々の病気に対する有効かつ安全な医薬品の創製とその薬物療法への応用に関する基礎教育を推進することにより、創薬科学の発展に寄与し得る人と、薬の専門家として医療の一翼を担い得る人を養成することを目的とする。

【創薬科学科】

教育の目的

創薬科学科では、種々の病気に対する有効かつ安全な医薬品の創製とその薬物療法への応用に関する基礎知識・技術を学び、大学院でさらに学んで創薬科学の研究者・技術者になるための基盤を築くこと目的とする。

ディプロマポリシー

薬学部創薬科学科では、卒業までに全学教育科目および専門教育科目を所定の単位以上修得し、教育理念に基づく以下の4つの目標を達成した学生に対し、学士(創薬科学)の学位を授与する。

- (1) 教養の涵養: 専門の基礎となる自然科学分野のみならず語学や人文科学などの幅広い教養を習得し、豊かな人間性と倫理観を備える。
- (2) 専門の修養: 生体の仕組みと疾患の原因を分子科学および生命科学の基礎科学の観点から理解し、疾患に対する有効かつ安全な医薬品の創製する能力、および医薬品に関する基礎的な学問を学び創薬科学の発展に寄与しうる能力を有している。
- (3) 傾聴力とリーダーシップの鍛錬: 薬学研究、教育、衛生行政を支える研究心とともに、実習などグループ単位での科目を通して、他者の意見を聴く傾聴力、コミュニケーション力を備え、グループをまとめるリーダーシップを有している。
- (4) 研究力の深化: 卒業研究などを通して化学物質と生命の関わりの中における真理を探究し、医薬品に関する薬学研究を支える研究力を有する。さらに国際感覚を磨き、成果を世界に発信する能力を有している。

カリキュラムポリシー

1. 教育課程の編成の方針

創薬科学科の教育課程は、ディプロマポリシーで掲げた「教養の涵養」、「専門の修養」、「傾聴力とリーダーシップの鍛錬」および「研究力の深化」の各学習目標を達成するため、全学教育科目、専門教育科目(基幹教育科目、展開教育科目、および研究者教育科目)および教職に関する科目から編成する。各科目で習得される知識、技能、態度および能力を明示したシラバスと、各科目および薬学教育モデルコアカリキュラムとの関係性をカリキュラムマップで可

視化し、体系的な講義、演習、実習による学習を促す。

2. 教育課程における教育・学習方法に関する方針

- (1) 教養の涵養:1年次および2年次において、基盤科目、先進科目、言語科目、学術基礎科目を配置し、豊かな人間性と倫理観を身につけるための教養を身につける。
- (2) 専門の修養:1年次から4年次にカリキュラムマップに配置された、物理系科目、化学系科目、生物学系科目、衛生系科目、薬理学系科目、薬剤学系科目および法規科目の講義、演習を通して、生体の仕組みと疾患の原因を理解し、疾患に対する有効かつ安全な医薬品の創製および医薬品の基礎に関する学問を体系的に学び、創薬科学の発展に寄与しうる人となる素養を身につける。
- (3) 傾聴力とリーダーシップの鍛錬:薬学総合科目(薬学概論1、薬学概論2、専門薬科学実習、課題研究)および実習(構造薬学実習、創薬化学実習1、創薬化学実習2、生命薬学実習、医療薬学実習)を通して、傾聴力およびコミュニケーション力の重要性を学び、他者の意見を聴く傾聴力、コミュニケーション力を備え、グループをまとめるリーダーシップを身につける。
- (4) 研究力の深化:実習(構造薬学実習、創薬化学実習1、創薬化学実習2、生命薬学実習、医療薬学実習)および3年次後期から4年次での研究室における専門薬科学実習、課題研究を通して、化学物質と生命の関わりの中において真理を探究し、薬学研究、教育、衛生行政を支える研究心を身につける。さらに、高い英語の理解力のみならず国際的に発信し、コミュニケーションをはかるための総合的な英語力と国際感覚を身につける。

3. 学習成果の評価の方針

- (1) 科目については、到達度を確認できる明確な成績評価基準を策定し、これに基づいて成績を評価する。
- (2) 卒業論文ならびに卒業時における資質に関して明確な基準を策定し、評価する。
- (3) 教育課程を、学生の評価も含めて組織的、かつ定期的な評価を実施し、常に改善を続ける。

【薬学科】

教育の目的

薬学科では、種々の病気に対する有効かつ安全な医薬品の創製とその薬物療法への応用に関する基礎知識・技術、ならびに薬剤師としての実践的な知識・技術を学び、研究心溢れる高度薬剤師としての基盤を築くこと目的とする。

ディプロマポリシー

薬学部薬学科では、卒業までに全学教育科目および専門教育科目を所定の単位以上修得し、教育理念に基づく以下の5つの目標を達成した学生に対し、学士(薬学)の学位を授与する。

- (1) 教養の涵養:薬学の基礎となる自然科学分野のみならず語学や人文科学などの幅広い教養を習得し、豊かな人間性と倫理観を備える。
- (2) 専門の修養:生体の仕組みと疾患の原因を分子科学および生命科学の基礎科学の観点から理解し、疾患に対する有効かつ安全な医薬品を創製する能力および医薬品に関する基礎的な学問を学び創薬科学の発展に寄与しうる能力を有している。
- (3) 傾聴力とリーダーシップの鍛錬:薬学研究、教育、衛生行政を支える研究心とともに、実習などグループ単位での科目を通して、他者の意見を聴く傾聴力、コミュニケーション力を備え、グループをまとめるリーダーシップを有している。
- (4) 医療人としての使命感:薬の適正使用をはかる医療人としての使命感を備えている。
- (5) 研究力の深化:卒業研究などを通して化学物質と生命の関わりの中における真理を探究し、医薬品に関する薬学研究を支える研究力を有する。さらに国際感覚を磨き、成果を世界に発信する能力を有している。

カリキュラムポリシー

1. 教育課程の編成の方針

薬学科の教育課程は、ディプロマポリシーで掲げた「教養の涵養」、「専門の修養」、「傾聴力とリーダーシップの鍛錬」、「医療人としての使命感」および「研究力の深化」の各学習目標を達成するため、全学教育科目、専門教育科目(基幹教育科目、発展教育科目、実務教育科目および研究者教育科目)および教職に関する科目から編成する。各科目で習得される知識、技能、態度および能力を明示したシラバスと、各科目および薬学教育モデルコアカリキュラムとの関係性をカリキュラムマップで可視化し、体系的な講義、演習、実習による学習を促す。

2. 教育課程における教育・学習方法に関する方針

- (1) 教養の涵養:1年次および2年次において、基盤科目、先進科目、言語科目、学術基礎科目を配置し、豊かな人間性と倫理観を身につけるための教養を身につける。
- (2) 専門の修養:1年次から6年次にカリキュラムマップに配置された、物理系科目、化学

系科目、生物系科目、衛生系科目、薬理学系科目、薬剤学系科目、病態・薬物治療系科目、法規科目、薬学臨床科目の講義、演習を通して、生体の仕組みと疾患の原因を理解し、疾患に対する有効かつ安全な医薬品の創製および薬物治療に関する基礎的な学問を体系的に学び、薬学の発展に寄与しうる人および薬の専門家として医療の中で貢献できる人となれる素養を身につける。

- (3) 傾聴力とリーダーシップの鍛錬:薬学総合科目(薬学概論1、薬学概論2、専門薬学実習、課題研究)、実習(構造薬学実習、創薬化学実習1、創薬化学実習2、生命薬学実習、医療薬学実習)、実務教育科目(医療薬学演習、医療薬学基礎実習、医療薬学病院実習、医療薬学薬局実習)を通して、傾聴力およびコミュニケーション力の重要性を学び、他者の意見を聴く傾聴力、コミュニケーション力を備え、グループをまとめるリーダーシップを身につける。
- (4) 医療人としての使命感:薬学総合科目(薬学概論1、薬学概論2、専門薬学実習、課題研究)、実務教育科目(医療薬学演習、医療薬学基礎実習、医療薬学病院実習、医療薬学薬局実習)を通して、薬剤師の義務と法令を遵守し、医療人としての高い使命感と倫理観を備える。
- (5) 研究力の深化:実習(構造薬学実習、創薬化学実習1、創薬化学実習2、生命薬学実習、医療薬学実習)および3年次後期から6年次での研究室における専門薬学実習、課題研究を通して、化学物質と生命の関わりの中において真理を探究し、薬学研究、教育、衛生行政を支える研究心を身につける。さらに、高い英語の理解力のみならず国際的に発信し、コミュニケーションをはかるための総合的な英語力と国際感覚を身につける。

3. 学習成果の評価の方針

- (1) 科目については、到達度を確認できる明確な成績評価基準を策定し、これに基づいて成績を評価する。
- (2) 卒業論文ならびに卒業時における資質に関して明確な基準を策定し、評価する。
- (3) 教育課程を、学生の評価も含めて組織的、かつ定期的な評価を実施し、常に改善を続ける。

薬学研究科

教育の目的

東北大学大学院薬学研究科の教育目的は、広範囲な薬学分野の知識と技術を修得し、独創的な発想力と国際的な競争力を備えた薬学研究者・技術者・薬剤師を育成することにあります。特に博士前期(修士)課程では、学部教育で修得した基礎的知識・技術を、薬の創製から適正使用までの高度な知識と応用力へと発展させること、また博士後期(博士)課程では、最先端の創薬科学研究、医療薬学研究を自らの力で推進できる能力を涵養し、優れた研究者の育成を目指します。

アドミッションポリシー

大学院薬学研究科が大学院志願者に求める学生像

博士課程前期2年の課程では、学部教育で修得した基礎的知識・技術を、薬の創生から適正使用までの高度な知識と応用力へと発展させることができる薬学研究者・技術者を育成するために、物質科学や生命科学の高度な知識と技術を獲得したいという意欲を持つ人を求めます。また、博士課程後期3年の課程では、最先端の創薬科学研究、医療薬学研究を自らの力で推進できる能力をもつ優れた研究者を育成するために、医薬品の創製や疾病の分子機構の解明などに強い関心を持ち、将来は創薬科学領域でリーダーとして社会に貢献できる人を求めます。

医療薬学専攻博士課程(薬学履修課程)では、高度な専門薬剤師として専門知識と技能、臨床研究を企画・遂行できる能力をもち、臨床開発研究・教育・医療機関において将来リーダーとして、医薬品の臨床開発に貢献する研究者・薬剤師を育成するために、医療薬学を中心とする薬学の知識や技術を修得し、将来は薬学の専門家として医療の一翼を担い得る人を求めます。腫瘍専門薬剤師養成コースは、腫瘍領域で先導的役割を担う腫瘍専門薬剤師を目指す人を対象にしています。スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成コースは、チーム医療における薬剤の専門家として、高度な先進的薬学分析力をもとに主体的に薬物治療に参画する薬剤師を目指す人を求めます。

大学院薬学研究科の入試方法

博士課程前期2年の課程では、「一般選抜」、「推薦入試」及び「外国人留学生等特別選抜」の枠を設け、博士課程後期3年の課程では、「編入学試験」、「社会人特別選抜」、「外国人留学生等特別選抜」の枠を設け、医療薬学専攻博士課程(薬学履修課程)では、「一般選抜」、「社会人特別選抜」、「外国人留学生等特別選抜」の枠を設けて入学試験を実施し、これらの教育理念・目標に沿った研究を行うために必要な高い能力

と資質を備えているか否かを重視して選抜を行います。

(博士課程前期2年の課程)

一般選抜試験は、外部試験による英語力の確認と、薬学に関する専門的知識を評価する筆記試験を行い、特に専門的知識を重視して選抜します。

推薦入試は、出身大学長の推薦に基づき、外部試験による英語力の確認と、論理的思考力を評価する筆記試験及び研究計画と研究意欲等を評価する口頭試問を行い、特に研究意欲を重視して選抜します。

外国人留学生等特別選抜試験は、外国人留学生等を対象とし、外部試験による英語力の確認と、薬学に関する専門的知識を評価する筆記試験及び研究計画と研究意欲等を評価する口頭試問を行い、特に研究意欲を重視して選抜します。

なお、入学前に、物質科学や生命科学に関する基礎的知識に加え、薬の創生から適正使用までの高度な知識、及び応用力を育むために必要な薬学全般における基礎的知識と技術、ならびに基本的な英語力を修得していることを希望します。

(博士課程後期3年の課程)

編入学試験は、外部試験による英語力の確認と、薬学に関する高度な専門知識を評価する筆記試験及び研究計画と研究能力等を評価する口頭試問を行い、特に研究能力を重視して選抜します。

社会人特別選抜試験は、技術者、教員、研究者として勤務し、入学後もその身分を継続する者を対象とし、薬学に関する高度な専門知識、研究適性、及び研究計画と研究能力等を評価する口頭試問を行い、特に研究能力を重視して選抜します。

外国人留学生等特別選抜試験は、外国人留学生等を対象とし、外部試験による英語力の確認と、薬学に関する高度な専門知識を評価する筆記試験及び研究適性、研究計画と研究能力等を評価する口頭試問を行い、特に研究能力を重視して選抜します。

なお、入学前に、薬学領域、特に関連性のある専門科目において、取得した知識と技術を、薬の創生から適正使用までの高度な知識とそれらを研究に応用することができる能力、ならびに専門領域において国際的に活躍できる英語力を身につけていることを希望します。

(医療薬学専攻博士課程(薬学履修課程))

一般選抜試験は、出願書類の内容、外部試験による英語力の確認と、薬学に関する専門知識を評価する筆記試験及び研究適性等を評価する口頭試問を行い、特に専門知識を重視して選抜します。

社会人特別選抜試験は、原則として薬剤師の資格を有し、病院薬剤部等に1年以上勤務し、入学後もその身分を継続する者を対象とし、薬学に関する専門知識、研究適性及び研究計画と研究意欲等を評価する口頭試問を行い、特に研究意欲を重視して選抜します。

外国人留学生等特別選抜試験は、外国人留学生等を対象とし、英語力と薬学に関する専門知識、研究適性、及び研究計画と研究意欲等を評価する口頭試問を行い、特に

研究意欲を重視して選抜します。

なお、入学前に、薬学領域において取得した知識と技術を、薬の適正使用へと発展させることができる能力、ならびに専門領域において国際的に活躍できる英語力を身につけていること、さらに薬剤師国家試験に合格していることを希望します。

【分子薬科学専攻】

教育の目的

分子薬科学専攻における博士課程前期2年の課程では、創薬研究のための基盤的・先端的な専門知識と疾病に関わる生命科学、情報科学、創薬科学の研究技術を修得させ、最先端の創薬科学研究を自らの力で推進できる能力を涵養させ、優れた研究者を養成することを目標とする。

博士課程後期3年の課程では、創薬研究のための先端的な専門知識と創薬に向けた革新的な合成反応および方法論を開発する技術と疾患治療に向けた革新的な医療技術、新薬を開発する技術を修得させ、創薬科学の研究・教育機関において将来リーダーとなる研究者を養成することを目標とする。

ディプロマポリシー

分子薬科学専攻博士課程前期2年の課程では、分子薬科学における幅広い学識を備え、医薬品開発における有機合成と分子解析および疾病の分子機構と医薬品の作用機序に関する研究力量と高度な薬学の専門性を必要とする職業を担うための優れた能力を身につけていることを課程修了の要件とする。

分子薬科学専攻博士課程後期3年の課程では、研究者として自立して活動できる専門的、先端的な研究能力を有し、国際的に分子薬科学研究を先導できる優れた能力を身につけていることを課程修了の要件とする。

それぞれ以下の学習目標を達成し、所定の単位を取得するとともに、優れた研究者としての能力を持つと判断された学生に対して修士(薬科学)、および博士(薬科学)の学位を授与する。

[博士課程前期2年の課程 学習目標]

(1) 教養の涵養

- ・分子薬科学を中心として薬の専門家としての知識を持つとともに、優れたリーダーシップを発揮できる。

(2) 専門の修養

- ・分子薬科学を基盤とした医薬品開発に関する有機合成と分子解析に関する専門知識を持ち、実践できる。
- ・医薬品開発研究における倫理観、使命感を身につけている。

(3) 真理の探究

- ・高度な専門知識と技術を基にした研究を企画・遂行できる。
- ・研究成果を発表し、論理的な議論ができる。

(4) 国際感覚の鍛錬

- ・研究者として国際的な発信ができる。

[博士課程後期3年の課程 学習目標]

(1) 教養の涵養

- ・分子薬科学のみならず、薬の専門家としての幅広い知識を持つとともに、優れたリーダーシップを発揮できる。

(2) 専門の修養

- ・医薬品開発に関する有機合成と分子解析に関する幅広く、かつ高度な専門知識を持ち、実践できる。
- ・医薬品開発研究における倫理観、使命感を身につけている。

(3) 真理の探究

- ・高度な専門知識と技術を基にし、当該領域の課題を解決するための研究を企画・遂行できる。
- ・研究成果を発表し、論理的な議論ができる。
- ・論理的な論文として完成できる。

(4) 国際感覚の鍛錬

- ・研究者として国際的な活躍ができる。

カリキュラムポリシー

1. 教育課程の編成方針

薬学研究科では薬学部での教育を引継ぎ、さらに発展させるカリキュラムを編成している。ディプロマポリシーで掲げた「教養の涵養」、「専門の修養」、「真理の探究」、および「国際感覚の鍛錬」における学習目標を達成するために必要な講義科目、演習科目、実習科目および、課題研究等を適切に組み合わせた教育を実施する。博士課程前期においては、専門分野にとらわれない分野横断的な学際領域を学べるカリキュラムを実施して、自己研鑽できる研究力量と国際性を持ち、医薬品開発に貢献できる研究者を養成します。また、博士課程後期においては、幅広い視野から自己の研究を位置づけ、自己の研究の成果と意義を国際的水準で議論し、論理的に研究を展開できる能力を養成する。

修了時に到達すべき学習目標を学生が達成できるように、各科目で習得される知識、能力を明示したシラバスと、体系性を示した科目ナンバリング、カリキュラムマップで可視化し、体系的な講義、演習、実習による学習を促す。

2. 教育課程における教育・学習方法に関する方針

[博士課程前期2年の課程]

(1) 教養の涵養

- ・ 分子薬科学を中心とした当該領域の先駆者による講義・セミナーを開催して、幅広い知識とリーダーシップを発揮するための素養を身につける。

(2) 専門の修養

- ・ 医薬品開発における有機合成と分子解析、情報科学、創薬科学の研究技術に関する基

盤的・先端的な専門知識、ならびに研究者としての倫理観および使命感は、講義、演習および課題研究により修得する。

(3) 真理の探究

- ・ 医薬品開発における有機合成と分子解析に関する研究を企画、実践する能力、および論理的に議論する能力を身につけるために、演習科目、および課題研究を実施し、学位論文を作成する。

(4) 国際感覚の鍛錬

- ・ 演習科目、および課題研究を実施する過程において、英語能力、国際感覚を養う。

(5) 研究者としての能力を判定するために、学位論文の提出、ならびに最終試験を課す。

[博士課程後期3年の課程]

(1) 教養の涵養

- ・ 幅広い領域の先駆者による講義・セミナーを開催して、幅広い知識とリーダーシップを発揮するための素養、問題解決能力を身につける。

(2) 専門の修養

- ・ 医薬品開発における有機合成と分子解析、情報科学、創薬科学の研究技術に関する先端的で高度な専門知識、ならびに研究者としての倫理観および使命感は、演習および課題研究により修得する。

(3) 真理の探究

- ・ 医薬品開発における分子薬科学研究に関する課題を発見し、主体的に研究を企画、実践する能力、および論理的に議論する能力を身につけるために、演習科目、および課題研究を実施し、学位論文を作成する。

(4) 国際感覚の鍛錬

- ・ 演習科目、および課題研究を実施する過程において、英語能力、国際感覚を養う。

(5) 研究者としての能力を判定するために、学位論文の提出、ならびに最終試験を課す。

3. 学習成果の評価の方針

- (1) 科目については、到達度を確認できる成績評価基準を策定し、これに基づいて成績を評価する。

- (2) 学位論文ならびに研究者としての能力に関して明確な基準を策定し、評価する。

- (3) 教育課程を、学生の評価も含めて組織的、かつ定期的な評価を実施し、常に改善を続ける。

【生命薬科学専攻】

教育の目的

生命薬科学専攻における博士課程前期2年の課程では、生命薬学研究のための基盤的・先端的な専門知識と疾病に関わる生命科学、情報科学、創薬科学の研究技術を修得させ、最先端の創薬科学研究を自らの力で推進できる能力を涵養させ、優れた研究者を養成することを目標としています。

博士課程後期3年の課程では、生命薬学研究のための先端的な専門知識と疾患治療に向けた革新的な医療技術、新薬を開発する技術を修得させ、創薬科学の研究・教育機関において将来リーダーとなる研究者を養成することを目標としています。

ディプロマポリシー

生命薬科学専攻博士課程前期2年の課程では、生命薬学における幅広い学識を備え、疾病の分子機構と医薬品の作用機序、医薬品開発に関する研究力量と高度な薬学の専門性を必要とする職業を担うための優れた能力を身につけていることが課程修了の要件とする。

生命薬科学専攻博士課程後期3年の課程では、研究者として自立して活動できる専門的、先端的な研究能力を有し、国際的に生命薬科学研究を先導できる優れた能力を身につけていることが課程修了の要件とする。

それぞれ以下の学習目標を達成し、所定の単位を取得するとともに、研究者としての能力を持つと判断された学生に対して修士(薬科学)、および博士(薬科学)の学位を授与する。

[博士課程前期2年の課程 学習目標]

(1) 教養の涵養

- ・ 生命薬学を中心として、薬の専門家としての知識を持つとともに、優れたリーダーシップを発揮できる。

(2) 専門の修養

- ・ 生命薬学を基盤とした医薬品開発に関する専門知識を持ち、実践できる。
- ・ 医薬品開発研究における倫理観、使命感を身につけている。

(3) 真理の探究

- ・ 高度な専門知識と技術を基にした研究を企画・遂行できる。
- ・ 研究成果を発表し、論理的な議論ができる。

(4) 国際感覚の鍛錬

- ・ 研究者として国際的な発信ができる。

[博士課程後期3年の課程 学習目標]

(1) 教養の涵養

- ・ 生命薬学のみならず、薬の専門家としての幅広い知識を持つとともに、優れたリーダーシ

ップを發揮できる。

(2) 専門の修養

- ・ 医薬品開発に関する幅広く、かつ高度な専門知識を持ち、実践できる。
- ・ 医薬品開発研究における倫理観、使命感を身につけている。

(3) 真理の探究

- ・ 高度な専門知識と技術を基にし、当該領域の課題を解決するための研究を企画・遂行できる。
- ・ 研究成果を発表し、論理的な議論ができる。
- ・ 論理的な論文として完成できる。

(4) 国際感覚の鍛錬

- ・ 研究者として国際的な活躍ができる。

カリキュラムポリシー

1. 教育課程の編成方針

薬学研究科では薬学部での教育を引継ぎ、さらに発展させるカリキュラムを編成している。ディプロマポリシーで掲げた「教養の涵養」、「専門の修養」、「真理の探究」、および「国際感覚の鍛錬」における学習目標を達成するために必要な講義科目、演習科目、実習科目および、課題研究等を適切に組み合わせた教育を実施する。博士課程前期においては、専門分野にとらわれない分野横断的な学際領域を学べるカリキュラムを実施して、自己研鑽できる研究力量と国際性をもち、医薬品開発に貢献できる研究者を養成する。また、博士課程後期においては、幅広い視野から自己の研究を位置づけ、自己の研究の成果と意義を国際的水準で議論し、論理的に研究を展開できる能力を養成する。

修了時に到達すべき学習目標を学生が達成できるように、各科目で習得される知識、能力を明示したシラバスと、体系性を示した科目ナンバリング、カリキュラムマップを可視化し、体系的な講義、演習、実習による学習を促す。

2. 教育課程における教育・学習方法に関する方針

[博士課程前期2年の課程]

(1) 教養の涵養

- ・ 生命薬学を中心とした当該領域の先駆者による講義・セミナーを開催して、幅広い知識とリーダーシップを發揮するための素養を身につける。

(2) 専門の修養

- ・ 生命薬学研究および創薬のための基盤的・先端的な専門知識と疾病に関わる生命科学、情報科学、創薬科学の研究技術に関する基盤的・先端的な専門知識、ならびに研究者としての倫理観および使命感は、講義、演習および課題研究により修得する。

(3) 真理の探究

- ・ 医薬品開発における生命薬科学研究を企画、実践する能力、および論理的に議論する能力を身につけるために、演習科目、および課題研究を実施し、学位論文を作成する。

(4) 国際感覚の鍛錬

- ・ 演習科目、および課題研究を実施する過程において、英語能力、国際感覚を養う。

(5) 研究者としての能力を判定するために、学位論文の提出、ならびに最終試験を課す。

[博士課程後期3年の課程]

(1) 教養の涵養

- ・ 幅広い領域の先駆者による講義・セミナーを開催して、幅広い知識とリーダーシップを発揮するための素養、課題解決能力を身につける。

(2) 専門の修養

- ・ 生命薬学研究および創薬のための基盤的・先端的な専門知識と疾病に関わる生命科学、情報科学、創薬科学の研究技術に関する先端的で高度な専門知識、ならびに研究者としての倫理観および使命感は、講義、演習および課題研究により修得する。

(3) 真理の探究

- ・ 医薬品開発における生命薬科学研究に関する課題を発見し、主体的に研究を企画、実践する能力、および論理的に議論する能力を身につけるために、演習科目、および課題研究を実施し、学位論文を作成する。

(4) 国際感覚の鍛錬

- ・ 演習科目、および課題研究を実施する過程において、英語能力、国際感覚を養う。

(5) 研究者としての能力を判定するために、学位論文の提出、ならびに最終試験を課す。

3. 学習成果の評価の方針

(1) 科目については、到達度を確認できる成績評価基準を策定し、これに基づいて成績を評価する。

(2) 学位論文ならびに研究者としての能力に関して明確な基準を策定し、評価する。

(3) 教育課程を、学生の評価も含めて組織的、かつ定期的な評価を実施し、常に改善を続ける。

【医療薬学専攻】

教育の目的

医療薬学専攻博士課程(薬学履修課程)では、高度な専門薬剤師として専門知識と技能、臨床研究を企画・遂行できる能力を修得させ、臨床開発研究・教育・医療機関において将来リーダーとして、医薬品の臨床開発に貢献する研究者・薬剤師を養成します。特に薬剤師としては、救急医療、セルフメディケーション、在宅医療を担う専門知識と技能を涵養させ、地域医療の中核を担う優れた専門薬剤師を養成することを目標としている。

ディプロマポリシー

高度な専門薬剤師として専門知識と技能、臨床研究を企画・遂行できる能力を修得させ、臨床開発研究・教育・医療機関において将来リーダーとして、医薬品の臨床開発に貢献する研究者・薬剤師を育成する。以下の学習目標を達成し、所定の単位を取得するとともに、学位論文ならびに研究者としての能力を持つと判断された学生に対して博士(薬学)の学位を授与する。

[学習目標]

(1) 教養の涵養

- ・薬の専門家としての幅広い知識を持つとともに、優れたリーダーシップを発揮できる。

(2) 専門の修養

- ・医薬品の適正使用と薬物治療等に関する幅広く、かつ高度な専門知識を持ち、実践できる。
- ・基礎研究・臨床研究、および医療に携わるための倫理観、使命感を身につけている。

(3) 真理の探究

- ・高度な専門知識と技術を基にした研究を企画・遂行できる。
- ・研究成果を発表し、論理的な議論ができる。
- ・論理的な論文として完成できる

(4) 国際感覚の鍛錬

- ・研究者、薬剤師として国際的な活躍ができる。

カリキュラムポリシー

1. 教育課程の編成方針

薬学研究科では薬学部での教育を引継ぎ、さらに発展させるカリキュラムを編成する。ディプロマポリシーで掲げた「教養の涵養」、「専門の修養」、「真理の探究」、および「国際感覚の

鍛錬」における学習目標を達成するために必要な講義科目、演習科目、実習科目および、課題研究等を適切に組み合わせた教育を実施する。さらに「腫瘍専門薬剤師養成コース」および「スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成コース」では、高度な専門薬剤師としての実践的な能力を育成する。

修了時に到達すべき学習目標を学生が達成できるように、各科目で習得される知識、能力を明示したシラバスと、体系性を示した科目ナンバリング、カリキュラムマップで可視化し、体系的な講義、演習、実習による学習を促す。

2. 教育課程における教育・学習方法に関する方針

(1) 教養の涵養

- ・ 医療薬学を中心とした幅広い領域の先駆者による講義・セミナーを開催して、幅広い知識とリーダーシップを発揮するための素養、課題解決能力を身につける。

(2) 専門の修養

- ・ 医薬品の適正使用と薬物治療、臨床研究等に関する高度な専門知識、倫理観、および使命感は、研究科の教員だけでなく、現場の薬剤師、医師、医療従事者等による講義、演習により修得する。
- ・ 腫瘍専門薬剤師養成コースでは、腫瘍専門薬剤師としての高度な知識、技術を修得するため、大学病院等との連携のもと、講義、演習、実習科目を設定する。
- ・ スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成コースでは、個別化医療を実践するために必要な知識・技術を身につけるための講義、演習、実習科目を設定する。

(3) 真理の探究

- ・ 薬に関する基礎研究ならびに臨床研究を企画、実践する能力、および論理的に議論する能力を身につけるために、演習科目、および課題研究を実施し、学位論文を作成する。

(4) 国際感覚の鍛錬

- ・ 演習科目、および課題研究を実施する過程において、英語能力、国際感覚を養う。

(5) 研究者としての能力を判定するために、学位論文の提出、ならびに最終試験を課す。

3. 学習成果の評価の方針

(1) 科目については、到達度を確認できる成績評価基準を策定し、これに基づいて成績を評価する。

(2) 学位論文ならびに研究者としての能力に関して明確な基準を策定し、評価する。

(3) 教育課程を、学生の評価も含めて組織的、かつ定期的な評価を実施し、常に改善を続ける。

目 次

◇ 行事予定表	1
◇ 教育課程	3
◇ 学部規程関係	
・ 東北大学薬学部規程	17
・ 東北大学薬学部履修内規	23
・ 薬学教育モデル・コアカリキュラムについて	31
・ 東北大学学部通則	42
・ 東北大学学部通則細則	55
◇ 大学院規程関係	
・ 東北大学大学院薬学研究科規程	57
・ 東北大学大学院薬学研究科履修内規	64
・ 大学院共通科目について	70
・ 未来型医療創造卓越大学院プログラムについて	72
・ 統合化学国際大学院プログラム	76
・ 食科学国際共同大学院プログラム	79
・ 授業科目の履修方法	85
・ 東北大学大学院通則	87
・ 東北大学大学院通則細則	109
・ 東北大学大学院共通科目規程	111
・ 東北大学学位規程	115
・ 東北大学大学院薬学研究科における課程による学位論文審査に関する取扱内規	120
・ 東北大学大学院薬学研究科課程を経ない博士の学位に関する取扱内規	121
・ 東北大学大学院薬学研究科における博士課程後期3年の課程進学者及び編入学者の選考に関する取扱内規	123
◇ その他の規程関係	
・ 薬学部・薬学研究科授業科目単位の計算方法に関する申合せ	125
・ 東北大学研究生規程	126
・ 東北大学研究生規程細則	129
・ 東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程	130
・ 東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程	134
・ 学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規	142
◇ 教育職員免許状の取得について	145
◇ 学生心得	
・ 学生心得	153
・ 大学間及び学部間協定による留学について	162
・ 「学部仙台単位互換ネットワークに関する協定」に基づく単位互換制度について	163
◇ 安全について	
・ 研究災害の予防	165
・ 東北大学薬学研究科・薬学部学生事故処理指針	169
◇ 学内施設の利用について	170
◇ 薬学研究科・薬学部の紹介	
・ 薬学研究科・薬学部の概要	173
・ 薬学研究科・薬学部組織機構図	175
・ 研究科専攻及び分野の紹介	176
・ 薬学研究科教職員名簿	183
◇ 付 録	
・ 東北大学薬友会規約	195
・ 各年度別学位取得者数	197
・ 各年月別学部学生卒業生数	198
・ 学 生 歌	199
・ 構 内 図	200

行事予定表

具体的な日程は、随時掲示するので、注意すること。

	(学 部)	(大 学 院)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学部入学式 ・新入生オリエンテーション ・2年次ガイダンス ・3年次ガイダンス ・4年次薬学科ガイダンス ・6年次薬学科ガイダンス ・授業時間割発表 ・第1学期授業開始 ・Web履修登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院入学式 ・新入生オリエンテーション ・授業時間割発表 ・第1学期授業開始 ・Web履修登録 ・日本学生支援機構奨学生在学推薦願書提出 ・博士論文予備審査申請（9月修了） ・博士課程前期2年の課程学生募集要項（推薦・一般・特別選抜）発表
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断（全学年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構奨学生在学推薦 ・定期健康診断（全学年）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・創立記念日（22日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・博士課程前期2年の課程推薦入学試験願書受付 ・創立記念日（22日） ・修士論文内容要旨及び論文提出（9月修了）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・実験動物慰霊祭 ・分野配属説明会（3年生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験動物慰霊祭 ・博士課程前期2年の課程推薦入学試験及び合格者発表 ・博士課程前期2年の課程（一般・特別選抜）入学試験願書受付 ・博士論文内容要旨提出（9月修了）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・専門教育科目定期試験 ・学科志望届提出（2、3年生） ・分野配属志望票提出（3年生） ・専門教育科目再試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・博士課程前期2年の課程（一般・特別選抜）入学試験 ・博士課程前期2年の課程及び後期3年の課程最終試験（9月修了）

	(学 部)	(大 学 院)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・後期分授業料免除願、徴収猶予願及び月割分納願提出 ・学科決定 (3年生) ・配属分野決定 (3年生) ・各学科ガイダンス (3年生) ・4年次薬学科ガイダンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・博士課程前期2年の課程 (一般・特別選抜) 入学試験合格者発表 ・後期分授業料免除願、徴収猶予願及び月割分納願提出 ・博士論文提出 (9月修了)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2学期授業開始 ・Web履修登録 ・防災訓練 ・大学祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2学期授業開始 ・博士論文予備審査申請 (3月修了) ・日本学生支援機構奨学生予約採用願書提出及び推薦 ・防災訓練 ・大学祭
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師国家試験願書受付開始 (薬学科6年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・博士課程薬学履修課程入学試験願書受付
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構奨学生適格認定 ・専門教育科目定期試験 (薬学科4年生) ・専門教育科目再試験 (薬学科4年生) ・C B T (薬学科4年) ・課題研究発表会 (薬学科6年生) ・課題研究論文提出 (薬学科6年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構奨学生適格認定 ・博士課程薬学履修課程入学試験及び合格者発表 ・博士課程前期2年の課程 (特別選抜) 及び後期3年の課程 (編入学・特別選抜) 入学試験願書受付
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・O S C E (薬学科4年) ・専門教育科目補講 	<ul style="list-style-type: none"> ・修士論文内容要旨及び論文提出 ・博士論文内容要旨提出 ・博士課程前期2年の課程 (特別選抜) 及び後期3年の課程 (編入学・特別選抜) 入学試験
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・専門教育科目定期試験 (1～3年生) ・専門教育科目再試験 (1～3年生) ・課題研究論文提出 (創薬科学科4年生) ・薬剤師国家試験 (薬学科6年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・博士課程前期2年の課程 (特別選抜) 及び後期3年の課程 (編入学・特別選抜) 合格者発表 ・博士論文提出 ・後期3年の課程最終試験 ・日本学生支援機構返還免除願書提出
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・課題研究発表会 (創薬科学科4年生) ・学位記授与式 ・前期分授業料免除願、徴収猶予願及び月割分納願提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期2年の課程最終試験 ・学位記授与式 ・前期分授業料免除願、徴収猶予願及び月割分納願提出 ・日本学生支援機構返還免除推薦

薬学部教育課程

I 所属学科の決定

3年次第2学期の開始前に本人の志望と学業成績によって所属学科を決定する。

定員	創薬科学科（4年課程）	60名
	薬学科（6年課程）	20名

II 全学教育科目及び専門教育科目

1. 授業科目

(1) 薬学部の教育課程は、次の授業科目で構成されている。

- 全学教育科目……全学教育科目開設セメスター (p. 8)
- 専門教育科目……専門教育科目開設セメスター (p.13)
- 教育職員免許法に定める教職に関する科目……(p.149)

※ セメスターとは、学期に対応する区分で、創薬科学科（4年課程）は8セメスター制、薬学科（6年課程）は12セメスター制となる。

(2) 全学教育科目の授業科目は、次の区分に分けられ、それぞれの中で授業科目が開設される。

- | | | | |
|--------|---------|--------|-----------|
| ○ 基盤科目 | ○ 先進科目 | ○ 言語科目 | ○ 学術基礎科目 |
| ・学問論 | ・現代素養科目 | ・外国語 | ・基礎人文科学 |
| ・人文科学 | ・先端学術科目 | ・日本語 | ・基礎社会科学 |
| ・社会科学 | | | ・基礎数学 |
| ・自然科学 | | | ・基礎物理学 |
| ・学際科目 | | | ・基礎化学 |
| | | | ・基礎生物学 |
| | | | ・基礎宇宙地球科学 |

(3) 専門教育科目の授業科目は、次の区分に分けられ、それぞれの中で授業科目が開設される。

- | | |
|----------|----------|
| ○ 創薬科学科 | ○ 薬学科 |
| ・基幹教育科目 | ・基幹教育科目 |
| ・展開教育科目 | ・発展教育科目 |
| ・研究者教育科目 | ・実務教育科目 |
| | ・研究者教育科目 |

2. 授業科目の開設セメスター

(1) 全学教育科目

全学教育科目は、第1～第3セメスターに開設され、川内北キャンパスで行われる。

なお、科目ごとの開設セメスターは、全学教育科目開設セメスター (p.8) に示してあるので参照のこと。

(2) 専門教育科目

専門教育科目は、第1セメスターから開設され、第1～第3セメスターの科目は、主に川内北キャンパスで行われ、第4セメスター以降の科目は、薬学部において行われる。

なお、科目ごとの開設セメスターは、専門教育科目開設セメスター (p.13) に示してあるので参照のこと。

3. 履修方法

第1～第4セメスターの各セメスターに履修登録できる単位数の上限は、授業科目の適切な履修のため、30単位を目安とする。ただし、専門教育科目の必修科目、自由聴講科目、教職に関する科目、再履修科目は含めない。

(1) 全学教育科目

ここでは、3年次第2学期以降（第6セメスター以降）に開設される授業科目を履修するために必要な全学教育科目の単位（42単位以上）の履修方法について説明する。

なお、卒業に必要な単位の履修方法も同様である。

1) 基盤科目類（20単位以上）

- ① 学問論の群に開設される「学問論」、「学問論演習」は必修である。
- ② 人文科学の群に開設される「論理学」、「哲学」、「倫理学」、「文学」、「宗教学」、「芸術」、「教育学」、「歴史学」、「言語学・日本語科学」、「心理学」、「文化人類学」及び「社会学」の中から2単位以上を選択履修すること。
- ③ 社会科学の群に開設される「経済と社会」、「日本国憲法」、「法学」、「政治学」、「情報社会の政治・経済」及び「法・政治と社会」の中から2単位以上を選択履修すること。
- ④ 自然科学・数学の群に開設される「線形代数学概論」、「解析学概論」及び「数理統計学概論」の中から2単位以上を選択履修すること。
- ⑤ 自然科学・物理学の群に開設される「物理学概論Ⅰ」及び「物理学概論Ⅱ」の中から2単位以上を選択履修すること。
- ⑥ 学際科目群に開設される「インクルージョン社会（社会群）」、「エネルギーや資源と持続可能性（エネルギー群）」、「生命と自然（生命群）」、「自然と環境（環境群）」、「情報と人間・社会（情報群）」及び「東北アジア地域研究入門（情報群）」の中から4単位以上を選択履修すること。
- ⑦ 学際科目・融合型理科実験の群に開設される「自然科学総合実験」は必修である。
- ⑧ 学際科目・保健体育（実技）の群に開設される「スポーツA」は必修である。
- ⑨ 学際科目・保健体育（講義）の群に開設される「体と健康」及び「身体の文化と科学」の中から2単位以上を選択履修すること。

2) 先進科目類（2単位以上）

- ① 現代素養科目・情報教育の群に開設される「情報とデータの基礎」は必修である。

3) 言語科目類（10単位以上）

- ① 英語の群に開設される「英語Ⅰ-A」、「英語Ⅰ-B」、「英語Ⅱ-A」、「英語Ⅱ-B」、「英語Ⅲ」及び「英語Ⅲ(e-learning)」は必修である。
- ② 初修語の群に開設される次の6外国語の中から1外国語について、基礎Ⅰ及びⅡから4単

位以上を選択履修すること。

「基礎ドイツ語Ⅰ 2単位・基礎ドイツ語Ⅱ 2単位」, 「基礎フランス語Ⅰ 2単位・基礎フランス語Ⅱ 2単位」, 「基礎ロシア語Ⅰ 2単位・基礎ロシア語Ⅱ 2単位」, 「基礎スペイン語Ⅰ 2単位・基礎スペイン語Ⅱ 2単位」, 「基礎中国語Ⅰ 2単位・基礎中国語Ⅱ 2単位」, 「基礎朝鮮語Ⅰ 2単位・基礎朝鮮語Ⅱ 2単位」

4) 学術基礎科目 (8単位以上)

- ① 基礎化学の群に開設される「化学A」, 「化学B」及び「化学C」の中から4単位以上を選択履修すること。
- ② 基礎生物学の群に開設される「生命科学A」, 「生命科学B」及び「生命科学C」の中から4単位以上を選択履修すること。

5) その他 (2単位以上)

学術基礎科目類基礎化学群及び別に定める指定の科目の中から2単位以上を選択履修すること。

(2) 専門教育科目

専門教育科目には、次の3つの要件が定められている。それぞれ、東北大学薬学部履修内規列表第2及び第3に従って履修すること。

- 1) 3年次第2学期以降(第6セメスター以降)に開設される授業科目を履修するための要件
○基幹教育科目から66単位以上を修得すること。これを満たさない場合は進級しない。
- 2) 薬学科の学生が実務教育科目(第8セメスター以降)に開設される授業科目を履修するための要件
○発展教育科目から45単位以上を修得すること。これを満たさない場合は進級しない。
CBT・OSCEに合格しない場合、医療薬学病院実習及び医療薬学薬局実習を履修できない。
- 3) 卒業するための要件
○創薬科学科の学生は、100単位(基幹教育科目66単位、展開教育科目14単位及び研究者教育科目20単位)以上を修得すること。
○薬学科の学生は、160単位(基幹教育科目66単位、発展教育科目45単位、実務教育科目27単位及び研究者教育科目22単位)以上を修得すること。

4. 履修手続

授業を受けるためには履修手続をしなければならない。卒業要件等に留意のうえ、履修計画を立てて、履修登録期間内に履修登録の手続を行うこと。履修登録期間後には履修放棄ができないので、

注意すること。

また、既に単位を修得した授業科目は履修することができない。

なお、履修手続の詳細については掲示で指示する。

5. 試 験

(1) 全学教育科目

全学教育科目の試験は、試験日程を設けずに授業又は補講期間に実施されるので授業担当教員の指示に従うこと。

なお、追試験等、試験に関する詳細については、全学教育科目履修の手引を参照のこと。

(2) 専門教育科目

1) 定期試験

専門教育科目の試験は、各開講期の終わりに実施する。試験日程等については、掲示等で指示する。

ただし、担当教員が必要と認めるときは随時行うことがある。

また、定期試験等を受験しなかった者は再試験等を受験することができない。ただし、追試験等を受験した者についてはその限りではない。

なお、追試験、再試験、試験等に関する詳細については、東北大学薬学部履修内規を参照のこと。

2) 受験の心得

- ① 試験室では、監督教員の指示に従うこと。
- ② 座席は、学籍番号により指定される。(川内北キャンパスで実施される試験を除く)
- ③ 試験中は、「学生証」を携帯すること。
- ④ 試験中は、黒鉛筆・消しゴム・時計(他の機能を備えたものは不可)以外(特にスマートフォン等の携帯端末や紙片等)は机上に置いたり、身に着けたりせず、鞆等にしまうこと。その他のもので使用を認められる場合については、その都度指示する。
- ⑤ 解答用紙は、必ず提出すること。白紙答案でも持ち帰ってはならない。
- ⑥ 不正行為または不正行為と疑われる行為は絶対に行わないこと。不正行為を行った者は懲戒処分とし、当該 Semester 全科目の単位を無効とする。

3) 試験結果

試験の結果は、合否の判定をもって掲示し、不合格者に対する再試験終了後、Semester ごとに各自学務情報システムで確認すること。

4) 成績評価に対する疑問の受付

学生は、成績発表から2週間以内に限り、教務係への申し出により、成績評価について授業担当教員から説明を受けることができる。

この期間内に申し出ないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内に限り、申し出

期間経過後も受け付ける。

5) 成績評価に対する不服申し立て

学生は、成績評価について、不服がある場合には、成績発表から所定の期間内に限り、教務係への申し出により、学部生の場合は学部教務委員会委員長、大学院生の場合は研究科教務委員会委員長に不服の申し立てをすることができる。

この期間内に申し出ないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内に限り、申し出期間経過後も受け付ける。

6) レポート

既存の文章や情報を、適切な引用を行わずにレポートに記載する「盗用」は不正行為の一つで有り、その程度に応じて当該単位を無効とする。

Ⅲ 教育職員免許法に定める教職に関する科目

教育職員免許状を取得するためには、高度教養教育・学生支援機構において開設されている教職に関する科目のほか、取得しようとする免許の種類によって、必要な単位を修得する必要がある。詳細については、「教育職員免許状の取得について」を参照のこと。

○ 全学教育科目開設セメスター

類	群	授業科目	単位数	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	備考		
基 盤 科 目	学問論	学問論	2	○								
		学問論演習	1		○							
		展開学問論	1									
	人文科学	論理学	2	○		○						
		哲学	2	○		○	○					
		倫理学	2	○		○	○					
		文学	2			○	○					
		宗教学	2		○	○	○					
		芸術	2	○		○	○					
		教育学	2	○		○						
		歴史学	2	○	○	○						
		言語学・日本語科学	2	○		○						
		心理学	2	○		○	○					
		文化人類学	2			○	○					
		社会学	2	○	○	○	○					
		社会科学	経済と社会	2	○	○	○	○				
	日本国憲法		2		○	○						
	法学		2		○		○					
	政治学		2	○	○	○						
	情報社会の政治・経済		2			○						
	法・政治と社会		2			○						
	自然科学	数 学	線形代数学入門	2								
			線形代数学概論	2	○							
			解析学入門	2								
			解析学概論	2		○						
			数理統計学入門	2								
		数理統計学概論	2	○								
		物理学	物理学入門	2								
			物理学概論I	2	○							
			物理学概論II	2		○						
		化学	化学概論	2								
		生物学	生命科学入門	2								
		宇宙地球科学	天文学概論	2								
	地球環境科学概論		2									
	地理学概論		2									
	学際科目	社 会	インクルージョン社会	2		○	○	○				
エネルギー		エネルギーや資源と持続可能性	2		○	○	○					
生 命		生命と自然	2			○	○					
環 境		自然と環境	2		○	○						
情 報		情報と人間・社会	2		○	○	○					
		東北アジア地域研究入門	2		○							
融合型理科実験		自然科学総合実験	2		○							
		文科系のための自然科学総合実験	2									
保健体育（実技）		スポーツA	1	○								
		スポーツB	1			○	○					
保健体育（講義）	体と健康	2	○									
	身体の文化と科学	2		○								

類	群	授業科目	単位数	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	備考	
先進科目	情報教育	情報とデータの基礎	2	○						開設する授業科目は、毎年定める。	
		データ科学・AI概論	2		○						
		機械学習アルゴリズム概論	2		○		○				
		実践的機械学習I	2	○		○					
		実践的機械学習 II	2		○		○				
		情報教育特別講義	2	○	○						
	国際教育	国際事情	2	○	○						
		国際教養PBL	2	○	○						
		国際教養特定課題	2	○	○						
		文化理解	2	○	○						
		文化と社会の探求	2	○	○						
		多文化間コミュニケーション	2	○	○						
		多文化PBL	2	○	○						
		多文化特定課題	2	○	○						
		グローバル学習	2	○	○						
		キャリア関連学習	2	○	○						
		グローバルPBL	2	○	○						
		グローバル特定課題	2	○	○						
		海外長期研修	1~6	○							
		海外短期研修（基礎A）	1	○	○						
		海外短期研修（基礎B）	2	○	○						
		海外短期研修（展開A）	1	○	○						
	海外短期研修（展開B）	2	○	○							
	海外短期研修（発展A）	1	○	○							
	海外短期研修（発展B）	2	○	○							
	キャリア教育	アントレプレナー入門塾	2	○		○			○		開設する授業科目は、毎年定める。
		未来デザイン思考ワークショップ	2	○		○			○		
		ライフ・キャリアデザインA	2	○		○			○		
		ライフ・キャリアデザインB	2		○		○			○	
		汎用的技能ワークショップ	2		○		○			○	
		バリューディスカバリー演習	2		○		○			○	
		バリューデザインⅡ	2			○					
		バリューデザインⅠ	2			○					
キャリア実習A		1				○					
キャリア実習B		2				○					
キャリア教育特別講義	2		○		○			○			
地球規模課題	持続可能性と社会共創	2									
	SDGsにみるグローバルガバナンスと持続可能な開発	2									
	持続可能な社会のレジリエントデザイン	2									
	持続可能な発展と社会	2									
	持続可能な社会実現に向けたシステム設計	2									
	ジェンダー共創社会	2									
先端学術科目	カレント・トピックス科目	0.5~1	○	○						開設する授業科目は、毎年定める。	
	フロンティア科目	2	○	○						開設する授業科目は、毎年定める。	

類	群	授業科目	単位数	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	備考	
言語科目	英語	英語I-A	1	○							
		英語I-B	1	○							
		英語II-A	1		○						
		英語II-B	1		○						
		英語III	1			○					
		英語III(e-learning)	1			○					
	初修語	基礎ドイツ語Ⅰ	2	○							
		基礎ドイツ語Ⅱ	2		○						
		展開ドイツ語Ⅰ	2			○					
		展開ドイツ語Ⅱ	2				○				
		展開ドイツ語Ⅲ	2					○			
		展開ドイツ語Ⅳ	2							○	
		基礎フランス語Ⅰ	2	○							
		基礎フランス語Ⅱ	2		○						
		展開フランス語Ⅰ	2			○					
		展開フランス語Ⅱ	2				○				
		展開フランス語Ⅲ	2					○			
		展開フランス語Ⅳ	2							○	
		実践フランス語Ⅰ	2			○					
		実践フランス語Ⅱ	2				○				
		基礎ロシア語Ⅰ	2	○							
		基礎ロシア語Ⅱ	2		○						
		展開ロシア語Ⅰ	2			○					
		展開ロシア語Ⅱ	2				○				
		展開ロシア語Ⅲ	2					○			
		展開ロシア語Ⅳ	2							○	
		基礎スペイン語Ⅰ	2	○							
		基礎スペイン語Ⅱ	2		○						
		展開スペイン語Ⅰ	2			○					
		展開スペイン語Ⅱ	2				○				
		実践スペイン語Ⅰ	2					○			
		実践スペイン語Ⅱ	2							○	
		基礎中国語Ⅰ	2	○							
		基礎中国語Ⅱ	2		○						
		展開中国語Ⅰ	2			○					
		展開中国語Ⅱ	2				○				
		展開中国語Ⅲ	2					○			
		展開中国語Ⅳ	2							○	
		基礎朝鮮語Ⅰ	2	○							
		基礎朝鮮語Ⅱ	2		○						
		展開朝鮮語Ⅰ	2			○					
		展開朝鮮語Ⅱ	2				○				
展開朝鮮語Ⅲ	2					○					
展開朝鮮語Ⅳ	2							○			

類	群	授業科目	単位数	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	備考
学術基礎科目	諸外国語	ギリシア語Ⅰ	2	○						
		ギリシア語Ⅱ	2		○					
		サンスクリット語Ⅰ	2	○						
		サンスクリット語Ⅱ	2		○					
		ラテン語Ⅰ	2	○						
		ラテン語Ⅱ	2		○					
		イタリア語Ⅰ	2	○						
		イタリア語Ⅱ	2		○					
		チェコ語Ⅰ	2	○						
		チェコ語Ⅱ	2		○					
		アラビア語Ⅰ	2	○						
		アラビア語Ⅱ	2		○					
	日本語	日本語A	1	○						外国人留学生のための授業科目である。
		日本語B	1		○					
		日本語C	1	○						
		日本語D	1		○					
		日本語E	1	○						
		日本語F	1		○					
		日本語G	1	○						
		日本語H	1		○					
		日本語I	1	○						
		日本語J	1		○					
	Basic Japanese I	4							※1	
	Basic Japanese II	3								
	Intermediate Japanese	3								
	基礎人文科学	2							※2	
	基礎社会科学	2							※2	
	基礎数学	線形代数学A	2							
		線形代数学B	2							
		解析学A	2							
		解析学B	2							
		常微分方程式論	2							
		複素関数論	2							
		数理統計学	2							
	基礎物理学	物理学A	2							
		物理学B	2							
		物理学C	2							
		基礎物理数学	2							
	基礎化学	化学A	2	○						
		化学B	2		○					
		化学C	2	○						

類	群	授業科目	単位数	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	備考
	基礎生物学	生命科学A	2	○						
		生命科学B	2	○						
		生命科学C	2			○				
	基礎宇宙地球科学	地球システム科学	2	○						
		地球物質科学	2	○						
		地理学	2		○					
		天文学	2							
		地球惑星物理学	2			○				

※1 理学部化学科先端物質科学コース、工学部機械知能・航空工学科国際機械工学コース及び農学部生物生産科学科国際海洋生物科学コース学生のための授業科目である。

※2 各学部長が、他の学部の学生に全学教育科目として履修させることができるものとして毎年定める。

1. 開設セメスターは標準的な配置を示したものであり、年度によっては一部変更となることがあるので、毎年度配付する授業時間割表で確認すること。
2. 開設セメスターの表示のない科目については、他組履修により修得することができる。

○ 専門教育科目開設セメスター

[創薬科学科・薬学科共通(基幹教育科目)]

区分	授業科目	単位数	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	備考
基 幹 教 育 科 目	薬学概論 1	2	○								
	薬学概論 2	1			○						
	有機化学 1	2		○							
	有機化学 2	2		○							
	有機化学 3	2			○						
	有機化学 4	2				○					
	生薬天然物化学 1	2			○						
	薬品構造解析学	2				○					
	医薬品化学	2				○					
	創薬化学	2					○				
	先端有機化学 1	2					○				
	分析化学 1	2		○							
	分析化学 2	2				○					
	分析化学 3	2					○				
	物理化学 1	2			○						
	物理化学 2	2				○					
	物理化学 3	2					○				
	放射化学	2				○					
	構造化学	2				○					
	機能形態学 1	2	○								
	機能形態学 2	2		○							
	生化学 1	2		○							
	生化学 2	2			○						
	生化学 3	2			○						
	生化学 4	2				○					
	免疫学	2					○				
	薬理学 1	2			○						
	薬理学 2	2			○						
	薬理学 3	2				○					
	薬理学 4	1					○				
	衛生化学 1	2				○					
	薬剤学 1	2			○						
薬剤学 2	2				○						
環境衛生学	2					○					
構造薬学実習	2				○						
創薬化学実習 1	2				○						
創薬化学実習 2	1					○					
生命薬学実習	3					○					
医療薬学実習	2					○					

[創薬科学科（展開教育科目・研究者教育科目）]

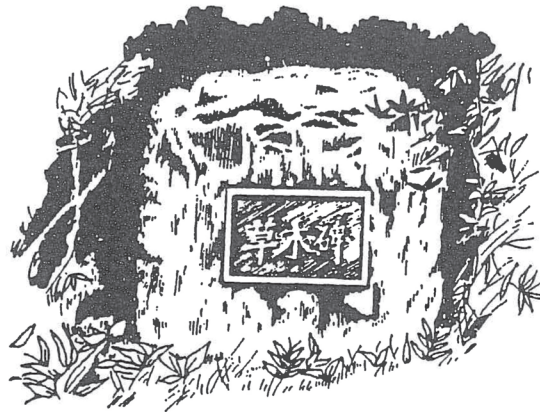
区分	授業科目	単位数	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	備考
展開教育科目	生薬天然物化学2	2						○			
	生体有機物質化学	2						○			
	先端有機化学2	2						○			
	デジタル薬理学	1						○			
	臨床医学概論	2						○			
	新薬開発論	2						○			
	画像診断薬物学	1						○			
	薬事関係法規1	1						○			
専門薬科学実習	6						○				
研究者教育科目	課題研究	20							○	○	

[薬学科（発展教育科目・実務教育科目・研究者教育科目）]

区分	授業科目	単位数	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	9セメ	10セメ	11セメ	12セメ	備考
発展教育科目	衛生化学2	2							○						
	医薬統計学	1						○							
	食品衛生学	2							○						
	臨床医学概論	2						○							
	臨床調剤学	2							○						
	薬物療法学1	2							○						
	薬物療法学2	2									○				
	薬物療法学3	2									○				
	感染症学	2							○						
	病理学	2							○						
	遺伝分子生物学	1							○						
	生体有機物質化学	2							○						
	医療情報学	2								○					
	漢方治療学	2								○					
	臨床薬理学	2								○					
	臨床検査学	2									○				
	臨床薬剤学	2								○					
	個別化医療学	2								○					
	薬事関係法規1	1							○						
	薬事関係法規2	1									○				
	先進医療学	1									○				
	臨床コミュニケーション学	1									○				
	薬学英语	1									○				
	生薬天然物化学2	2							○						
	先端有機化学2	2							○						
	デジタル薬理学	1							○						
	新薬開発論	2							○						
	画像診断薬物学	1							○						
専門薬学実習1	6							○							
専門薬学実習2	1 2								○	○					
実務教育科目	医療薬学演習1	2								○					
	医療薬学演習2	1								○					
	医療薬学基礎実習	4								○					
	医療薬学病院実習	1 0									○				
	医療薬学薬局実習	1 0								○	○				
研究者教育科目	総合薬学演習	2												○	
	課題研究	2 0										○	○	○	

学部 規程 関係

学部の勉学上必要な規程類が集録されています。教育課程及び履修方法、試験、成績及び卒業に関しては、特によく理解する必要があります。



草 木 碑

東北大学薬学部規程

(昭和47年5月24日制定)

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条の3）
- 第2章 入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学（第3条－第6条）
- 第3章 教育課程の編成（第7条）
- 第4章 全学教育科目等の授業、履修方法、試験等（第8条）
- 第5章 専門教育科目の授業、履修方法、試験等（第9条－第14条）
- 第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等（第15条－第18条）
- 第6章の2 大学以外の教育施設等における学修（第18条の2－第18条の4）
- 第7章 卒業等（第19条－第22条）
- 第8章 科目等履修生（第23条－第27条）
- 第9章 特別聴講学生（第28条）
- 附 則

第1章 総 則

第1条 東北大学薬学部（以下「本学部」という。）における入学、再入学、転学科、転学部、転入学、編入学、教育課程、履修方法、試験、卒業等については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「通則」という。）に定めるところのほか、この規程による。ただし、薬学部教授会（以下「教授会」という。）は、この規程にかかわらず、必要に応じ、特例を定めることができる。

第1条の2 本学部は、種々の病気に対する有効かつ安全な医薬品の創製及び薬物治療に関する基礎教育を推進することにより、創薬科学の発展に寄与し得る人材及び薬の専門家として医療の一翼を担い得る人材を養成することを目的とする。

第2条 本学部には、次の学科を置く。

創薬科学科

薬学科

第2条の2 創薬科学科は、創薬科学の研究者又は技術者になるための基礎的な知識及び技術を備えた人材を養成することを目的とする。

2 薬学科は、研究心あふれる高度な薬剤師を養成することを目的とする。

第2条の3 学生の在学年限は、次のとおりとする。

創薬科学科 6年

薬学科 9年

第2章 入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学

第3条 入学に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

第3条の2 学生の所属する学科の決定は、教授会が行う。

第4条 本学部を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、選考の上、再入学を許可することがある。

2 前項の選考方法については、教授会が別に定める。

第5条 転学科、転学部、転入学又は編入学を志願する者があるときは、収容定員に余裕のある場合
に限り、選考の上、これを許可することがある。

2 前項の選考方法については、教授会が別に定める。

第6条 本学部に入学者を許可された者が、本学部に入学者の前に本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは我が国において、外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、教授会の定めるところにより、本学部において修得したものと認めることがある。

2 前項の規定により本学部において修得したものと認めることができる単位数は、第17条第1項、第18条の2第1項及び第18条の3第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第3章 教育課程の編成

第7条 本学部の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

- 一 全学教育科目
- 二 専門教育科目
- 三 教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち前二号として開設するもの以外のものをいう。）
（以下「教職科目」という。）

第4章 全学教育科目等の授業、履修方法、試験等

第8条 全学教育科目及び教職に関する科目の授業科目、単位数等は、東北大学全学教育科目等規程（平成5年規第91号）第3条による。

2 前項の授業科目の履修方法、試験等については、東北大学全学教育科目等規程に定めるところのほか、教授会が別に定める。

3 全学教育科目のうち通則第24条第2項に定める主要授業科目（以下単に「主要授業科目」という。）となる授業科目については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第5章 専門教育科目の授業、履修方法、試験等

第9条 創薬科学科における専門教育科目の区分は、基幹教育科目、展開教育科目及び研究者教育科目とする。

2 薬学科における専門教育科目の区分は、基幹教育科目、発展教育科目、実務教育科目及び研究者教育科目とする。

3 前二項の専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、教授会が別に定める。

4 第1項及び第2項の専門教育科目のうち主要授業科目となる授業科目は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第10条 学生は、専門教育科目の授業科目のうちから、教授会の定めるところにより、履修しようとする授業科目を定め、教授会が指定するもの（以下「指定科目」という。）を除き、所定の期日までに、学部長に届け出なければならない。

第11条 授業科目の履修の認定は試験等によるものとし、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の試験等及び成績については、教授会が別に定める。

3 試験等を受けることのできる科目は、前条の手続を経て履修した授業科目及び指定科目に限る。

第12条 授業科目の学年及び学期の配置、授業時間割、授業担当教員等は、原則として学年の初めに公示する。

第13条 学生は、学部長の許可を得て、他の学部の専門教育科目の授業科目を履修することができる。この場合には、当該学部の所定の手続によらなければならない。

第14条 他の学部の学生が、本学部の専門教育科目の授業科目の履修を願い出たときは、許可することがある。

2 前項の願い出は、所属する学部の学部長を経由して行わなければならない。

第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等

第15条 学生は、学部長の許可を得て、教授会が別に定める他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第16条 学生は、学部長の許可を得て、教授会が別に定める外国の大学等に留学することができる。

2 留学の期間は、在学年数に算入する。

3 第1項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

第17条 第15条の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに前条第1項及び第3項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、教授会が別に定めるところにより、本

学部において修得した単位とみなす。

- 2 前項の規定により本学部において修得したものとみなすことができる単位数は、第6条第1項、第18条の2第1項及び第18条の3第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第18条 この章に規定するもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目の我が国における履修、外国の大学等への留学及び休学中の外国の大学等における修学に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

第6章の2 大学以外の教育施設等における学修

第18条の2 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教授会が定めるものは、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

- 2 前項の規定により本学部において履修とみなし与える単位数は、第6条第1項、第17条第1項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第18条の3 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教授会が定めるものは、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

- 2 前項の規定により本学部において履修とみなし与える単位数は、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学の場合を除き、第6条第1項、第17条第1項及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第18条の4 この章に規定するもののほか、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

第7章 卒業等

第19条 本学部の第3年次第2学期以降に開設される授業科目を履修するためには、教授会が別に定めるところにより、全学教育科目の授業科目の単位を42単位以上及び専門教育科目のうち基幹教育科目の授業科目の単位を66単位以上修得しなければならない。

第19条の2 薬学科の学生が専門教育科目のうち実務教育科目を履修するためには、教授会が別に定めるところにより、発展教育科目の授業科目の単位を45単位以上修得しなければならない。

第20条 創薬科学科の学生が、本学部を卒業するためには、本学部で4年以上在学し、教授会が別に定めるところにより、全学教育科目の授業科目の単位を42単位以上及び専門教育科目の授業科目の単位を100単位（基幹教育科目66単位、展開教育科目14単位及び研究者教育科目20単位）以上修得しなければならない。

第21条 薬学科の学生が、本学部を卒業するためには、本学部で6年以上在学し、教授会が別に定

めるところにより、全学教育科目の授業科目の単位を42単位以上及び専門教育科目の授業科目の単位を160単位（基幹教育科目66単位、発展教育科目45単位、実務教育科目27単位及び研究者教育科目22単位）以上修得しなければならない。

第22条 履修の資格及び卒業の認定は、教授会の議を経て学部長が行う。

第8章 科目等履修生

第23条 特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

第24条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学（短期大学を除く。）に2年以上在学し、所定の課程を修了した者
 - 二 短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業（専門職大学の前期課程の修了を含む。）した者
 - 三 前2号に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者
- 2 前項の規定にかかわらず、薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定に基づく薬剤師国家試験受験資格の取得を目的とした体系的な授業科目を履修する科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- 一 本学に入学又は編入学し、本学部創薬科学科を卒業した者。
 - 二 本学又は他大学の大学院において薬学の修士課程又は博士課程に2年以上在学し、いずれかの課程を修了した者。

第25条 科目等履修生の在学期間は1学期とする。ただし、在学期間の延長を願い出た者があるときは、教授会の議を経て、学部長がその延長を許可することがある。

2 科目等履修生は、2年を超えて在学することはできない。

3 前二項の規定にかかわらず、前条2項に規定する科目等履修生の在学期間は2年間とする。

ただし、在学期間の延長を願い出た者があるときは、教授会の議を経て、学部長がその延長を許可することがある。

第26条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験等を受け、単位を修得することができる。

第27条 科目等履修生が、履修した授業科目について証明を願い出たときは、学部長の証明書を交付することがある。

第9章 特別聴講学生

第28条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学・短期大学等」という。）若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生で、本学部の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学、短期大学等若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

- 2 特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者の卒業等に必要な単位数については、改正後の第19条、第20条及び第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

東 北 大 学 薬 学 部 履 修 内 規

(平成17年12月27日制定)

最新改正 令和8年 3月18日

(趣旨)

第1条 東北大学薬学部（以下「本学部」という。）における授業科目、単位数、履修方法、試験及び成績並びに本学部における授業科目のうち東北大学学部通則(昭和27年12月18日制定)第24条第2項に定める主要授業科目(以下単に「主要授業科目」という。)となるものについては、東北大学薬学部規程（平成5年規第118号。以下「規程」という。）に定めるところのほか、この内規による。

(授業科目、単位数及び履修方法並びに主要授業科目)

第2条 規程第8条第2項の規定による全学教育科目の履修方法並びに規程第8条第3項の規定による主要授業科目となる授業科目は、別表第1による。

第3条 規程第9条第3項の規定による専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法並びに規程第9条第4項の規定による主要授業科目となる授業科目は、創薬科学科にあつては別表第2に、薬学科にあつては別表第3による。

2 本学部の長は、前項に定めるもののほか、薬学部教授会の議を経て、臨時の授業科目を開設することができる。

(試験等)

第4条 規程第11条第2項の規定による試験等は、定期試験、追試験、再試験及びレポート等とする。

第5条 定期試験は、各学期の終わりに行う。ただし、担当教員が必要と認めたときは随時行うことがある。

第6条 やむを得ない理由により、試験等を受けることのできなかつた者は、追試験等を受けることができる。

2 追試験等を受けようとする者は、所定の期日までに、願書に次の各号に掲げる書類を添えて、学部長に願い出てその許可を受けなければならない。

- 一 病気による者は、医師の診断書
- 二 事故による者は、事故の証明書
- 三 2親等以内の者にかかる忌引は、本人の申請書

3 前項のほか学部長がやむを得ないと認めた場合は、追試験等を行うことがある。

第7条 定期試験に合格しなかつた者については、再試験等を行うことがある。

2 定期試験を受験しなかつた者は再試験等を受験することができない。

第8条 定期試験の追試験等に合格しなかつた者については、前条の規定の準用により、再試験等を行うことがある。

(成績区分)

第9条 専門教育科目の定期試験及び追試験に、レポート等の成績を加味した総合評価を100点とし、60点以上取得した場合を合格とする。

2 100点満点配当とする評価を、段階的評価に読み替える場合、次の区分による。ただし、授業科目によっては、合格、不合格とすることがある。

90点～100点 AA 成績が特に優秀であるもの

80点～ 89点 A 成績が優秀であるもの

70点～ 79点 B 成績が良好であるもの

60点～ 69点 C 成績が可であるもの

59点以下 D 成績が不可であるもの

3 前項による成績の評価がAA、A、B、Cであるものを合格とし、Dであるものを不合格とする。

第10条 専門教育科目の再試験等に合格した者の成績の評価はCとする。

附 則

1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年度以前に入学した者の授業科目数及び単位数については、改正後の別表第2、別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和7年度以前に入学した者の授業科目数及び単位数については、改正後の別表第1の規定によらず、なお従前の例による。

別表第1 [全学教育科目]

類	群	授業科目	主要授業科目	単位数	履修方法			
基盤	学問論	学問論	○	2	必修			
		学問論演習	○	1	必修			
		展開学問論	○	1	★			
	人文科学	論理学	○	2	左記の中から2単位以上	① 基礎科目類 20単位以上 学問論群から3単位以上 人文科学群から2単位以上 社会科学群から2単位以上 自然科学群 数学群から2単位以上 物理学群から2単位以上 学際科目群 社会群、エネルギー群、生命群、 環境群、情報群から4単位以上 自然科学総合実験 2単位 保健体育(実技)群 1単位 保健体育(講義)群から2単位以上		
		哲学	○	2	修得すること。			
		倫理学	○	2				
		文学	○	2				
		宗教学	○	2				
		芸術	○	2				
		教育学	○	2				
		歴史学	○	2				
		言語学・日本語科学	○	2				
		心理学	○	2				
	文化人類学	○	2					
	社会科学	社会学	○	2		② 先進科目類 2単位以上 情報教育群から2単位以上		
		経済と社会	○	2	左記の中から2単位以上			
		日本国憲法	○	2	修得すること。			
		法学	○	2				
		政治学	○	2				
	自然科学	数学	線形代数学入門	○	2	左記の中から2単位以上 修得すること。 ただし、「線形代数学入門」「解 析学入門」「数理統計学入門」は 除く。	④ 学術基礎科目類 8単位以上 基礎化学群から4単位以上 基礎生物学群から4単位以上	
			線形代数学概論	○	2			
			解析学入門	○	2			
			解析学概論	○	2			
			数理統計学入門	○	2			
		物理学	数理統計学概論	○	2		⑤ 学術基礎科目類基礎化学群及び各科目 類の★印から2単位以上	
			物理学入門	○	2	左記の中から2単位以上		
			物理学概論I	○	2	修得すること。		
		化学	物理学概論II	○	2	ただし、「物理学入門」は除く。	第3年次第2学期以降に開設される授業科 目を履修するためには、この履修方法により 4.2単位以上を修得しなければならない。	
			化学概論	○	2			
		生物学	化学	○	2		履修不可	
			生命科学入門	○	2			
		学際科目	宇宙地球科学	天文学概論	○	2		
				地球環境科学概論	○	2		
				地理学概論	○	2		
	社会		インクルージョン社会	○	2	左記の中から4単位以上 修得すること。		
			エネルギーや資源と持続可能性	○	2			
			生命と自然	○	2			
	環境		生命と自然	○	2			
			自然と環境	○	2			
	情報		情報と人間・社会	○	2			
			東北アジア地域研究入門	○	2			
			自然科学総合実験	○	2			必修
融合型理科実験	文科系のための自然科学総合実験		○	2	履修不可			
	スポーツA		○	1	必修			
	スポーツB		○	1				
保健体育(実技)	体と健康		○	2	左記の中から2単位以上 修得すること。			
	身体と文化と科学	○	2					
保健体育(講義)	情報とデータの基礎	○	2	必修				
	データ科学・AI概論	○	2	★				
先進	情報教育	機械学習アルゴリズム概論	○	2	★	現代 素養 科目		
		実践的機械学習I	○	2	★			
		実践的機械学習 II	○	2	★			
		情報教育特別講義	○	2	★			
		国際事情	○	2	★			
		国際教養PBL	○	2	★			
	国際教育	国際教養特定課題	○	2	★			
		文化理解	○	2	★			
		文化と社会の探求	○	2	★			
		多文化間コミュニケーション	○	2	★			
		多文化PBL	○	2	★			
		多文化特定課題	○	2	★			
		グローバル学習	○	2	★			
		キャリア関連学習	○	2	★			
		グローバルPBL	○	2	★			
		グローバル特定課題	○	2	★			
		海外長期研修	○	1~6	★			
		海外短期研修(基礎A)	○	1	★			
		海外短期研修(基礎B)	○	2	★			
		海外短期研修(展開A)	○	1	★			
	海外短期研修(展開B)	○	2	★				
	海外短期研修(発展A)	○	1	★				
	海外短期研修(発展B)	○	2	★				
	アントレプレナー入門塾	○	2	★				
	キャリア教育	未来デザイン思考ワークショップ	○	2	★			
		ライフ・キャリアデザインA	○	2	★			
		ライフ・キャリアデザインB	○	2	★			
		汎用的技能ワークショップ	○	2	★			
		バリューディスカバリー演習	○	2	★			
		バリューデザインI	○	2	★			
バリューデザインII		○	2	★				
キャリア実習A		○	1	★				
キャリア実習B		○	2	★				
汎用的技能ワークショップ		○	2	★				
地球規模課題	キャリア教育特別講義	○	2	★				
	持続可能性と社会共創	○	2	★				
	SDGsとグローバルイノベーション戦略	○	2	★				
	持続可能な社会のレジリエントデザイン	○	2	★				
	持続可能な発展と社会	○	2	★				
持続可能な社会実現に向けたシステム設計	○	2	★					
ジェンダー共創社会	○	2	★					
先端学術科目	カレント・トピックス科目	○	0.5~1	★				
	フロンティア科目	○	2	★				

言語科目目	英語	英語I-A	○	1	必修
		英語I-B	○	1	必修
		英語II-A	○	1	必修
		英語II-B	○	1	必修
		英語III	○	1	必修
		英語III(e-learning)	○	1	必修
	初修語	基礎ドイツ語 I	○	2	同一初修語の基礎 I、II から 4 単位以上修得すること。
		基礎ドイツ語 II	○	2	
		展開ドイツ語 I	○	2	
		展開ドイツ語 II	○	2	
		展開ドイツ語 III	○	2	
		展開ドイツ語 IV	○	2	
		基礎フランス語 I	○	2	
		基礎フランス語 II	○	2	
		展開フランス語 I	○	2	
		展開フランス語 II	○	2	
		展開フランス語 III	○	2	
		展開フランス語 IV	○	2	
		実践フランス語 I	○	2	
		実践フランス語 II	○	2	
		基礎ロシア語 I	○	2	
		基礎ロシア語 II	○	2	
		展開ロシア語 I	○	2	
		展開ロシア語 II	○	2	
		展開ロシア語 III	○	2	
		展開ロシア語 IV	○	2	
		基礎スペイン語 I	○	2	
		基礎スペイン語 II	○	2	
		展開スペイン語 I	○	2	
		展開スペイン語 II	○	2	
		実践スペイン語 I	○	2	
		実践スペイン語 II	○	2	
		基礎中国語 I	○	2	
		基礎中国語 II	○	2	
		展開中国語 I	○	2	
		展開中国語 II	○	2	
	展開中国語 III	○	2		
	展開中国語 IV	○	2		
	基礎朝鮮語 I	○	2		
	基礎朝鮮語 II	○	2		
	展開朝鮮語 I	○	2		
	展開朝鮮語 II	○	2		
	展開朝鮮語 III	○	2		
	展開朝鮮語 IV	○	2		
	諸外国語	ギリシア語 I		2	
		ギリシア語 II		2	
		サンスクリット語 I		2	
サンスクリット語 II			2		
ラテン語 I			2		
ラテン語 II			2		
イタリア語 I			2		
イタリア語 II			2		
チェコ語 I			2		
チェコ語 II			2		
アラビア語 I		2			
アラビア語 II		2			
日本語	日本語A		1		
	日本語B		1		
	日本語C		1		
	日本語D		1		
	日本語E		1		
	日本語F		1		
	日本語G		1		
	日本語H		1		
	日本語I		1		
	日本語J		1		
	Basic Japanese I		4		
Basic Japanese II		3			
Intermediate Japanese		3			
学術基礎科目	基礎人文科学		2		
	基礎社会科学		2		
	基礎数学	線形代数学A		2	
		線形代数学B		2	
		解析学A		2	
		解析学B		2	
		常微分方程式論		2	
		複素関数論		2	
	数理統計学		2		
	基礎物理学	物理学A		2	
		物理学B		2	
		物理学C		2	
		基礎物理数学		2	
	基礎化学	化学A	○	2	左記の中から 4 単位以上修得すること。
		化学B	○	2	
		化学C	○	2	
	基礎生物学	生命科学A	○	2	左記の中から 4 単位以上修得すること。
		生命科学B	○	2	
		生命科学C	○	2	
	基礎宇宙地球科学	地球システム科学	○	2	★
地球物質科学		○	2	★	
地理学		○	2	★	
天文学		○	2	★	
地球惑星物理学		○	2	★	

別表第2 [創薬科学科]

区分	授業科目	主要授業科目	単位数	履修方法	備考
基幹教育科目	薬学概論 1	○	2	必修	左記を含む66単位以上を修得すること。 第3年次第2学期以降に開設される授業科目を履修するためには、左記の履修方法により66単位以上を修得しなければならない。
	薬学概論 2	○	1	必修	
	有機化学 1	○	2	14単位以上を修得すること。	
	有機化学 2	○	2		
	有機化学 3	○	2		
	有機化学 4	○	2		
	生薬天然物化学 1	○	2		
	薬品構造解析学	○	2		
	医薬品化学	○	2		
	創薬化学	○	2		
	先端有機化学 1	○	2		
	分析化学 1	○	2		
	分析化学 2	○	2		
	分析化学 3	○	2		
	物理化学 1	○	2		
	物理化学 2	○	2		
	物理化学 3	○	2		
	放射化学	○	2		
	構造化学	○	2		
	機能形態学 1	○	2	10単位以上を修得すること。	
	機能形態学 2	○	2		
	生化学 1	○	2		
	生化学 2	○	2		
	生化学 3	○	2		
	生化学 4	○	2		
	免疫学	○	2		
	薬理学 1	○	2	11単位以上を修得すること。	
	薬理学 2	○	2		
	薬理学 3	○	2		
	薬理学 4	○	1		
衛生化学 1	○	2			
薬剤学 1	○	2			
薬剤学 2	○	2			
環境衛生学	○	2			
構造薬学実習	○	2	必修		
創薬化学実習 1	○	2	必修		
創薬化学実習 2	○	1	必修		
生命薬学実習	○	3	必修		
医療薬学実習	○	2	必修		

展開 教育 科目	生薬天然物化学 2	○	2	} 8 単位以上を 修得すること。	
	生体有機物質化学	○	2		
	先端有機化学 2	○	2		
	デジタル薬理学	○	1		
	臨床医学概論	○	2		
	新薬開発論	○	2		
	画像診断薬物学	○	1		
	薬事関係法規 1	○	1		
	専門薬科学実習	○	6	必修	
研究者 教育 科目	課題研究	○	20	必修	

別表第3 [薬学科]

区分	授業科目	主要授業科目	単位数	履修方法	備考
基幹教育科目	薬学概論 1	○	2	必修	左記を含む66単位以上を修得すること。 第3年次第2学期以降に開設される授業科目を履修するためには、左記の履修方法により66単位以上を修得しなければならない。
	薬学概論 2	○	1	必修	
	有機化学 1	○	2	14単位以上を修得すること。	
	有機化学 2	○	2		
	有機化学 3	○	2		
	有機化学 4	○	2		
	生薬天然物化学 1	○	2		
	薬品構造解析学	○	2		
	医薬品化学	○	2		
	創薬化学	○	2		
	先端有機化学 1	○	2		
	分析化学 1	○	2		
	分析化学 2	○	2		
	分析化学 3	○	2		
	物理化学 1	○	2		
	物理化学 2	○	2		
	物理化学 3	○	2		
	放射化学	○	2		
	構造化学	○	2		
	機能形態学 1	○	2	10単位以上を修得すること。	
	機能形態学 2	○	2		
	生化学 1	○	2		
	生化学 2	○	2		
	生化学 3	○	2		
	生化学 4	○	2		
	免疫学	○	2		
	薬理学 1	○	2	11単位以上を修得すること。	
	薬理学 2	○	2		
	薬理学 3	○	2		
	薬理学 4	○	1		
衛生化学 1	○	2			
薬剤学 1	○	2			
薬剤学 2	○	2			
環境衛生学	○	2			
構造薬学実習	○	2	必修		
創薬化学実習 1	○	2	必修		
創薬化学実習 2	○	1	必修		
生命薬学実習	○	3	必修		
医療薬学実習	○	2	必修		

発展 教育 科目	衛生化学 2	○	2	必修	必修を含む27 単位以上を修 得すること。	実務教育科目を履修 するためには、左記 の履修方法により4 5単位以上を修得し なければならない。
	医薬統計学	○	1	必修		
	食品衛生学	○	2	必修		
	臨床医学概論	○	2			
	臨床調剤学	○	2	必修		
	薬物療法学 1	○	2	必修		
	薬物療法学 2	○	2	必修		
	薬物療法学 3	○	2	必修		
	感染症学	○	2			
	病理学	○	2			
	遺伝分子生物学	○	1	必修		
	生体有機物質化学	○	2	必修		
	医療情報学	○	2	必修		
	漢方治療学	○	2			
	臨床薬理学	○	2			
	臨床検査学	○	2	必修		
	臨床薬剤学	○	2	必修		
	個別化医療学	○	2			
	薬事関係法規 1	○	1	必修		
	薬事関係法規 2	○	1	必修		
	先進医療学	○	1			
	臨床コミュニケーション学	○	1	必修		
	薬学英语	○	1	必修		
	生薬天然物化学 2	○	2			
	先端有機化学 2	○	2			
	デジタル薬理学	○	1			
	新薬開発論	○	2			
	画像診断薬物学	○	1			
専門薬学実習 1	○	6	必修			
専門薬学実習 2	○	12	必修			
実務 教育 科目	医療薬学演習 1	○	2	必修		
	医療薬学演習 2	○	1	必修		
	医療薬学基礎実習	○	4	必修		
	医療薬学病院実習	○	10	必修		
	医療薬学薬局実習	○	10	必修		
研究 者 教育	総合薬学演習	○	2	必修		
	課題研究	○	20	必修		

薬学教育モデル・コアカリキュラムについて

薬学教育モデル・コア・カリキュラムは、6年制薬学教育において共通して取り組むべき「コア」の部分を抽出し、「モデル」として体系的に整理したものです。東北大学薬学部においても重要視しているものですので、特に薬学科に進む方は、必ず、内容を確認しておいてください。以下に、特に重要な部分を抜粋して掲載しますが、全文は文部科学省等のホームページ

(https://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/08091815.htm) から見るすることができます。

A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力

薬剤師は、豊かな人間性と医療人としての高い倫理観を備え、薬の専門家として医療安全を認識し、責任をもって患者、生活者の命と健康な生活を守り、医療と薬学の発展に寄与して社会に貢献できるよう、以下の資質・能力について、生涯にわたって研鑽していくことが求められる。

1. プロフェッショナリズム

豊かな人間性と生命の尊厳に関する深い認識をもち、薬剤師としての人の健康の維持・増進に貢献する使命感と責任感、患者・生活者の権利を尊重して利益を守る倫理観を持ち、医薬品等による健康被害(薬害、医療事故、重篤な副作用等)を発生させることがないよう最善の努力を重ね、利他的な態度で生活と命を最優先する医療・福祉・公衆衛生を実現する。

2. 総合的に患者・生活者をみる姿勢

患者・生活者の身体的、心理的、社会的背景などを把握し、全人的、総合的に捉えて、質の高い医療・福祉・公衆衛生を実現する。

3. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療・福祉・公衆衛生を担う薬剤師として、自己及び他者と共に研鑽し教えあいながら、自ら到達すべき目標を定め、生涯にわたって学び続ける。

4. 科学的探究

薬学的視点から、医療・福祉・公衆衛生における課題を的確に見出し、その解決に向けた科学的思考を身に付けながら、学術・研究活動を適切に計画・実践し薬学の発展に貢献する。

5. 専門知識に基づいた問題解決能力

医薬品や他の化学物質の生命や環境への関わりを専門的な観点で把握し、適切な科学的判断ができるよう、薬学的知識と技能を修得し、これらを多様かつ高度な医療・福祉・公衆衛生に向けて活用する。

6. 情報・科学技術を活かす能力

社会における高度先端技術に関心を持ち、薬剤師としての専門性を活かし、情報・科学技術に関する倫理・法律・制度・規範を遵守して疫学、人工知能やビッグデータ等に係る技術を積極的に利活用する。

7. 薬物治療の実践的能力

薬物治療を主体的に計画・実施・評価し、的確な医薬品の供給、状況に応じた調剤、服薬指導、患者中心の処方提案等の薬学的管理を実践する。

8. コミュニケーション能力

患者・生活者、医療者と共感的で良好なコミュニケーションをとり、的確で円滑な情報の共有、交換を通してその意思決定を支援する。

9. 多職種連携能力

多職種連携を構成する全ての人々の役割を理解し、お互いに対等な関係性を築きながら、患者・生活者中心の質の高い医療・福祉・公衆衛生を実践する。

10. 社会における医療の役割の理解

地域社会から国際社会にわたる広い視野に立ち、未病・予防、治療、予後管理・看取りまで質の高い医療・福祉・公衆衛生を担う。

「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を身に付けるための大学での学び

薬剤師を目指す学生は、卒業後も継続的に「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を身に付ける努力を続け、常に高い資質・能力を目指して生涯にわたってより良い医療人となるために研鑽を積む必要がある。大項目 B～G の全ての内容が、「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」に掲げられた個々の資質・能力を身に付ける上で重要であるが、薬剤師を目指す学生として、在学中に特に意識してほしい点を以下に示した。

1) プロフェッショナリズム

プロフェッショナリズムとは、薬剤師として関わる全ての状況で求められる姿勢であり、全ての大項目に密接に関連する最も重要な内容である。時代や社会の在り方と共にその概念は変化するものの、豊かな人間性と生命の尊厳に関する深い認識を持ち、法律、制度、規範等を理解し、遵守するという行動の基盤を培うことが大切である。「プロフェッショナリズムとは何か」という観点を継続的に考えていく姿勢を全ての大項目で考え、身に付けるよう努力することが重要である。

2) 総合的に患者・生活者をみる姿勢

患者や生活者には自分とは異なった様々な人生、物語があることを考えることが重要である。医療人として、患者や生活者の立場を相手の置かれた状況と共に捉え、利他的な態度でその権利や尊厳を尊重する姿勢を生涯にわたって持ち続けるため、この点を意識しながら学ぶ必要がある。

3) 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

大項目 A に掲げられた資質・能力は、全て生涯にわたって獲得に努めることが求められている。その場限りの学びから脱し、生涯にわたって学ぶ姿勢を学生時代から培うよう努める必要がある。また、優れた医療人となることを志す者として、自分自身又は仲間と学び合うことを通して、共に学ぶ姿勢を心がけるこ

とが必要である。

4) 科学的探究

医療・福祉・公衆衛生における課題を薬学的視点から見出して科学的な解決を導くというリサーチマインドを育むことに努め、医療と薬学の発展に貢献しようとする姿勢を、全ての大項目を学びながら心がけることが必要である。

5) 専門知識に基づいた問題解決能力

生涯にわたって十分な薬学的知識を身に付ける努力を続け、患者や生活者が抱える問題に適切な科学的判断、解決策を提供できるようになるために、全ての大項目を学ぶ必要がある。

6) 情報・科学技術を活かす能力

日々進歩する高度先端技術に関心を持ち、情報・科学技術に関する倫理、法律、制度、規範等を遵守し、情報・科学技術とその専門知識を医療に活用することを常に考える姿勢を、全ての大項目で意識しながら学ぶ必要がある。

7) 薬物治療の実践的能力

薬学生は、卒業後も生涯にわたって、責任ある薬物治療を主体的に計画、実施、評価し、的確な医薬品の供給、状況に応じた調剤、服薬指導、患者中心の処方提案等ができる薬剤師を目指して研鑽を積む必要がある。全ての大項目において意識しながら学ぶ必要がある。

8) コミュニケーション能力

良好なコミュニケーションとは、一方的に情報を提供することではなく、共感的な状況で円滑な情報の共有、交換を行い、相手の意思決定を支援することであることを意識しながら学ぶ必要がある。

9) 多職種連携能力

多職種連携を実践するため、関わる人々の役割を理解し、良好な関係性を築くことの重要性と具体的な実践方法を学ぶことが大切である。多職種間の良好な関係性が、質の高い医療・福祉・公衆衛生のために大切であることを、念頭に置いて学ぶ必要がある。

10) 社会における医療の役割の理解

自分が関わっている地域はもちろん、全国的、世界的な広い視野で社会を捉えるとともに、地域に根差した質の高い医療・福祉・公衆衛生を実践することの重要性を意識しながら学ぶ必要がある。

B 社会と薬学

<大項目の学修目標>

「B 社会と薬学」では、薬学教育モデル・コア・カリキュラムにおける「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を生涯にわたって培うために、「C 基礎薬学」、「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」、「F 臨床薬学」、「G 薬学研究」を学ぶための基盤として、薬剤師の責務、求められる社会性、社会・地域における活動、医薬品等の規制、情報・科学技術の活用について学修し、医療、保健、介護、福祉を担う薬剤師としての自覚と、社会の変化や多様化を踏まえて国民の健康な生活の確保に貢献する能力を身に付ける。

「B 社会と薬学」は、以下の5つの中項目から構成されている。

B-1 薬剤師の責務

B-2 薬剤師に求められる社会性

B-3 社会・地域における薬剤師の活動

B-4 医薬品等の規制

B-5 情報・科学技術の活用

<「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり>

「B-1 薬剤師の責務」は、大項目 B～G の学修の前提となる〔プロフェッショナリズム〕〔総合的に患者・生活者をみる姿勢〕〔生涯にわたって共に学ぶ姿勢〕の資質・能力を培う学修である。「B-2 薬剤師に求められる社会性」は、〔コミュニケーション能力〕〔多職種連携能力〕〔総合的に患者・生活者をみる姿勢〕の資質・能力を培う学修であり、主に「F 臨床薬学」の学修に結び付いている。「B-3 社会・地域における薬剤師の活動」は、〔総合的に患者・生活者をみる姿勢〕〔専門知識に基づいた問題解決能力〕〔科学的探究〕を培う学修であり、主に「E 衛生薬学」と「F 臨床薬学」の学修と関連している。「B-4 医薬品等の規制」は、〔プロフェッショナリズム〕〔専門知識に基づいた問題解決能力〕〔薬物治療の実践的能力〕を培う学修であり、「C 基礎薬学」、「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」、「F 臨床薬学」の学修につながっている。「B-5 情報・科学技術の活用」は、〔情報・科学技術を活かす能力〕〔社会における医療の役割の理解〕〔科学的探究〕〔プロフェッショナリズム〕を培う学修であり、主に「E 衛生薬学」、「F 臨床薬学」、「G 薬学研究」の学修につながっている。

上記のように、大項目 B の学修は、「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」に掲げた全ての資質・能力を培い、かつ、「C 基礎薬学」、「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」、「F 臨床薬学」、「G 薬学研究」の全ての領域の学修にも結び付いている。

<評価の指針>

1. 倫理規範・倫理原則に基づいて、医療、保健、介護、福祉における倫理的課題に対応する。
2. 患者・生活者の心理や立場を尊重して、利他的な態度で意思決定を支援する。
3. 円滑なコミュニケーションを通じて、他者と連携する。

4. 薬剤師としての行動を、法令や社会的使命と関連付けて説明する。
5. 医薬品等や情報の取扱いについて、法令やガイドラインに基づいて説明する。
6. 資料やデータを適切に用いて、社会・地域の現状や課題を分析し、評価する。
7. 医療、保健、介護、福祉における課題を見出し、専門的知見をもとに解決策を提案する。
8. 薬剤師に求められている役割・責務を認識し、自ら資質・能力を高める行動をとる。

C 基礎薬学

<大項目の学修目標>

基礎薬学の領域内の学修レベルには階層性(順次性)があり、最も基盤となるのが物理化学(「C-1 化学物質の物理化学的性質」)、化学(「C-3 薬学の中の有機化学」)及び微生物学を含む生物学・生化学(「C-6 生命現象の基礎」)である。これらの科目の学修によって、本大項目内の分析科学(「C-2 医薬品及び化学物質の分析法と医療現場における分析法」)、医薬品化学(「C-4 薬学の中の医薬品化学」)、生薬学・天然物化学(「C-5 薬学の中の生薬学・天然物化学」)、生理学・解剖学及び免疫学(「C-7 人体の構造と機能及びその調節」)の理解が深化する。こうして、後継的に、また発展的に学ぶ、薬学のオリジナリティーでもある薬剤学・薬物動態学(「D 医療薬学」)、衛生薬学(「E 衛生薬学」)、薬理学及び感染症学、感染症治療学を含む病態治療学(「D 医療薬学」)の科学的な根幹が形成される。

「C 基礎薬学」は以下の7つの中項目から構成されている。

- C-1 化学物質の物理化学的性質
- C-2 医薬品及び化学物質の分析法と医療現場における分析法
- C-3 薬学の中の有機化学
- C-4 薬学の中の医薬品化学
- C-5 薬学の中の生薬学・天然物化学
- C-6 生命現象の基礎
- C-7 人体の構造と機能及びその調節

「C-1 化学物質の物理化学的性質」、「C-2 医薬品及び化学物質の分析法と医療現場における分析法」【物理化学・分析科学】では、医薬品を含む化学物質の生体や細胞への作用発現には、化学物質の物理化学的性質に基づいた生体成分との相互作用が大きく影響する。それらの仕組みを理解するためには、物理化学の基礎的知識が必要であることを理解するとともに、物理化学と他領域とを関連付けることにより、薬学における物理化学の役割を認識する。

医療現場や医薬品の品質管理の現場では、物理的又は化学的原理に基づいた様々な分析法が駆使されている。このような分析法を理解し適切に利用するために、その物理的・化学的原理を学修することの必要性を理解する。また分析科学と他領域とを関連付けることにより、薬学における分析科学の役割を認識する。

「C-3 薬学の中の有機化学」、「C-4 薬学の中の医薬品化学」、「C-5 薬学の中の生薬学・天然物化学」【有機化学・医薬品化学・生薬学・天然物化学】では、多くの医薬品、それが作用する生体の主要成分ともに有機化合物である。したがって、化合物である医薬品と生体分子の分子レベルでの相互作用を考える

ためには、有機化学の基礎的知識が必須である。本学修内容が他領域を学修するために重要な基礎的役割を担っていることを認識し、薬学の中で医薬品化学が果たす役割と、他の領域・学問との関連を理解し、応用面についても学修する。

また、自然から産み出される物質は、古来より医薬品として利用されてきただけでなく、現在においても臨床で用いられる医薬品として重要な位置を占めている。これらは漢方薬の成分としても重要である。薬学の中で生薬学・天然物化学が果たす役割と、他の領域・学問とどのような関連があるかを理解し、どのようなことに応用するかを学修する。

「C-6 生命現象の基礎」【生物・生化学】では、生物の基本単位である細胞の生命活動を発現・維持するしくみを、真核生物と原核生物を比較しながら学ぶことによって、生命体の恒常性維持における共通性と特殊性を理解する。これにより、生命体の恒常性の異常や破綻に起因する疾患の発症機序、予防・治療、更にはそれらの新規方法を開発するための基盤を形成する。

「C-7 人体の構造と機能及びその調節」【解剖・生理学】では、薬が投与され作用するのは人体である。細胞からなる人体の正常な構造と機能及びその調節機構を学び、人体の正常な営みを把握することで、人体を構成する各器官の不調によって生じる病態や疾患及びその治療薬が作用する仕組みを理解するための基盤となる知識を修得する。

分析科学、有機化学、生命科学の内容をもとに、人体が有機化合物を要素とする細胞から構成され、多くの有機化合物が関与する生化学的反応によって生命活動が営まれていることを理解する。また、診断画像に表れる構造の特徴を理解する解剖学的知識も修得する。こうして、細胞・組織・器官から構成される12の器官系が相互に連携しながら人体全体として調和のとれた調節及び恒常性維持がなされていることを把握し、「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」、「F 臨床薬学」における学修の基盤を形成する。

<「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり>

大項目「C 基礎薬学」は、「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」、「F 臨床薬学」、「G 薬学研究」を学ぶための科学的根幹であり、この根幹形成があつてこそ、「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」に掲げられている〔科学的探究〕、〔専門知識に基づいた問題解決能力〕、〔情報・科学技術を活かす能力〕、〔薬物治療の実践的能力〕を生涯にわたって研鑽し続けることが可能になる。また、この根幹の形成と医療現場での活用によって、医師・歯科医師・看護師等の他の医療職とは異なる、薬剤師として求められる、基礎薬学に裏打ちされた専門性の発揮につながってゆく。この専門性の発揮のための能力を獲得するのが本大項目での学修である。

<評価の指針>

- 1.化学物質等の相互作用や酵素反応等の進行の様式や機構について説明する。
- 2.医薬品を含む化学物質の分析法及び医療現場で用いられる分析技術について、その原理や特徴を説明する。
- 3.物理化学及び分析科学における学修内容が医療における薬剤師の職能にどのようにつながるのかを考察する。
- 4.医薬品等を物質(有機化合物あるいは無機化合物)として捉え、その物理的性質、化学的性質を説明する。
- 5.有機化合物の構造と反応性を化学構造式に基づいて説明する。

6. 薬剤師業務で取り扱われる試験法や解析について、化学的な理解に基づいて的確に説明する。
7. 有機化合物の生体内でのふるまいを化学構造式に基づいて説明する。
8. 臨床で使用される医薬品の主作用、副作用、薬物動態等の特徴を、化学構造式に基づいて説明する。
9. 天然物や生薬を起源とする医薬品が開発された背景を説明する。
10. 有機化学、医薬品化学、生薬学・天然物化学が、薬剤師業務でどのように役立つか説明する。
11. 疾患及びその予防・治療の有効性の理解につながる生命活動の恒常性維持を説明する。
12. 新規予防・治療法の開発に関して生命体の恒常性維持の面から考察する。
13. 人体を構成する細胞内では多くの有機化合物が関与する生化学的反応によって生命活動が営まれ、また、恒常性維持のための調節にも有機化合物が関与していることを説明する。
14. 人体が 12 の器官系からなり、それら器官系の連携によって生体恒常性が維持・調節されていることを説明する。
15. 器官系やその連携が、摂取した食物の消化・吸収、薬物の代謝、感染症や各種疾患の成立にどのようなつながっていくのかを考察する。

D 医療薬学

<大項目の学修目標>

大項目 D は、薬学教育モデル・コア・カリキュラムにおける「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を生涯にわたって醸成するために、「B 社会と薬学」で学ぶ薬剤師の責務を常に念頭に置き、「C 基礎薬学」で学んだ医薬品の構造と性質、生体の機能と恒常性などの学修成果を、「E 衛生薬学」の疾病予防、公衆衛生、及び「F 臨床薬学」における個々の患者への責任ある薬物治療の実践に結びつけることを目的とした大項目である。

「F 臨床薬学」では、薬物治療を個別最適化するために、患者ごとに異なる状況へ十分に配慮した上で薬物治療を選択、実施、評価する必要がある。そのため、本大項目は責任ある薬物治療を実践するための基本となる疾患の病態生理と薬物の作用のメカニズムを関連付けた系統的な理解、ガイドラインによる標準化された治療方針、根拠に基づく医療を提供するために、医薬品情報をもとに薬物の有効性・安全性の適切な評価、薬物動態の理論を理解した上で、適切な用法・用量・剤形の選択と処方箋調剤の基本を一般論として修得し、「F 臨床薬学」で患者個々の薬物療法を実践するために使える学力を身に付ける。

また、「E 衛生薬学」で求められる薬剤師のもう一つの重要な使命である地域における予防、衛生を実施する際の基本となる事項を学修する。

「D 医療薬学」は、以下の 6 つの中項目から構成されている。

- D-1 薬物の作用と生体の変化
- D-2 薬物治療につながる薬理・病態
- D-3 医療における意思決定に必要な医薬品情報
- D-4 薬の生体内運命
- D-5 製剤化のサイエンス
- D-6 個別最適化の基本となる調剤

<「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり>

本大項目 D の全ての中項目は、[薬物治療の実践的能力] の基本となる重要な項目であるとともに、科学的根拠を基にした医療の更なる発展、薬剤師の科学的視点を醸成するために [科学的探究]、[専門知識に基づいた問題解決能力]、[情報・科学技術を活かす能力] につながる学修である。本大項目の学修を通して、[プロフェッショナリズム]、[生涯にわたって共に学ぶ姿勢] を身に付ける。

<評価の指針>

「D 医療薬学」では、以下の 5 項目を学修目標への到達を評価するための指針とする。

1. 薬物の薬理作用と作用メカニズムを、病態とその発症メカニズム、主作用・有害反応(副作用)、相互作用と関連させて理解する。
2. 各臓器に起こる病態について、解剖学的な観点、生理学的な観点から全身に与える影響について理解する。
3. 医薬品及び疾患に関する適切な情報を収集、評価し、患者情報と照らし合わせて、適正使用を推進する根拠とする。
4. 医薬品の剤形や特徴を生かし最適な薬物治療を実施するために、医薬品の生体内運命と患者の特性を理解する。
5. 医薬品の剤形や特徴を理解し、適切な調剤を行う。

E 衛生薬学

<大項目の学修目標>

「E 衛生薬学」においては、薬学教育プログラムにおける「B 社会と薬学」、「C 基礎薬学」、「D 医療薬学」の学修をもとに、科学的根拠と最新の解析技術に基づいて、社会・集団における環境要因によって起こる疾病の予防や健康被害の防止、感染症の予防・まん延防止、健康の維持・増進に必要な栄養・食品衛生、人の健康に影響を与える化学物質の適正な管理と使用、環境保全等について学修する。本大項目の学修は、「F 臨床薬学」における薬物治療、医療安全等の学修につながる。さらに、「E 衛生薬学」の学修を通じ、国民の健康な生活の確保、健全な社会の維持・発展に貢献するために、レギュラトリーサイエンスの視点で人の健康に係る公衆衛生、食品衛生、環境衛生上の課題を発見し、その解決に取り組む能力を身に付ける。

「E 衛生薬学」は以下の 3 つの中項目から構成されている。

- E-1 健康の維持・増進をはかる公衆衛生
- E-2 健康の維持・増進につながる栄養と食品衛生
- E-3 化学物質の管理と環境衛生

<「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり>

大項目「E 衛生薬学」は、社会・集団における人の健康を科学し、薬剤師として身体的、精神的な健康の維持・増進に貢献するために必要な学修領域であることから、本大項目で身に付けた資質・能力は、「A

薬剤師として求められる基本的な資質・能力」の全ての資質・能力、すなわち生涯にわたって〔プロフェッショナルリズム〕、〔総合的に患者・生活者をみる姿勢〕、〔生涯にわたって共に学ぶ姿勢〕、〔科学的探究〕、〔専門知識に基づいた問題解決能力〕、〔情報・科学技術を活かす能力〕、〔薬物治療の実践的能力〕、〔コミュニケーション能力〕、〔多職種連携能力〕、〔社会における医療の役割の理解〕を修得し、社会が薬剤師に求める役割を果たすために必要な学修と位置付けられる。

<評価の指針>

科学的根拠と情報の収集・解析・評価に基づいた理解と考究により、

1. 社会・集団における環境要因によって起こる疾病や健康被害について予防策・防止策を立案する。
2. 人の健康を脅かす感染症について予防策・まん延防止策を立案する。
3. 食品や栄養について人の健康の維持・増進や疾病の予防・治療につながる方策を立案する。
4. 食品の変質や汚染等によって起こる健康被害、食中毒について防止策を立案する。
5. 化学物質によって起こる健康被害について防止策を立案する。
6. 生活環境や自然環境の汚染や悪化について防止策・対応策を立案する。
7. 人の健康に係る公衆衛生、食品衛生、環境衛生上の課題を発見し、レギュラトリーサイエンスの視点で、その解決に取り組む。

F 臨床薬学

<大項目の学修目標>

「C 基礎薬学」で学ぶ化学物質や生体の基礎知識を基に、「D 医療薬学」で学ぶ疾患や医薬品の知識を総合的に活用して、適切な薬物治療の計画を立案し、患者・生活者中心の視点から個別最適な薬物治療を提供する。「B 社会と薬学」で学ぶ法令や規範、倫理等を遵守し、患者、生活者の立場を尊重したコミュニケーションにより、多職種との連携を円滑に行い、質の高い薬学的管理によるファーマシューティカルケアを実践する。また、「B 社会と薬学」で学ぶ健康管理や「E 衛生薬学」で学ぶ公衆衛生、感染制御、環境保全等の知識を、医療現場や地域で活用して、医療、保健、介護、福祉の向上に貢献する能力を身に付ける。

「F 臨床薬学」は以下の5つの中項目から構成されている。

- F-1 薬物治療の実践
- F-2 多職種連携における薬剤師の貢献
- F-3 医療マネジメント・医療安全の実践
- F-4 地域医療・公衆衛生への貢献
- F-5 臨床で求められる基本的な能力

「F 臨床薬学」で修得する能力は、「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」における〔専門知識に基づいた問題解決能力〕〔情報・科学技術を活かす能力〕〔薬物治療の実践的能力〕〔コミュニケーション能力〕〔多職種連携能力〕に対応する能力であり、〔科学的探究〕を具体的に実践することを目指すものである。また、医療現場や社会で実践すること〔プロフェッショナルリズム〕〔総合的に患者・生活者

をみる姿勢] [社会における医療の役割の理解] を深め、[生涯にわたって共に学ぶ姿勢] を培うものである。

<評価の指針>

1. 具体的な症例や事例の薬物治療の問題点を抽出し、その改善や解決策を提示する。
2. 患者・生活者個々の状況を的確に把握し、評価するとともに、有効で安全な薬物治療を検討し、個々の患者の薬物治療の個別最適化を図る。
3. 患者、生活者、連携する多職種と円滑なコミュニケーションを図り、情報共有・発信に努める。また、多職種との関わりを通して薬剤師としての職能を自覚する。
4. 医療現場で、医薬品管理、医薬品情報の管理、医療安全、感染制御に携わり、個々の課題解決に取り組む。
5. 地域医療や介護、福祉の中で、地域住民の疾病予防や健康維持・増進、公衆衛生等に携わり、個々の課題解決に取り組む。
6. 医療人として、個々の患者や家族の気持ちに寄り添い利他的な行動を心がける。また、倫理的な配慮についても深く考察して対応する。
7. 薬剤師業務の社会的責務を深く理解し、医療人としての自覚と心構えを持ち、他の医療、保健、介護、福祉関係者と連携し対応する。
8. 医療現場や地域の課題を科学的な視点で考察し解決策を提案するとともに、その成果を広く社会に公表し薬学の進歩に資する。

G 薬学研究

<大項目の学修目標>

大項目 B～F において学んだ知識や技能を活用して、自らが探究すべき薬学的な課題を発見し、課題に係る情報の収集と解析・評価に基づいて研究課題の設定と研究計画の立案を行う。研究計画に沿って、主体的に研究を行い、その結果についての学術的な解析と考察により結論を導く。こういった科学的な探究を通して、薬学や医療の発展に貢献する研究に必要な課題発見能力・問題解決能力を身に付ける。また研究において求められる基本的な姿勢を理解し、自らの研究を科学的、倫理的、人道的に遂行する資質を涵養する。

「G 薬学研究」は以下の 2 つの中項目から構成されている。

G-1 薬学的課題の探究と薬学研究に取り組む姿勢

G-2 研究の実践

<「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり>

大項目「G 薬学研究」において身に付ける課題発見能力及び問題解決能力は、薬剤師が医療人として生涯にわたって医療と薬学の発展に寄与して社会に貢献するために必要な全ての資質・能力の基盤となり、また生涯にわたって向上を図るべき能力である。

したがって、本大項目は [プロフェッショナリズム]、[総合的に患者・生活者をみる姿勢]、[生涯にわ

たつて共に学ぶ姿勢]、[科学的探究]、[専門知識に基づいた問題解決能力]、[情報・科学技術を活かす能力]、[薬物治療の実践的能力]、[コミュニケーション能力]、[多職種連携能力]、[社会における医療の役割の理解] の資質・能力に係る学修といえる。

<評価の指針>

1. 薬学や医療に関する研究の学術的な重要性和社会的意義の理解のもとに、批判的思考によりその成果を評価し、俯瞰的思考により自らが探究すべき薬学的課題を発見する。
2. 薬学や医療の発展に貢献する使命感や責任感を持って、主体的に研究に取り組む。
3. 薬学的な課題の解決に向けて創造的思考により作業仮説を立て、研究課題を設定と研究計画の立案を行う。
4. 研究における不正行為を熟知し、研究倫理に則り、研究に係る法令や指針等を遵守して研究を行う。
5. 研究結果について創造的思考による学術的な解析と考察に基づいて結論を導き、その成果について学術的な報告を行う。

東 北 大 学 学 部 通 則

(昭和27年12月18日制定)

最新改正 令和8年1月27日

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
 - 第2章 入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学（第6条—第17条）
 - 第3章 休学（第18条—第20条）
 - 第4章 転学、退学及び除籍（第21条—第23条）
 - 第5章 教育課程及び履修方法（第24条—第26条の2）
 - 第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等（第26条の3—第26条の5）
 - 第5章の3 大学以外の教育施設等における学修（第26条の6・第26条の7）
 - 第6章 卒業及び学位授与（第27条・第28条）
 - 第7章 懲戒（第29条）
 - 第8章 授業料（第30条—第35条の2）
 - 第9章 科目等履修生（第36条—第43条）
 - 第10章 特別聴講学生（第44条—第48条）
 - 第11章 学部入学前教育受講生（第49条—第52条）
 - 第12章 外国学生（第53条・第54条）
- 附則

第1章 総則

第1条 東北大学（以下「本学」という。）に置く学部及び学科は、次のとおりとする。

文学部 人文社会学科

教育学部 教育科学科

法学部 法学科

経済学部 経済学科、経営学科

理学部 数学科、物理学科、宇宙地球物理学科、化学科、地圏環境科学科、地球惑星物質科学科、
生物学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 創薬科学科、薬学科

工学部 機械知能・航空工学科、電気情報理工学科、化学・バイオ工学科、材料科学総合学科、
建築・社会環境工学科

農学部 生物生産科学科、応用生物化学科

2 学部の定員は、別表第1のとおりとする。

第1条の2 学部又は学科等ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、各学部規程の定めるところによる。

第2条 修業年限は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、4年とする。

2 医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。

3 在学年限は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く学部及び学科は6年から8年まで、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科は9年から12年までの範囲で、各学部が定める。

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。

3 春季、夏季及び冬季休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。

4 臨時休業日は、その都度定める。

第2章 入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学

第6条 入学、転学科、転学部、転入学及び編入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学、転学科、転学部、転入学及び編入学の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることがある。

3 再入学の時期は、その都度定める。

第7条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満

たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。)

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第8条 入学を志願する者に対しては、入学試験の上、入学を許可する。

2 入学試験については、別に定める。

第9条 本学を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、前条の規定にかかわらず、選考の上、再入学を許可することがある。

第10条 転学科を志願する者があるときは、特別の理由がある場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、転学科を許可することがある。

第11条 次の各号の一に該当する者は、別に定めるところにより、選考の上、転学部、転入学又は編入学を許可することがある。

一 本学の学生で、転学部を志願するもの

二 本学又は修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者で、本学に転入学又は編入学を志願するもの

三 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程(修業年限4年以上のものに限る。)に2年以上在学し、所定の単位を修得した者(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に転入学又は編入学を志願するもの

四 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に編入学を志願するもの

五 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学に編入学を志願するもの

六 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に編入学を志願するもの

七 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

八 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

九 我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に編入学を志願するもの

- 十 前七号と同等以上の学力があると認められる者で、本学に編入学を志願するもの
- 2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当し、転学部又は転入学を志願する場合は、現に在学する学部の学部長又は大学の学長の許可証を、願書に添付しなければならない。
- 第11条の2** 第8条第1項の規定により入学を許可された者が、本学に入学する前に本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは我が国において、外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、審査の上、第26条の5第1項、第26条の6第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度に、本学において修得したものと認めることがある。
- 2 前項の認定は、各学部において行う。
- 第12条** 第9条、第10条又は第11条の規定により再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、審査の上、その一部又は全部を認める。
- 2 前項の認定は、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可した学部において行う。
- 第13条** 入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。
- 2 入学、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。
- 第14条** 入学、再入学、転入学及び編入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。
- 2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。
- 第15条** 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。
- 2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。
- 3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。
- 第15条の2** 特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者等に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 2 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。
- 第16条** 納付した検定料及び入学料は、返付しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、入学試験において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第14条第1項に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

3 第1項の規定にかかわらず、大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者については、その者の申出により、第14条第1項に規定する検定料のうち前項に規定する額に相当する額を返付する。

第17条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに、本学所定の宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

第3章 休学

第18条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。

3 休学期間は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、2年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により2年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

4 医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の休学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により3年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

5 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

第19条 病気その他の事情により修学が不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

第20条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第4章 転学、退学及び除籍

第21条 他の大学に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第22条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第23条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者

二 第2条第3項に規定する在学年限を経て、なお卒業できない者

三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者

五 第18条第3項又は第4項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

第5章 教育課程及び履修方法

第24条 教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

- 一 全学教育科目
- 二 専門教育科目
- 三 教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち前二号として開設するもの以外のものをいう。）
- 四 前三号に掲げる以外の科目

- 2 前項第1号に定める全学教育科目及び第2号に定める専門教育科目のうち、大学設置基準第8条第1項に規定する主要授業科目（以下単に「主要授業科目」という。）となるものについては、各学部が定める。
- 3 主要授業科目は、原則として、大学設置基準第8条第1項に規定する基幹教員に担当させるものとする。

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第24条の3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、おおむね次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

第24条の4 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第24条の5 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週又は15週その他各学部が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第24条の6 各学部は、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び卒業の認定の基準をあらかじめ明示するものとする。

第24条の7 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することがで

きる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

第25条 授業科目を履修した者には、試験その他の各学部が定める適切な方法（以下「試験等」という。）により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

第26条 学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

第26条の2 この章に規定するもののほか、教育課程及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等

第26条の3 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、履修を認めた後に当該協議を行うことができる。

第26条の4 学生が外国の大学等において修学することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

第26条の5 第26条の3第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位（医学部及び歯学部における修得の成果を含む。）並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、各学部規程の定めるところにより、本学において修得した単位とみなす。

2 前項の規程により本学において修得したものとみなすことができる単位の限度は、第11条の2第1項、次条第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位とする。

第5章の3 大学以外の教育施設等における学修

第26条の6 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、前条第1項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第26条の7 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、第26条の5第1項及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第6章 卒業及び学位授与

第27条 本学に第2条第1項又は第2項に規定する期間在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者又は所定の授業科目を履修し、その試験に合格した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、本学に3年以上在学した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第149条に規定する者を含む。）で、前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと各学部において認めるものには、各学部規程の定めるところにより、卒業を認め、学士の学位を授与することがある。

3 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第24条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を限度とする。ただし、卒業に必要な単位数が124単位（医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位）を超える場合は、その超える単位数に相当する単位数を60単位に加えた単位数を限度とする。

4 第1項及び第2項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部 学士（文学）

教育学部 学士（教育学）

法学部 学士（法学）

経済学部 学士（経済学）

理学部 学士（理学）

医学部 学士（医学、看護学又は保健学）

歯学部 学士（歯学）

薬学部 学士（創薬科学、薬学）

工学部 学士（工学）

農学部 学士（農学）

第28条 この章に規定するもののほか、学士の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）の定めるところによる。

第7章 懲戒

第29条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第8章 授業料

第30条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

3 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあつては5月、第2学期にあつては11月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

第31条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、復学し、又は再入学した月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

第32条 学年の途中で卒業する見込みの者は、月割計算額に、卒業する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については5月（4月に卒業する見込みの者にあつては、4月）に、第2学期の在学期間に係る授業料については11月（10月に卒業する見込みの者にあつては、10月）に納付しなければならない。

第33条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

第34条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

第35条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第30条第3項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期の初めまでに休学し、又は第1学期の終わりまでに退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

第35条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生

第36条 各学部の授業科目中、1科目又は数科目を選んで、履修を志願する者があるときは、各学部又は学務審議会において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第37条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

第38条 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、別に定める。

第39条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第40条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第41条 科目等履修生は、每学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

第42条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第43条 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、学生に関する規定を準用する。

第10章 特別聴講学生

第44条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校¹の学生又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学・短期大学等」という。）若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生で、本学の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設と協議して定めるところにより、各学部又は学務審議会（以下「各学部等」という。）において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第45条 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

2 外国の大学・短期大学等又は外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生を特別聴講学生として受入れる場合において特別の事情があると認めるときは、その受入れの時期は、前項の規定にかかわらず、各学部等においてその都度定めることができる。

第46条 特別聴講学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

第46条の2 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

- 一 国立の大学、短期大学又は高等専門学校^の学生
- 二 大学間相互単位互換協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校^の学生
- 三 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた外国の大学等^の学生

第47条 特別聴講学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとし、当該特別聴講学生に対する授業の開始前に、その学期の分を徴収する。

第48条 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生には、学生に関する規定を準用する。

第11章 学部入学前教育受講生

第49条 各学部の入学前教育（第6条第1項に規定する入学の前において入学後の教育をより効果的に行うことを目的として実施する教育をいう。）の受講を志願する者があるときは、各学部において、選考の上、学部入学前教育受講生として入学を許可することができる。

第50条 学部入学前教育受講生の入学資格、入学の時期、在学期間その他については、別に定める。

第51条 学部入学前教育受講生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

第52条 本章に規定する場合を除くほか、学部入学前教育受講生には、学生に関する規定を準用する。

第12章 外国学生

第53条 外国人で、本学に入学、再入学、転入学又は編入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を許可することができる。

2 外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を志願した者に対し、特別の事情があると各学部において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることができる。

第54条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第14条、第15条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

附 則

この通則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第1条関係)

学部	学科	収容定員	入学定員
文学部	人文社会学科	人	人
		840	210
教育学部	教育科学科	280	70
法学部	法学科	640	160
経済学部	経済学科	540	130 (10)
	経営学科	540	130 (10)
理学部	数学科	180	45
	物理学科	312	78
	宇宙地球物理学科	164	41
	化学科	280	70
	地圏環境科学科	120	30
	地球惑星物質科学科	80	20
	生物学科	160	40
医学部	医学科	698	117
	保健学科	576	144
歯学部	歯学科	318	53
薬学部	創薬科学科	240	60
	薬学科	120	20
工学部	機械知能・航空工学科	988	247
	電気情報物理工学科	1,052	263
	化学・バイオ工学科	452	113
	材料科学総合学科	452	113
	建築・社会環境工学科	428	107
農学部	生物生産科学科	360	90
	応用生物化学科	240	60

別表第2 (第14条、第15条、第30条、第39条、第40条、第41条、第47条関係)

区分	検定料	入学料	授業料
学部学生	円	円	円
	入学 17,000 再入学、転入学及び編入学 30,000	282,000	535,800

科目等履修生	9,800	28,200	14,800
特別聴講学生	—	—	14,800

備考

- 1 第16条第2項に定める選抜に係る検定料の額は、入学試験における第1段階目の選抜にあつては4,000円、第2段階目の選抜にあつては13,000円とし、再入学、転入学及び編入学に係る選考における第1段階目の選抜にあつては7,000円、第2段階目の選抜にあつては23,000円とする。ただし、国際学士コース入試における第1段階目の選抜に係る検定料の額は5,000円とし、第2段階目の選抜に係る検定料は徴収しないものとする。
- 2 学部学生の授業料は、年額である。
- 3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、1単位に相当する授業についての額である。

東北大学学部通則細則

(昭和39年3月17日制定)

最新改正 平成30年3月29日 規第53号

第1条 入学の許可は、入学試験審議会の議を経て、総長が行う。

第2条 再入学の許可は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長が行う。

第3条 所属する学科の決定は、教授会の議を経て学部長が行う。

第3条の2 転学科の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第4条 転学部、転入学及び編入学の許可は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長が行う。

第5条 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学の許可の取消しは、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第6条 休学及び復学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 休学及び復学を命ずる場合は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第7条 転学及び退学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第7条の2 除籍は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第7条の3 授業科目の履修に関する他の大学、短期大学若しくは高等専門学校（以下「他の大学等」という。）又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）若しくは外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）との協議並びに留学又は休学中における修学に関する外国の大学等との協議は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、学部長の申出に基づき、当該協議を総長が行うことがある。

第7条の4 他の大学等における授業科目の履修、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目の我が国における履修並びに外国の大学等への留学及び休学中における修学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第8条 懲戒は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長が行う。

2 総長は、前項の規定により学部長に懲戒を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第8条の2 停学の解除は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長が行う。

2 総長は、前項の規定により学部長に停学の解除を命じたときは、教育研究評議会に報告するも

のとする。

第9条 学士の学位の授与は、学部長の証明により総長が行う。

第10条 第1条、第5条から第7条の2まで、第8条第1項及び第8条の2第1項の規定は、学部における科目等履修生及び学部入学前教育受講生について準用する。この場合において、第1条中「入学者選抜委員会の議を経て、総長」とあるのは「教授会の議を経て、学部長」と、第5条、第6条第2項及び第7条の2中「学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長」とあるのは「学部長」と、第8条第1項及び第8条の2第1項中「学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長」とあるのは「学部長」と読み替えるものとする。

2 第1条、第5条から第7条の2まで、第8条第1項及び第8条の2第1項の規定は、学務審議会における科目等履修生について準用する。この場合において、第1条中「入学者選抜委員会の議を経て、総長」とあるのは「学務審議会の議を経て、学務審議会委員長」と、第5条、第6条第2項及び第7条の2中「教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長」とあるのは「学務審議会の議を経て学務審議会委員長」と、第8条第1項及び第8条の2第1項中「教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長」とあるのは「学務審議会の議を経て学務審議会委員長」と読み替えるものとする。

第11条 学部における科目等履修生の在学期間の延長及び履修単位の増減の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 学務審議会における科目等履修生の在学期間の延長及び履修単位の増減の許可は、学務審議会の議を経て学務審議会委員長が行う。

第12条 削除

第13条 学部における特別聴講学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し、受入れの期間の変更の許可及び履修単位の増減の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 学務審議会における特別聴講学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し、受入れの期間の変更の許可及び履修単位の増減の許可は、学務審議会の議を経て学務審議会委員長が行う。

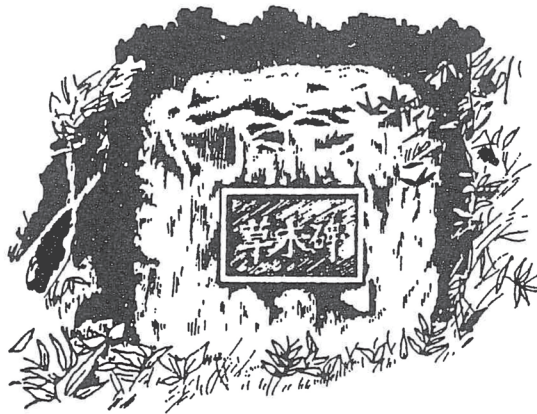
第14条 学部長は、第3条の規定による決定をし、第3条の2、第6条第1項、第7条若しくは第7条の4の規定による許可をし、又は第7条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

大学院規程関係

大学院の勉学上必要な規程類が集録されています。教育課程及び履修方法、試験、成績及び修了に関しては、特に理解を深める必要があります。



草 木 碑

東北大学大学院薬学研究科規程

(昭和36年5月23日制定)

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学（第3条－第6条の2）
- 第3章 教育方法等（第7条－第19条）
- 第4章 他の大学院等における修学及び留学等（第20条－第23条）
- 第5章 課程修了（第24条－第28条）
- 第6章 科目等履修生（第29条－第35条）
- 第7章 特別聴講学生及び特別研究学生（第36条－第38条）
- 附 則

第1章 総 則

第1条 東北大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）における入学、教育方法、課程修了等については、東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）及び東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。ただし、研究科長は、この規程にかかわらず、必要に応じ、研究科委員会の議を経て特例を定めることができる。

第1条の2 本研究科は、広範囲な薬学分野の知識及び技術を修得し、独創的な発想力及び国際的な競争力を備えた薬学の研究者又は技術者を育成することを目的とする。

第2条 本研究科に、次の専攻を置く。

分子薬科学専攻

生命薬科学専攻

医療薬学専攻

- 2 分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし、医療薬学専攻は、薬学を履修する課程（以下「薬学履修課程」という。）とする。

- 3 医療薬学専攻に、履修上の区分として次のコースを置く。

医療薬学コース

腫瘍専門薬剤師養成コース

スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成コース

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学

第3条 本研究科に入学を願い出た者に対する選考方法は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

第4条 本研究科に再入学を願い出た者があるときは、退学又は除籍の後2年以内の者に限り、選考の上、許可することがある。ただし、特別の事情がある者については、退学又は除籍の後2年を超えても許可することがある。

2 前項の選考方法は、その都度、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

3 第1項の規定により再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の一部又は全部の認定は、その都度、研究科委員会において審査の上研究科長が行う。

第5条 本研究科に進学を願い出た者に対しては、選考の上許可する。

2 前項の選考方法は、その都度、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

第6条 本研究科に編入学、転科又は転入学を願い出た者があるときは、収容定員に余裕のある場合に限り、選考の上許可することがある。

2 前項の選考方法は、その都度、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

3 第1項の規定により転科又は転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の一部又は全部の認定は、その都度、研究科委員会において審査の上研究科長が行う。

第6条の2 前期課程に入学を許可された者が、本研究科に入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、

教育上有益と認めるときは、本研究科において修得した単位とみなすことがある。

一 東北大学大学院又は他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）

二 外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）

三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するもの又は通則第15条第5号に規定する国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）

2 前項の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、第23条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて6単位までとする。

第3章 教育方法等

第7条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 授業科目区分は、専門科目及び関連科目とする。

3 本研究科の各専攻の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

第8条 授業科目の時間割及び担当教員は、学年の初めに、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

第9条 学生の履修及び研究を指導するために、研究科長は、研究科委員会の議を経て、学生ごとに指導教員を定める。

第10条 学生は、学年の初めに、指導教員の指示に従い履修しようとする授業科目を研究科長に届け出なければならない。

第11条 履修上必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て研究科長が定めるところにより、実験又は研究をもって、講義の一部又は全部に代えることがある。

第11条の2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、研究科委員会の議を経て許可することがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が許可することがある。

3 前二項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

第12条 学生は、研究科長の許可を得て、前期課程にあつては所属する専攻以外の専攻、他の研究科若しくは教育部の前期課程若しくは学部の授業科目を、後期課程及び薬学履修課程にあつては所属する専攻以外の専攻、前期課程、他の研究科、教育部若しくは学部の授業科目を履修し、又は他の研究科若しくは教育部において研究指導の一部を受けることができる。この場合には、その研究科、教育部又は学部の所定の手続によらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、学生は、研究科長の許可を得て、東北大学大学院共通科目規程（令4規）に定める授業科目（以下この項において「大学院共通科目」という。）について、前期課程にあつては同規程別表第1に定めるものを、後期課程及び薬学履修課程にあつては同規程別表第2又は別表第3～5に定めるものを履修することができる。この場合において、大学院共通科目の履修手続については、同規程に定めるところのほか、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

3 前二項の規定により履修した授業科目は、研究科委員会の議を経て、関連科目として認めることがある。

第13条 他の研究科又は教育部の学生が、本研究科の授業科目の履修又は本研究科において研究指導を受けることを願い出たときは、許可することがある。

2 前項の願い出は、所属する研究科の研究科長又は教育部の教育部長を経由して行わなければならない。

第14条 授業科目の履修の認定は、試験等による。

第15条 試験等は、所定の時期に行う。

第16条 試験等を受けることのできる授業科目は、所定の手続を経て履修した授業科目に限る。

第17条 本研究科委員会が特に必要と認めた場合に限り、追試験等を行うことがある。

第18条 試験等の結果合格と認め得ない場合でも、更に若干の日数をかけて指導を加えれば合格することができるのと認められる者に限り、不合格の決定を猶予し、再試験等を行うことがある。

2 前項の猶予の期間は、次の学期を超えて延引することができない。

第19条 授業科目の成績は、100点満点とし、次の区分により評価する。ただし、授業科目によっては、合格、不合格とすることがある。

AA 90点から100点まで

A 80点から89点まで

B 70点から79点まで

C 60点から69点まで

D 59点以下

2 前項による評価AA、A、B、Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

第4章 他の大学院等における修学及び留学等

第20条 学生は、研究科長の許可を得て、研究科長が研究科委員会の議を経て定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第21条 学生は、研究科長の許可を得て、研究科長が研究科委員会の議を経て定める他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることができる。この場合において、前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

第22条 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると研究科長が研究科委員会の議を経て認めているときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該大学院等に留学することを認めることがある。

2 留学の期間は、在学年数に算入する。

3 第1項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

第23条 第20条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位、第21条の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第3項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科委員会において審査の上、研究科長が認めたときは、本研究科において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

2 前項の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、前期課程にあつては第6条の2第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて6単位まで、後期課程及び薬学履修課程にあつては8単位までとする。

第23条の2 この章に規定するもののほか、他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における修学、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学院等における修学に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

第5章 課程修了

第24条 本研究科の前期課程を修了するためには、同課程に2年以上在学し、専門科目及び関連科目を合わせて30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と研究科委員会の議を経て、研究科長が認めた場合には、1年以上(次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。)在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、区分課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、修士論文の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

3 本研究科の博士課程を修了するためには、同後期課程に3年以上在学し、専門科目28単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と研究科委員会の議を経て、研究科長が認めた場合には、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

4 本研究科の薬学履修課程を修了するためには、同課程に4年以上在学し、次の各号に掲げる単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と研究科委員会において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

一 医療薬学コースにあつては、専門科目32単位以上

二 腫瘍専門薬剤師養成コースにあつては、専門科目35単位以上

三 スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成コースにあつては、専門科目35単位以上

第24条の2 前期課程においては、第6条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第25条 修士論文は、前期課程に1年以上在学し、専門科目及び関連科目を合わせて10単位以上を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、第24条第1項ただし書の規定を適用しようとする場合において、指導教員が認めたときは、在学期間が1年に満たなくても修士論文を提出することができる。

- 2 第24条第3項に定める博士論文は、後期課程に2年以上在学し、専門科目8単位以上を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、前条第3項ただし書の規定を適用しようとする場合において、指導教員が認めたときは、在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。
- 3 第24条第4項に定める博士論文は、薬学履修課程に3年以上在学し、次の各号に掲げる単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、前条第4項ただし書の規定を適用しようとする場合において、指導教員が認めたときは、在学期間が3年に満たなくても博士論文を提出することができる。
 - 一 医療薬学コースにあつては、専門科目12単位以上
 - 二 腫瘍専門薬剤師養成コースにあつては、専門科目25単位以上
 - 三 スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成コースにあつては、専門科目25単位以上
- 4 修士論文及び博士論文は、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。
- 5 第24条第1項ただし書、前条第3項ただし書及び前条第4項ただし書の規定を適用しようとする場合の修士論文及び博士論文の提出については、同条第1項ただし書、第3項ただし書及び前条第4項ただし書に定めるもののほか、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

第26条 最終試験は、前期課程にあつては、専門科目及び関連科目を合わせて30単位以上を修得し必要な研究指導を受けて修士論文を提出した者に対して、後期課程にあつては、専門科目28単位以上を修得し必要な研究指導を受けて博士論文を提出した者に対して、薬学履修課程にあつては、次の各号に掲げる単位を修得し必要な研究指導を受けて博士論文を提出した者に対して行う。

- 一 医療薬学コースにあつては、専門科目32単位以上
- 二 腫瘍専門薬剤師養成コースにあつては、専門科目35単位以上
- 三 スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成コースにあつては、専門科目35単位以上

2 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連のある専攻分野について行う。

第27条 学位論文及び最終試験の成績は、合格又は不合格の区分により、評価する。

第28条 課程修了の認定は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

第6章 科目等履修生

第29条 本研究科の特定の授業科目について履修を願い出た者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第30条 科目等履修生として入学することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

第31条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

第32条 科目等履修生として入学を願い出る者は、所定の期日までに、所定の願書を提出しなければならない。

第33条 科目等履修生の在学期間は、1学期とする。ただし、在学期間の延長を願い出た者があるときは、研究科長は、研究科委員会の議を経て、その延長を許可することがある。

2 科目等履修生は、2年を超えて在学することができない。

第34条 科目等履修生が履修することのできる授業科目は、原則として、1学期につき12単位の授業科目を限度とする。

第35条 科目等履修生が履修した授業科目について証明を願い出たときは、研究科長の証明書を交付することがある。

第7章 特別聴講学生及び特別研究学生

第36条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本研究科の授業科目の履修を願い出たものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第37条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本研究科において研究指導を受けることを願い出たものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

第38条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に前期課程に入学した者の入学前の既修得単位の認定並びに他の大学院等における修学及び留学等については、改正後の第6条の2第2項及び第22条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和2年度以前に後期課程に進学及び編入学した者並びに薬学履修課程に入学した者の他の大学院等における修学及び留学等については、改正後の第22条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

東北大学大学院薬学研究科履修内規

(平成17年11月16日制定)

最新改正 令和8年3月18日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学大学院薬学研究科規程（昭和36年5月23日制定。以下「規程」という。）第7条第3項の規定に基づき、東北大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）の各専攻の授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 本研究科の各専攻の授業科目、単位数及び履修方法は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）にあつては別表第1に、後期3年の課程（以下「後期課程」という。）にあつては別表第2に、薬学履修課程医療薬学コースにあつては別表第3に、薬学履修課程腫瘍専門薬剤師養成コースにあつては別表4に、薬学履修課程スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成コースにあつては別表第5による。

附 則（令和3年3月17日改正）

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学及び転入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の第2条、別表第1及び別表第3から第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月16日改正）

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日改正）

- 1 この内規は令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月18日改正）

- 1 この内規は令和8年4月1日から施行する。

別表第1 前期課程

専攻	専 門 科 目					関 連 科 目
	授業科目	講 義 その他	単 位 数			
			必 修	選 択 必 修	自 由 聴 講	
分 子 薬 科 学 専 攻	分子薬科学特論Ⅰ	講 義	4			未来型医療創造卓越大学院プログラムに属する専攻等で開講される履修カテゴリーの授業科目(他研究科の教員が担当するものに限る)及び本研究科委員会において関連科目として認めたもの
	分子薬科学特論Ⅱ	同	4			
	有機化学特論	同		2		
	医療薬学特論	同		3		
	応用医療薬学特論	同		3		
	応用生化学特論Ⅰ	同		3		
	応用生化学特論Ⅱ	同		3		
	分子解析学特論	同		3		
	薬効学特論	同		3		
	生物化学特論	同		3		
	医薬品化学特論	同		2		
	免疫科学特論	同		3		
	有機化学特論A	同		2		
	有機化学特論B	同		2		
	分子イメージング特論	同			4	
	食と農免疫特論	同		2		
	医用オミクス特論	同			1	
	有機化学特別講義	同		2		
	医療薬学特別講義	同		3		
	分子薬科学セミナーⅠ	演 習	3			
	分子薬科学セミナーⅡ	同	3			
課題研究	実 験	10				
海外研修	研 修			2		
	計		24	39	7	
生 命 薬 科 学 専 攻	生命薬科学特論Ⅰ	講 義	4			未来型医療創造卓越大学院プログラムに属する専攻等で開講される履修カテゴリーの授業科目(他研究科の教員が担当するものに限る)及び本研究科委員会において関連科目として認めたもの
	生命薬科学特論Ⅱ	同	4			
	有機化学特論	同		2		
	医療薬学特論	同		3		
	応用医療薬学特論	同		3		
	応用生化学特論Ⅰ	同		3		
	応用生化学特論Ⅱ	同		3		
	分子解析学特論	同		3		
	薬効学特論	同		3		
	生物化学特論	同		3		
	医薬品化学特論	同		2		
	免疫科学特論	同		3		
	分子イメージング特論	同			4	
	食と農免疫特論	同		2		
	医用オミクス特論	同			1	
	有機化学特別講義	同		2		
	医療薬学特別講義	同		3		
	生命薬科学セミナーⅠ	演 習	3			
	生命薬科学セミナーⅡ	同	3			
	課題研究	実 験	10			
	海外研修	研 修			2	
	計		24	35	7	

備考

講義科目14単位以上(所属する専攻の特論Ⅰ及び特論Ⅱ各4単位及び選択必修科目6単位以上)、演習科目6単位及び課題研究10単位の合計30単位以上を履修すること。

別表第2 後期課程

専攻	専 門 科 目				関 連 科 目	
	授 業 科 目	講 義	単 位 数			
		その他	必 修	選 択 必 修		自 由 聴 講
分 子 薬 学 専 攻	医薬製造化学特別演習Ⅰ	演習		4		
	医薬製造化学特別演習Ⅱ	同		4		
	分子設計化学特別演習Ⅰ	同		4		
	分子設計化学特別演習Ⅱ	同		4		
	合成制御化学特別演習Ⅰ	同		4		
	合成制御化学特別演習Ⅱ	同		4		
	反応制御化学特別演習Ⅰ	同		4		
	反応制御化学特別演習Ⅱ	同		4		
	分子変換化学特別演習Ⅰ	同		4		
	分子変換化学特別演習Ⅱ	同		4		
	医薬資源化学特別演習Ⅰ	同		4		
	医薬資源化学特別演習Ⅱ	同		4		
	界面物性化学特別演習Ⅰ	同		4		
	界面物性化学特別演習Ⅱ	同		4		
	生物構造化学特別演習Ⅰ	同		4		
	生物構造化学特別演習Ⅱ	同		4		
	環境調和化学特別演習Ⅰ	同		4		
	環境調和化学特別演習Ⅱ	同		4		
	分子動態解析学特別演習Ⅰ	同		4		
	分子動態解析学特別演習Ⅱ	同		4		
	分子イメージング薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	分子イメージング薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	分子薬科学特別演習Ⅰ	同		4		
分子薬科学特別演習Ⅱ	同		4			
分子薬科学特別研究	実験	20				
海外特別研修	研修			2		
	計		20	96	2	
生 命 薬 学 専 攻	薬理学特別演習Ⅰ	演習		4		
	薬理学特別演習Ⅱ	同		4		
	臨床分析化学特別演習Ⅰ	同		4		
	臨床分析化学特別演習Ⅱ	同		4		
	分子細胞生化学特別演習Ⅰ	同		4		
	分子細胞生化学特別演習Ⅱ	同		4		
	薬物送達学特別演習Ⅰ	同		4		
	薬物送達学特別演習Ⅱ	同		4		
	衛生化学特別演習Ⅰ	同		4		
	衛生化学特別演習Ⅱ	同		4		
	生体統御システム学特別演習Ⅰ	同		4		
	生体統御システム学特別演習Ⅱ	同		4		
	代謝制御薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	代謝制御薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	モドミクス薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	モドミクス薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	生命機能解析学特別演習Ⅰ	同		4		
	生命機能解析学特別演習Ⅱ	同		4		
	生命薬科学特別演習Ⅰ	同		4		
	生命薬科学特別演習Ⅱ	同		4		
生命薬科学特別研究	実験	20				
海外特別研修	研修			2		
	計		20	72	2	

未来型医療創造卓越大学院プログラムに属する専攻等で開講される履修カテゴリーの授業科目（他研究科の教員が担当するものに限る）及び本研究科委員会において関連科目として認めたもの

未来型医療創造卓越大学院プログラムに属する専攻等で開講される履修カテゴリーの授業科目（他研究科の教員が担当するものに限る）及び本研究科委員会において関連科目として認めたもの

備考

所属する専攻の演習科目、分子薬科学特別演習または生命薬科学特別演習8単位以上及び実験科目20単位以上の合計28単位以上を履修すること。

別表第3 薬学履修課程<医療薬学コース>

専攻	専 門 科 目					関 連 科 目
	授 業 科 目	講 義	単 位 数			
		その他	必 修	選 択 必 修	自 由 聴 講	
医 療 薬 学 専 攻	医療薬学特別講義Ⅰ	講 義	2			未来型医療創造卓越 大学院プログラムに属 する専攻等で開講され る履修カテゴリーの授 業科目(他研究科の教 員が担当するものに限 る)及び本研究科委員 会において関連科目と して認めたもの
	医療薬学特別講義Ⅱ	同	2			
	医用オミクス特論	同			1	
	臨床薬学特別演習Ⅰ	演 習		4		
	臨床薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	がん化学療法薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	がん化学療法薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	ゲノム医療薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	ゲノム医療薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	病態分子薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	病態分子薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	医薬品評価学特別演習Ⅰ	同		4		
	医薬品評価学特別演習Ⅱ	同		4		
	社会薬学マネジメント特別演習Ⅰ	同		4		
	社会薬学マネジメント特別演習Ⅱ	同		4		
	医療薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	医療薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	医療薬学特別研究	実 験	20			
	海外特別研修	研 修			2	
		計		24	56	
備考						
医療薬学特別講義Ⅰ・Ⅱ4単位、所属する専攻の演習科目または医療薬学特別演習8単位以上及び実験科目20単位以上の合計32単位以上を履修すること						

別表第4 薬学履修課程<腫瘍専門薬剤師養成コース>

専攻	専 門 科 目				関 連 科 目	
	授 業 科 目	講 義	単 位 数			
			その他	必 修		選択必修
医 療 薬 学 専 攻	医療薬学特別講義Ⅰ	講 義	2			未来型医療創造卓越 大学院プログラムに属 する専攻等で開講され る履修カテゴリーの授 業科目(他研究科の教 員が担当するものに限 る)及び本研究科委員 会において関連科目と して認めたもの
	医療薬学特別講義Ⅱ	同	2			
	臨床腫瘍学特別講義Ⅰ	同	2			
	臨床腫瘍学特別講義Ⅱ	同	2			
	臨床腫瘍学特別講義Ⅲ	同			4	
	医用オミクス特論	同			1	
	がん薬物療法学演習	演 習	4			
	臨床薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	臨床薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	がん化学療法薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	がん化学療法薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	ゲノム医療薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	ゲノム医療薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	病態分子薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	病態分子薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	医薬品評価学特別演習Ⅰ	同		4		
	医薬品評価学特別演習Ⅱ	同		4		
	社会薬学マネジメント特別演習Ⅰ	同		4		
	社会薬学マネジメント特別演習Ⅱ	同		4		
	医療薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	医療薬学特別演習Ⅱ	同		4		
がん専門薬剤師実習	実 習	5				
医療薬学課題研究DC	実 験	10				
海外特別研修	研 修			2		
	計		27	56	7	

備考

医療薬学特別講義Ⅰ・Ⅱ 4単位、臨床腫瘍学特別講義 4単位、がん薬物療法学演習 4単位、所属する専攻の演習科目または医療薬学特別演習 8単位以上、がん専門薬剤師実習 5単位及び医療薬学課題研究DC 10単位の合計 35単位以上を履修すること。

別表第5 薬学履修課程<スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成コース>

専攻	専 門 科 目					関 連 科 目
	授 業 科 目	講 義	単 位 数			
		その他	必 修	選 択 必 修	自 由 聴 講	
医 療 薬 学 専 攻	医療薬学特別講義Ⅰ	講 義	2			未来型医療創造卓越 大学院プログラムに属 する専攻等で開講され る履修カテゴリーの授 業科目(他研究科の教 員が担当するものに限 る)及び本研究科委員 会において関連科目と して認めたもの
	医療薬学特別講義Ⅱ	同	2			
	スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成セミナー	同	1			
	臨床腫瘍学特別講義Ⅰ	同			2	
	臨床腫瘍学特別講義Ⅱ	同			2	
	臨床腫瘍学特別講義Ⅲ	同			4	
	医用オミクス特論	同			1	
	ゲノム解析学演習	演習	2			
	メタボローム解析演習	同	2			
	病態解析学演習	同	2			
	臨床薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	臨床薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	がん化学療法薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	がん化学療法薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	ゲノム医療薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	ゲノム医療薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	病態分子薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	病態分子薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	医薬品評価学特別演習Ⅰ	同		4		
	医薬品評価学特別演習Ⅱ	同		4		
	社会薬学マネジメント特別演習Ⅰ	同		4		
	社会薬学マネジメント特別演習Ⅱ	同		4		
	医療薬学特別演習Ⅰ	同		4		
	医療薬学特別演習Ⅱ	同		4		
	ゲノム解析実習Ⅰ	実習	2			
	ゲノム解析実習Ⅱ	同			2	
	メタボローム解析実習Ⅰ	同	2			
	メタボローム解析実習Ⅱ	同			2	
	ローテーション実習Ⅰ	同	2			
	ローテーション実習Ⅱ	同			2	
医療薬学課題研究DC	実 験	10				
海外特別研修	研 修			2		
	計		27	56	17	
備考						
医療薬学特別講義Ⅰ・Ⅱ4単位、スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成セミナー1単位、ゲノム解析学演習2単位、メタボローム解析演習2単位、病態解析学演習2単位、所属する専攻の演習科目または医療薬学特別演習8単位以上、ゲノム解析実習Ⅰ2単位、メタボローム解析実習Ⅰ2単位、ローテーション実習Ⅰ2単位、医療薬学課題研究DC10単位の合計35単位以上を履修すること。						

大学院共通科目について

東北大学大学院では、あらゆる境界を越え、創造的で活力のある研究者・高度専門人材を育成するため、深い教養の涵養、現代的な社会課題の学修、移転可能スキルの修得を図ることを目的として、「大学院共通科目」を開設しています。

大学院共通科目は、「博士課程前期2年の課程」向け科目、「博士課程後期3年の課程、薬学履修課程」向け科目を開設します。本研究科の「博士課程前期2年の課程」は、これらの科目を「関連科目」として修了要件に含めることができます(薬学研究科規程第24条参照)。「博士課程後期3年の課程、薬学履修課程」は、これらの科目を修了要件に含めることができません。

履修登録方法は科目によって異なりますので、ウェブサイト
(<https://pgd.tohoku.ac.jp/rpc/subjects.html>)を確認してください。

【2026年度開講 大学院共通科目】

科目名	単位数	対象課程
AI・XRで拓くグローバル・コミュニケーション	2	修士課程等
AI・XR グローバル PBL	2	修士課程等
修士インターンシップ・キャリア実習 A	1	修士課程等
修士インターンシップ・キャリア実習 B	2	修士課程等
融合領域研究合同講義	2	修士課程等
大学教授法開発論	2	博士課程等
学際研究特別講義 I	1	博士課程等
学際研究特別講義 II	1	博士課程等
学際研究特別研修 I	1	博士課程等
学際研究特別研修 II	1	博士課程等
学際研究特別研修 III	1	博士課程等
学際研究特別研修 IV	1	博士課程等
学際フロンティア特別研修	1	博士課程等
博士リテラシーの基礎	2	博士課程等
博士インターンシップ研修	1~2	博士課程等
知的財産セミナー I	2	修士課程等, 博士課程等
知的財産セミナー II	2	修士課程等, 博士課程等
再生可能エネルギー・バイオマス循環	2	修士課程等, 博士課程等

カーボンニュートラル基礎論	2	修士課程等, 博士課程等
カーボンニュートラル特論	2	修士課程等, 博士課程等
国際教育演習	2	修士課程等, 博士課程等
多文化理解 PBL 特別演習	2	修士課程等, 博士課程等
グローバル・コミュニケーション協働演習	2	修士課程等, 博士課程等
異文化交流演習	2	修士課程等, 博士課程等
東北から世界を知る	1	修士課程等, 博士課程等
キャリア・スキル開発特別演習	2	修士課程等, 博士課程等
留学生のためのキャリア設計	1	修士課程等, 博士課程等
英語によるプレゼンテーション演習	2	修士課程等, 博士課程等
AI 応用学習方法論演習	2	修士課程等, 博士課程等
科学リテラシー養成基礎	2	修士課程等, 博士課程等
教養教育院特別講義 A	2	修士課程等, 博士課程等
教養教育院特別講義 B	2	修士課程等, 博士課程等
教養教育院特別講義 C	2	修士課程等, 博士課程等
教養教育院特別演習	2	修士課程等, 博士課程等

研究科横断科目

大学院学生に対する共通性の高い科目の履修機会拡大のため、大学院共通科目と同様に各研究科で開講する科目で、共通性が高く、他研究科学生の履修を推奨する科目を「研究科横断科目」として取りまとめました。

開講科目はウェブサイト (<https://pgd.tohoku.ac.jp/rpc/subjects.html>) を確認してください。

未来型医療創造卓越大学院プログラムについて

1. プログラム概要

未来型医療創造卓越大学院プログラムは、**データ (Data)** と **技術 (Technology)** を駆使して **未来の社会 (Society)** の課題解決に寄与する人材を育成します。文理共学、産官学連携、国際展開の環境で、世界に先んじて超高齢社会となりつつある東北地方から次世代の技術や医療を開発し、未来型医療を創造・実践するリーダーの輩出を目標とします。

宮城県地域の現在の人口構成は、15年後の日本、さらに30年後の中国と一致すると予想されています。すなわち、東北の今は世界の未来です。この未来のモデルとなる超高齢地域におけるリアルなデータを活用し、技術の実践、未来社会の創造に挑戦します。

東北大学の総力、宮城県・仙台市など連携自治体、連携医療機関、連携企業、国際連携機関の協力、そして多様な学生と世界の超一流講師陣の融合によりこのプログラムは実施されます。

未来型医療創造卓越大学院プログラムには、以下の3つのコースを設置します。

- 1 Data Science コース**：データに基づいた未来社会の福祉・医療の高度化。高齢者の慢性疾患に対する先鋭的な予防・診断・治療法の開発など
- 2 Technology コース**：医療と福祉のイノベーションをめざした、新しい技術の開発と実用化。全人的に日常生活から介護までをサポートするツールの開発など
- 3 Society コース**：実践に根ざした、医療・保健・介護の政策の立案および実施。高齢者の医療・福祉の充実を社会の成長と調和させる社会システムの構築など

それぞれのコースは独立したものではなく、選抜された各コースの学生と優れた講師が融合して実践的な教育を行います。QE0で選抜されたプログラム候補生は、バックキャスト研修を含めたプログラムを履修後、QE1での選抜を経てプログラム正規生となります。各研究科の博士課程教育に加えてこのプログラムを修了すると、学位記にこの卓越大学院プログラムを修了したことが明記されます。

2. 育成する人材像

1. 領域にとらわれず、医学・医療の知識と技術を社会のニーズを結びつける能力をもつ。
2. 集学的・多角的な視点で研究を行い、未来のライフサイエンスを開拓する行動力がある。
3. 他者への興味と理解がある豊かな人間性と国際的リーダーシップを実践できる。

3. 出願資格

本プログラムに出願できる者は、このプログラムの趣旨を十分に理解し、博士課程の学位取得への意欲があり、下記の研究科・専攻の修士課程の1年次、博士課程前期2年の課程の1年次、博士後期課程3年の課程1年次（社会人経験者）または医・歯・薬学の履修課程の1年次に入学する者とします。10月入学者も若干名募集します。

詳しい資格は、「プログラム候補生選抜試験 (Qualifying Exam 0: QE0) 学生募集要項」で確認してください。

【未来型医療創造卓越大学院プログラムに参画する研究科（専攻）】

文学研究科（日本学専攻，広域文化学専攻，総合人間学専攻）

教育学研究科（総合教育科学専攻）

経済学研究科（経済経営学専攻）

医学系研究科（医科学専攻，障害科学専攻，保健学専攻，公衆衛生学専攻）

歯学研究科（歯科学専攻）

薬学研究科（医療薬学専攻，分子薬科学専攻，生命薬科学専攻）

情報科学研究科（応用情報科学専攻，情報基礎科学専攻，人間社会情報科学専攻）

生命科学研究科（脳生命統御科学専攻，生態発生適応科学専攻，分子化学生物学専攻）

医工学研究科（医工学専攻）

【本プログラムに参画する本学の研究所等】

東北大学病院、東北メディカル・メガバンク機構、加齢医学研究所 など

4. 未来型医療創造卓越大学院プログラム指定授業科目一覧

1. 授業科目、単位数及び履修方法

表1 修士課程および博士前期課程

科目群	授業科目	必修 (単位)	備考
DTS共通 基礎科目	FM DTS融合セミナー	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMリーダーシップA	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMアントレプレナーA	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FM医療概論	2	
	FM English basic	1	
	FM文理融合科目A	2	別に定める科目一覧から自コース1科目のほか、他の2コースの科目からいずれか1科目を選択履修
	FMバックキャスト研修	—	

表2 博士後期課程および医学・歯学・薬学履修課程（進学者）

科目群	授業科目		必修 (単位)	備考
DTS共通 専門科目	共通 科目	FM DTS融合セミナーadvance	1	プログラムが指定するセミナーを受講
		FMリーダーシップB	1	プログラムが指定するセミナーを受講
		FMアントレプレナーB	2	プログラムが指定するセミナーを受講
		FM English advance	2	
FM文理融合科目B			2	別に定める科目一覧から自コース1科目のほか、他の2コースの科目からいずれか1科目を選択履修
FMビルドアップ研修			—	

表3 博士後期課程（社会人経験者）

医学・歯学・薬学履修課程（修士課程または博士前期課程を経ない者）

科目群	授業科目		必修 (単位)	備考
DTS共通 基礎科目	FM医療概論		2	
	FM English basic		1	
DTS共通 専門科目	共通 科目	FM DTS融合セミナーadvance	1	プログラムが指定するセミナーを受講
		FMリーダーシップB	1	プログラムが指定するセミナーを受講
		FMアントレプレナーB	2	プログラムが指定するセミナーを受講
		FM English advance	2	
FM文理融合科目B			2	別に定める科目一覧から自コース1科目のほか、他の2コースの科目からいずれか1科目を選択履修
FMバックキャスト研修			—	
FMビルドアップ研修			—	

2. 進級及び修了要件

(1) 修士課程または博士前期課程から、博士後期課程または医・歯・薬学履修課程への進級要件は、下記①から⑤を全て満たすものとする。

- ① 本プログラムが実施する資格審査試験（Qualifying Exam 1：QE1）に合格していること。
- ② 在籍する研究科専攻の修了要件を満たしていること。
- ③ DTS 共通基礎科目の必修科目 6 単位を修得していること。
- ④ 「FM 文理融合科目 A」について、別に定める科目一覧から自コース 1 科目のほか、他の 2 コースの科目からいずれか 1 科目を選択履修し、2 単位以上を修得していること。
- ⑤ 「FM バックキャスト研修」に参加し、所定の研修プログラムを終了していること。

(2) 本プログラムの修了要件は、下記①から⑥を全て満たすものとする。

- ① 在籍する研究科専攻の修了要件を満たしていること。
- ② DTS 共通専門科目の必修科目である6単位を修得していること。なお、医・歯・薬学履修課程からプログラム科目の履修を開始した者は、合わせてDTS 共通基礎科目から「FM 医療概論」及び「FM English basic」の単位を修得していること。
- ③ 「FM 文理融合科目 B」について、別に定める科目一覧から自コース1科目のほか、他の2コースの科目からいずれか1科目を選択履修し、2単位以上を修得していること。
- ④ 「FM ビルドアップ研修」に参加し、所定の研修プログラムを終了していること。
なお、医・歯・薬学履修課程からプログラム科目の履修を開始した者は、合わせて「FM バックキャスト研修」に参加し、所定の研修プログラムを終了していること。
- ⑤ 本プログラムが実施する最終試験（Qualifying Exam 2：QE 2）に合格すること。
- ⑥ 必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、高等大学院機構産学共創大学院プログラム部門が実施する産学共創大学院プログラム学位審査及び最終試験に合格すること。

◎東北大学未来型医療創造卓越大学院プログラムホームページ

<http://www.fmhc.tohoku.ac.jp/>

プログラムの詳細及び最新の情報は、随時ホームページに掲載します。



統合化学国際大学院プログラム (Graduate Program in Integrated Chemistry: GP-Chem)

「化学」は、分子が関与しているおおよそすべての事象を研究対象とする。本プログラムでは、波及効果の大きい以下の未踏領域 (Unexplored Frontier)

- (i) 分子の自在合成
- (ii) 分子集積化の自在制御・新機能発現 (物理, マテリアルサイエンスとの融合)
- (iii) 化学とインフォマティクスの融合 (情報科学との融合)
- (iv) 分子の生体内反応の解析と生体反応の自在制御 (生物, 薬学, 農学との融合)

を挑戦すべき重点課題として取りあげる。これら 4 つの重点課題の解決を促進させるためには、既成の概念や枠組みを超えた化学の「総合知」の深化と展開が急務である。4 つのうち、(ii)~(iv)の 3 つは、物理、情報科学、生物学との融合領域でもある。提案する本プログラムでは、多数の部局にまたがる様々なバックグラウンドを有する教員・学生を有機的に束ね、本学の化学のダイバーシティーを最大限活用して、目的遂行にあたる。教員を部局横断的に 4 つの領域を網羅するように配置し、学際的な教育・研究を推進する。また、海外先進中核大学との協働教育により世界トップレベルの教育と世界規模での共同研究を行う。これらの研究・教育を通じて、新たな研究領域を切り開いてイノベーションを牽引し、世界が直面している問題を解決できる能力を有する世界的な研究者や技術者を育成・輩出する。

1. 養成する人材像

以下のような能力をもつ研究者の育成を目指す。

- ・分子に関する深い理解のもと、化学の関与する課題・問題を自ら探索する能力を有する研究者。
- ・研究課題を、分子レベルで解決できる力量を有する研究者。
- ・深い専門性に加えて多様な価値観や文化を理解でき、学術に立脚した確かな知識とともに、自ら考え決断できるリーダー。
- ・化学のみならず、物理、情報、生物等の周辺領域に関しても広い専門性を有し、学際的な学問領域を構築できる研究者。
- ・世界の研究者や技術者と連携し、大型プロジェクトの中核として活躍でき、アカデミアやグローバル企業などにおいて、我が国そして世界規模のイノベーションを牽引できる構想力・実行力を持つリーダー。

2. 応募資格 (2026 年度)

本プログラムに参画している理学研究科・薬学研究科・工学研究科・農学研究科・情報科学研究科・生命科学研究科・環境科学研究科の大学院に所属する大学院生であり、以下の要件をいずれも満たすものであること。

1. 2026年度に原則として当該研究科の博士課程前期2年の課程の2年次に在籍又は在籍予定の者。また、同時点で博士課程後期3年の課程の1年次に在籍予定で在籍期間が3年以上ある者と薬学履修課程の1年次にすでに在籍している者も対象とする。
2. 化学関連の分野において、海外の連携大学・部局との国際共同指導による博士論文研究を行うことを希望し、指導教員の強い推薦があり、本プログラムに所属することが相応しいと判断される者。

3. 経済サポート

国内外の優秀な学生を獲得し、主体的に独創的な研究を計画・実践させ、国際的に活躍する博士人材を養成するため、本プログラムに選抜された大学院生への経済的サポートを行う。

他の経済的支援を受けている場合は相談すること。本プログラムの他に、複数の学位プログラムへ重複して出願することも可能であるが、重複履修を希望する場合は個別に検討するものとする。ただし、学位プログラムからの経済支援を重複して受給することはできない。

なお、原則として日本学術振興会特別研究員（DC）への申請を行うこと。

4. GP-Chem のカリキュラム

概要、目標、カリキュラム構造など

本プログラムでは各専攻で通常履修する科目に加え、英語で先端的化学を学ぶ先進化学国際講義、アカデミックリーダーシップを育成する先進化学実践、短期プログラムによる国際的な学生交流や海外での研究活動を促進する先進化学特別研修等を実施することによって、世界レベルの人材育成を図る。

本プログラムでは博士課程前期と後期の一貫教育(博士課程前期2年次からの4年間)を想定する。国際的なレベルでの化学分野の教育を実現するために、博士課程前期では、各専攻で通常履修する科目に加えて、未踏領域を横断して相互に関連付ける最先端化学の英語講義を先進化学国際講義 I として実施し、広い視野・幅広い知識を有し、境界領域の研究に挑戦することのできる人材の育成を行う。加えてプログラム受講生は、先進化学実践 I として国際サマースクールや本プログラム主催・共催の国際シンポジウムの企画運営の補助を行いつつ参加する。さらに、先進化学特別研修 I において、海外での短期の研究室生活や学会参加など、国際的な学術活動の礎になる経験を積む。具体的には、海外連携大学の研究室訪問、海外短期プログラム等への参加、海外学会での発表などを行い、それらの実績を単位修得の条件とする。また、英語による優れたプレゼンテーション能力を習得するための Practical English Presentation I を履修する。

博士課程後期では、各専攻で通常履修する科目に加えて、海外連携大学などの教授を招聘して行う先進化学国際講義 II にて未踏領域の最先端の進展を学ぶ。また英語による十全なプレゼンテーション能力を修得するための Practical English Presentation II を履修する。海外連携大学などと一緒に複数の領域を横断的に対象とする国際サマースクールを企画・運営する先進化学実践 II を履修する。さらに先進化学特別研修 II として、国際共同研究に参加し、東北大学の指導教員に加え、海外連携大学にて連携校教員からも 6 ヶ月以上研究指導を受けることを必修とする。

博士課程前期

科目群	授業科目	単位	
		必修	選択
先進化学国際科目群 I	先進化学国際講義 I	2	
	先進化学実践 I	1	
	先進化学特別研修 I		1
総合プレゼンテーション科目	Practical English Presentation I	2	
修士研修	セミナー，特別研修，課題研究 (単位数は所属専攻による)	10-16	

博士課程後期

科目群	授業科目	単位 (必修)
先進化学国際科目群 II	先進化学国際講義 II	1
	先進化学実践 II	1
	先進化学特別研修 II	4
総合プレゼンテーション科目	Practical English Presentation II	2
博士研修	特別研修，博士研修，セミナー，課題研究 (単位数は所属専攻による)	10-16

◎参考：東北大学 統合化学国際共同大学院ホームページ

<https://gp-chem.tohoku.ac.jp/>

◎食科学国際共同大学院プログラム

(Graduate Program in Food Science: GP-Food)

地球温暖化や人口増加といった問題が世界レベルで山積する今日において、食生産は、今まさに転換期を迎えている。2023年7月に国連世界食糧計画（World Food Program: WFP）から出されたレポートでは、2019年に6億1300万人であった飢餓人口は、その後の4年間で1億2200万人増加し7億3500万人に達していると報告されている。一方で、国連食糧農業機関（The Food and Agriculture Organization of the United Nations: FAO）からは、世界で生産される食料（年間約40億トン）の内の13億トン（全体の約1/3）が廃棄されていることが報告されており、それらが処理される際に発生する二酸化炭素排出量は、全体の8-10%を占めると推定されている。これらの問題は、農畜水産業にも多大なる影響を与えており、それを解決するための「食科学」に関する科学技術の革新は極めて重要である。中でも、食の安定供給を永続的に可能にするための学術基盤を構築することは、農学領域における最重要課題と言っても過言ではなく、そのための学際的視点からの教育・研究の進展が必要とされている。

このような背景のもと、人口増加や気候変動といった人類を取り巻く様々な諸問題を学際的に解決すべく、国際共同大学院プログラム「食科学」を通して、世界の食料問題を克服するための教育・研究環境を国際的に構築すると同時に、次世代の食科学研究に関わるグローバル感覚を有した若手人材（食のエキスパート）を育成する。

1. 養成する人材像

- ・「食」に関する学術理解に基づき、未来の食を科学的にデザインできる能力を有した研究者
- ・食料・健康・環境に関与する課題を自ら探索・提起できる能力を有した研究者
- ・深い専門性に加えて、多様な価値観や文化を理解し、バイオサイエンス、バイオテクノロジーなどの先端技術を活用でき、独創的な研究を行う卓越した能力を有した研究者
- ・社会的及び学問的ニーズを踏まえつつ、常に高い目的意識と責任を持って、社会の発展に貢献できる者

・国際的視野と高度なコミュニケーション力を有し、食科学研究を世界的水準で先導的に推進できる者

2. 応募資格（2026年度）

本プログラムに出願できるのは、本プログラムの趣旨を十分に理解し、海外の連携大学・部局との食科学に関連する国際共同指導による博士学位取得に向けて意欲のある者で、かつ指導教員の強い推薦があり、下記のいずれかに該当する者です。

- (1) 表1の研究科・専攻の博士課程前期2年の課程、修士課程の2年次に在籍する者
- (2) 表1の研究科・専攻の医・歯・薬学履修課程（4年制）の1年次に在籍する者
- (3) 表1の研究科・専攻の博士課程後期3年の課程の1年次に在籍する者
- (4) 表1の研究科・専攻の医・歯・薬学履修課程（4年制）の2年次に在籍する者

表1. 食科学国際共同大学院プログラムに参画している研究科・専攻

研究科	専攻
農学研究科	生物生産科学専攻 農芸化学専攻
文学研究科	総合人間学専攻 日本学専攻 広域文化学専攻
医学系研究科	医科学専攻 保健学専攻 障害科学専攻 公衆衛生学専攻
歯学研究科	歯科学専攻
薬学研究科	分子薬科学専攻 生命薬科学専攻 医療薬学専攻

【出願資格のある学生の所属専攻以外に、本プログラムに教員が参画する本学の研究所等】

国際放射光イノベーション・スマート研究センター

3. 経済サポート

本プログラムに選抜された優秀な大学院学生には、経済的サポートを行う。支給金額は年度ごとに決定する。また、本プログラムに選抜された学生は、原則として日本学術振興会特別研究員（DC）へ申請することとする。

4. GP-Food のカリキュラム

(1) 博士前期・修士2年次から博士後期課程3年次まで、医歯薬学履修課程は1年次から4年次までの4年一貫教育とする。

(2) 未来の食を学術的にデザインするための創造力を培うべく、本プログラムでは、「ヒトを取り巻く環境変動」や「ヒトの心理」にも着眼した食科学基盤科目を開講する。具体的には、「食科学Ⅰ（食と生産・環境）」、「食科学Ⅱ（食と機能・栄養）」、「食科学Ⅲ（食と免疫・健康）」、「食科学Ⅳ（食と心理・経済）」の4科目を通じて、食に関する幅広い知識を体系的に学ぶ機会を提供する。

さらに、食科学演習科目として「食科学スキルアップ演習導入」および「食科学スキルアップ演習応用」を開講し、食科学に関する最先端の分析技術を修得できるカリキュラムを構築している。これにより、実践的なスキルと専門知識の深化を図る。

また、本プログラムの修了要件には、海外教育拠点での海外研修科目の履修に加え、各研究科での修士もしくは博士研修の完了が含まれる。海外研修科目では、修士課程と博士課程でそれぞれ異なる要件を設けている。修士課程では、海外教育機関を中心とした大学や研究機関での留学や国際学会での口頭／ポスター発表を通じて単位を認定する。一方、博士課程では、海外教育機関を中心とした大学で6カ月以上の研究活動に参加することが求められ、さらに海外教育拠点との共同研究の成果として、英文原著論文を少なくとも1報共著で公表することが必須となる。

博士前期課程・修士課程

科目群	授業科目	単位と履修方法		備考
		必修	選択 必修	
基幹科目	食科学Ⅰ（食と生産・環境）		2	左記の科目群から1 科目2単位以上を選 択して履修するこ と。
	食科学Ⅱ（食と機能・栄養）		2	
	食科学Ⅲ（食と免疫・健康）		2	
	食科学Ⅳ（食と心理・経済）		2	
演習科目	食科学スキルアップ演習導入	1		
海外研修科目	食科学短期海外研修	1		海外連携機関等への 短期の海外研修、ま たは海外における国 際学会・セミナー・ ワークショップ等へ の参加等 ※1
修士研修	修士研修	10-16		修士研修は、在籍す る各専攻の合格要件 を満たすことで認定 する。

※1 海外研修は、博士前期課程・修士課程在学中に修得できない場合は、博士後期課程・医歯薬学履修課程進学後に修得すること。

博士後期課程・医歯薬学履修課程

科目群	授業科目	単位と履修方法		備考
		必修	選択 必修	
	食科学Ⅰ（食と生産・環境）	2		左記の必修4科目8

基幹科目	食科学Ⅱ（食と機能・栄養）	2		単位を履修すること （なお、前期課程・修士課程で修得した科目を含めて計上すること）。
	食科学Ⅲ（食と免疫・健康）	2		
	食科学Ⅳ（食と心理・経済）	2		
演習科目	食科学スキルアップ演習応用	1		※1
海外研修科目	食科学特別海外研修	8		海外連携機関等への 6ヶ月以上の海外研修 ※1、※2
博士研修	博士研修	10-16		博士研修は、在籍する各専攻の合格要件を満たすことで認定する。

※1 博士後期課程から編入した学生ならびに医歯薬学履修課程の学生は、博士前期課程・修士課程の演習科目、海外研修も修得すること。

※2 海外研修は、複数機関における通算6ヶ月以上の研修も可とする。

5. 進級及び修了要件

（1）博士後期課程への進級条件

- ① 在籍する研究科専攻の修了要件を満たすこと。
- ② 基幹科目群から、「食科学Ⅰ～Ⅳ」のいずれか1科目2単位以上を修得すること。
- ③ 演習科目「食科学スキルアップ演習導入（1単位）」を修得すること。
- ④ 海外研修「食科学短期海外研修（1単位）」を修得すること（ただし、博士前期課程・修士課程在学中に修得できない場合は、博士後期課程・医歯薬学履修課程進学後に修得すること）。
- ⑤ 修士研修の単位を修得すること。
- ⑥ 本プログラムが実施する博士基礎能力審査(Qualifying Examination 2: QE2)に合格すること。

（2）修了要件

- ① 在籍する研究科専攻の修了要件を満たすこと。

- ② 基幹科目群から、「食科学Ⅰ～Ⅳ」の4科目8単位を修得すること（前期課程・修士課程で修得した科目を含める）。
- ③ 演習科目「食科学スキルアップ演習応用（1単位）」を修得すること（前期課程・修士課程における「食科学スキルアップ演習導入（1単位）」を修得済みであること）。
- ④ 海外研修「食科学特別海外研修（8単位）」を修得すること（前期課程・修士課程における「食科学短期海外研修（1単位）」を修得済みであること）。
- ⑤ 博士研修の単位を修得すること。
- ⑥ 本プログラムが実施する総合審査(Qualifying Examination 3: QE3)に合格すること。
- ⑦ 必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し高等大学院機構国際共同大学院プログラム部門が実施する国際共同大学院プログラム学位審査および最終試験に合格すること。

授業科目の履修方法

I. 博士課程前期2年の課程

1. 修士論文を提出するためには、2年次第1学期の終了時までには講義科目（専門科目及び関連科目）10単位以上を修得する必要があるので注意すること。

2. 本課程を修了するためには、講義科目14単位以上（所属する専攻の特論Ⅰ及び特論Ⅱ各4単位及び選択必修科目6単位以上）を修得しなければならない。

講義科目：14単位以上	}	合計30単位以上
演習科目：所属する専攻のセミナーを含む6単位以上		
実験科目：課題研究 10単位		

3. 講義科目の履修上の注意

① 免疫科学特論(3単位)

医学系研究科で開講される「免疫科学」(日程は後日揭示)を受講し、及びISTU（インターネットスクール）で開講される「免疫科学」を受講し、両科目の単位を修得することで本特論の単位として読み替える。

② 応用生化学特論Ⅰ、Ⅱ(各3単位)

農学研究科で開講される「生化学合同講義」(日程は後日揭示)の中で、4～7月に開講される講義を受講することで、「応用生化学特論Ⅰ」、9～12月に開講される講義を受講することで、「応用生化学特論Ⅱ」の単位として読み替える。

③ 有機化学特別講義(2単位)及び医療薬学特別講義(3単位)

入学時のオリエンテーションにおいて説明する。

④ 食と農免疫特論(2単位)

農学研究科で開講される「食と農免疫学合同講義」を受講することで、「食と農免疫特論」の単位として読み替える。なお、詳細は入学時のオリエンテーションにおいて説明する。

4. (外国人留学生対象) 英語による授業履修を希望する場合

薬学研究科で開講している特論科目は、受講者からの申請があった場合に限り、英語によるオンデマンド配信を行う。英語でのオンデマンド配信を希望する場合は、履修登録期間中に教務係まで申請すること。

Ⅱ. 博士課程後期3年の課程

1. 博士論文を提出するためには、専門科目8単位以上を修得する必要があるので注意すること。

Ⅲ. 博士課程（薬学履修課程）

1. 博士論文を提出するためには、下記の通り単位を修得する必要があるので注意すること。

- 一 医療薬学コースにあつては専門科目12単位以上
- 二 腫瘍専門薬剤師養成コースにあつては専門科目25単位以上
- 三 スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成コースにあつては専門科目25単位以上

2. 腫瘍専門薬剤師養成コース（先導的腫瘍専門薬剤師）

臨床を指向した腫瘍薬学領域の先導的研究者、先進的研究能力を有し、次世代のがん研究者、臨床医等と連携して医薬品・医療機器の開発研究等を担う人材を育成することを目的とする。現場の問題に関連した研究テーマを設定し、患者のゲノム解析、メタボローム解析、プロテオーム解析等、先進的研究手法を学ぶ。がん薬物療法支援の実践的実務力を学ぶ現場研修を行う。

医療薬学特別講義Ⅰ・Ⅱ（4単位）、臨床腫瘍学特別講義Ⅰ・Ⅱ（4単位）、がん薬物療法学演習（4単位）、がん専門薬剤師実習（5単位）、医療薬学課題研究DC（10単位）を必修とする。なお、医学系研究科で開講される臨床腫瘍学特論Ⅰ・Ⅱを臨床腫瘍学特別講義Ⅰ・Ⅱとして読み替える。臨床腫瘍学特別講義Ⅲ（臨床腫瘍学特論Ⅲ）を履修することが望ましい。がん薬物療法学演習とがん専門薬剤師実習の内容については各指導教員に問い合わせること。

3. スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成コース

高度な先進的薬学分析力と臨床問題解決力を身につけ、チーム医療において薬剤の専門家として多科の薬物治療に主体的に参画し、質の高く安全安心の医療を推進することのできる人材を育成することを目的とする。ゲノム解析力、メタボローム解析力、並びに病態解析力を学ぶ。

医療薬学特別講義Ⅰ・Ⅱ（4単位）、スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成セミナー（1単位）、ゲノム解析学演習（2単位）、メタボローム解析演習（2単位）、病態解析学演習（2単位）、ゲノム解析実習Ⅰ（2単位）、メタボローム解析実習Ⅰ（2単位）、ローテーション実習Ⅰ（2単位）、医療薬学課題研究DC（10単位）を必修とする。スーパージェネラリスト・ファーマシスト養成セミナーの内容については各指導教員に問い合わせること。

Ⅳ. 「海外研修（MC）」、「海外特別研修（DC）」について

本研究科学生が留学し、一定の学習成果を収めたと認定した場合、博士課程前期2年の課程学生は「海外研修（2単位、自由聴講科目）」を、博士課程後期3年の課程及び薬学履修課程学生は「海外特別研修（2単位、自由聴講科目）」を単位認定するので、教務係へ問い合わせること。

東北大学大学院通則

(昭和28年11月16日制定)

最新改正 令和8年3月24日

目次

- 第1章 総則 (第1条—第9条)
- 第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻 (第10条—第21条)
- 第3章 休学 (第22条—第24条)
- 第4章 転学、退学及び除籍 (第25条—第27条)
- 第5章 教育方法等 (第28条—第30条)
- 第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等 (第31条—第31条の5)
- 第6章 課程修了及び学位授与 (第32条—第37条)
- 第7章 懲戒 (第38条)
- 第8章 授業料 (第39条—第44条の2)
- 第9章 科目等履修生 (第44条の3—第44条の10)
- 第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生 (第44条の11—第44条の17)
- 第10章 外国学生 (第45条—第46条の2)
- 第11章 インターネット・スクール (第47条)
- 附則

第1章 総則

第1条 東北大学大学院 (以下「本大学院」という。) は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、ひろく文化の発展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

3 次条第1項又は第3条の規定により本大学院に置かれる研究科若しくは専攻又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科規程の定めるところによる。

第2条 本大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。

文学研究科 日本学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻

教育学研究科 総合教育科学専攻

法学研究科 綜合法制専攻、公共法政策専攻、法政理論研究専攻

経済学研究科 経済経営学専攻、会計専門職専攻

理学研究科 数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻

医学系研究科 医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻、公衆衛生学専攻

歯学研究科 歯科学専攻

薬学研究科 分子薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬学専攻

工学研究科 機械機能創成専攻、ファインメカニクス専攻、ロボティクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気エネルギーシステム専攻、通信工学専攻、電子工学専攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻

農学研究科 生物生産科学専攻、農芸化学専攻

国際文化研究科 国際文化研究専攻

情報科学研究科 情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻

生命科学研究科 脳生命統御科学専攻、生態発生適応科学専攻、分子化学生物学専攻

環境科学研究科 先進社会環境学専攻、先端環境創成学専攻

医工学研究科 医工学専攻

2 研究科の定員は、別表第1のとおりとする。

第2条の2 前条に定めるもののほか、本大学院の次条に定める博士課程に、履修上の区分として、学位プログラムを置く。

2 学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第3条 本大学院に、別表第1のとおり修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

第3条の2 医学系研究科、歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし、前期課程は、修士課程として取り扱う。

2 医学系研究科医科学専攻の博士課程は、医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とし、医学系研究科障害科学専攻及び保健学専攻の博士課程は、区分課程とする。

3 歯学研究科の博士課程は、歯学を履修する課程（以下「歯学履修課程」という。）とする。

4 薬学研究科医療薬学専攻の博士課程は、薬学を履修する課程（以下「薬学履修課程」という。）とし、薬学研究科分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻の博士課程は、区分課程とする。

第3条の3 法学研究科総合法制専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程とする。

第3条の4 修士課程及び前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第3条の5 後期課程並びに医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第3条の7 法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

第4条 修士課程等の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることがある。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程等においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることがある。

3 修士課程等の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第4条の2 後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、3年を超えるものとすることがある。

2 後期課程の在学年限は、6年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の標準修業年限は、4年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、4年を超えるものとすることがある。

2 前項の課程の在学年限は、8年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の標準修業年限は、2年又は1年以上2年未満の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が2年の課程にあつては1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とし、その標準修業年限が1年以上2年未満の期間にあつては当該期間を超える期間とすることがある。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条の3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

2 法科大学院の課程における課程修了のための在学年限は、6年とする。ただし、法科大学院の課程において法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）にあつては、その在学年限を4年とする。

3 法科大学院の課程における各年次ごとに定める必要単位数の修得のための在学年限は、各年次2年とする。ただし、法科大学院の課程において病気その他やむを得ない事情があると認めた場合にあつては、その在学年限を各年次2年を超えた期間とすることがある。

第5条の4 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その計画的な履修を許可することがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その在学期間の短縮を許可することがある。

3 長期履修学生は、標準修業年限の2倍の期間（第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあつては、標準修業年限の2倍の期間から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）を超えて在学することができない。

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

東北大学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。

3 春季、夏季及び冬季の休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。

4 臨時休業日は、その都度定める。

第9条 削除

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

第10条 入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、学年の初めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることがある。

3 再入学の時期は、その都度定める。

第11条 修士課程等及び専門職学位課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 文部科学大臣の指定した者
- 九 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 十 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 十一 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第12条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

- 一 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

六 文部科学大臣の指定した者

七 大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者、外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

八 法第102条第2項の規定により他の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第13条 本大学院を中途退学した者又は除籍された者が、再入学（在学していた同一専攻に限る。）を願い出たときは、研究科規程の定めるところにより、選考の上、再入学を許可することがある。

第14条 修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に進学（志願しようとする研究科又は専攻が、修士課程、前期課程又は専門職学位課程における研究科又は専攻と異なる場合を含む。）することを願い出た者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第15条 後期課程及び法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、研究科規程の定めるところにより、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して編入学を許可することがある。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学院の

課程を有する教育施設」という。) の当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者

八 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第16条 次の各号の一に該当する者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、転科又は転入学を許可することがある。

一 本大学院に在学する者で、課程の中途において他の研究科に転科を志願するもの

二 他の大学院に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

三 外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学院等」という。)に在学する者、我が国において、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者(法第102条第1項に規定する者に限る。)又は国際連合大学の課程に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

2 研究科内における課程の中途の転専攻は、研究科規程の定めるところにより、選考の上、許可することがある。

3 第1項の規定により転科又は転入学を志願する場合は、現に在学する研究科の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

第16条の2 本大学院に入学又は編入学を許可された者が、本大学院に入学し、又は編入学する前に本大学院、他の大学院、外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設若しくは国際連合大学(以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。)の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)は、研究科において教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなすことがある。

2 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程において前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、同項及び第31条の4第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

- 3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。
- 4 法科大学院の課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数（第31条の5第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、法学既修者であって法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第6条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程（以下単に「連携法曹基礎課程」という。）を修了したものの（以下単に「連携法曹基礎課程修了者」という。）について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定より修得したものとみなす単位数（第31条の5第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

第16条の3 再入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において、審査の上、その一部又は全部を認める。

第17条 入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

- 2 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。

第18条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

- 2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第19条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

- 2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

- 3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第19条の2 次の各号の一に該当する者（外国人留学生を除く。）に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

- 一 入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、編入学又は転入学（以下この条及び次条において「入学等」という。）を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるもの

二 後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に入学等を許可された者で、学業が優秀であると認められ、かつ、総長が別に定める事由に該当するもの

2 前項に規定する者のほか、特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

第19条の3 入学等を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるものに対しては、入学料の徴収を猶予することがある。

2 前項に規定する者のほか、特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の徴収を猶予することがある。

第19条の4 前二条に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

第20条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第18条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

第21条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、所定の期日までに、東北大学（以下「本学」という。）所定の宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

第3章 休学

第22条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。

3 休学期間は、修士課程等にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、後期課程にあつては3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程にあつては4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程を除く専門職学位課程にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程にあつては各年次1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出によりその延長を許可することがある。

4 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

第23条 病気その他の事情により修学が不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

第24条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第4章 転学、退学及び除籍

第25条 他の大学院に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第26条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第27条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第4条第3項、第4条の2第2項、第5条第2項、第5条の2第3項並びに第5条の3第2項及び第3項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は必要単位数を修得できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、3分の2の額、半額もしくは3分の1の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第22条第3項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

第5章 教育方法等

第28条 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う。

第28条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第28条の3 専門職大学院は、前条第1項の授業を行う場合には、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行う。

2 専門職大学院は、当該専攻分野の授業について、前条第2項の規定によって十分な教育効果が得られると研究科において認める場合には、授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることができる。

第28条の4 教育上特別の必要があると研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

第28条の5 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、おおむね次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位と

する。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

第28条の6 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第28条の7 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週又は15週その他各研究科が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第28条の8 研究科は、授業及び研究指導の方法及び内容、1学年の授業及び研究指導の計画並びに学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定の基準（専門職大学院にあっては、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び修了の認定の基準）をあらかじめ明示するものとする。

第28条の9 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第28条の10 学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

第29条 本大学院の課程における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては、所定の時期に試験その他の各研究科が定める適切な方法（以下「試験等」という。）により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

2 試験等の方法は、教授会等が定める。

第29条の2 試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第30条 この章に規定するもののほか、教育方法に関し必要な事項は、別に定める。

第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等

第31条 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

第31条の2 学生が他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議の上、学生が当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。この場合において、修士課程又は前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

第31条の3 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第31条の4 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位、第31条の2の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、第16条の2第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

第31条の5 専門職学位課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに第31条の3第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなす。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。

3 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程にあっては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定又は第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、そのを超える分の単位数に限り、30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

4 前二項の規定にかかわらず、法科大学院の課程において連携法曹基礎課程修了者にあつては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と併せて46単位までとする。ただし、93単位を超

える単位を終了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、46単位を越えて修得したものとみなすことができる。

第6章 課程修了及び学位授与

第32条 修士課程又は前期課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程等の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、1年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合（前期課程を修了する場合に限る。）において、博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、研究科規程の定めるところにより、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期課程において修得すべきものについての審査

第32条の2 修士課程等においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第33条 修士論文等は、第3条の4に掲げる学識及び能力を証示するに足るものでなければならない。

2 修士論文等は、在学期間中に、所定の期日までに提出しなければならない。

第33条の2 区分課程の博士課程を修了するためには、後期課程に3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から1年の期間を減じた期間）とする。第34条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、次の各号に掲げる者について優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、それぞれ当該各号に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

- 一 2年又は2年を超える標準修業年限を定める修士課程又は前期課程を修了した者 1年以上
- 二 1年以上2年未満の標準修業年限を定める修士課程若しくは前期課程を修了した者又は1年

以上2年未満の在学期間をもって修士課程若しくは前期課程を修了した者 当該課程における在学期間を含めて3年以上

三 1年以上2年未満の標準修業年限を定める法科大学院を除く専門職学位課程を修了した者 当該標準修業年限を含めて3年以上

2 前項に定めるもののほか、研究指導の上で特に必要がある場合に限り、研究科規程の定めるところにより、後期課程における授業科目の履修を博士課程の修了の要件とすることがある。

第33条の3 医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程を修了するためには、4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。次条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

第33条の4 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。

第34条 博士論文は、第3条の5に掲げる研究能力及び学識を証示するに足るものでなければならない。

2 博士論文は、在学期間中に提出することを原則とする。この場合には、所定の期日までに提出しなければならない。

3 前項の期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち、後期課程に3年以上在学し、第33条の2第2項の規定を修了の要件とする研究科にあつては、当該授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は医学履修課程、歯学履修課程若しくは薬学履修課程に4年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文を提出することができる。

第35条 法科大学院の課程を除く専門職学位課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得する等所定の教育課程を履修しなければならない。

第35条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により法科大学院の課程を除く専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案してその標準修業年限の2分の1までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、法科大学院の課程を除く専門職学位課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第35条の3 法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について96単位以上を修得しなければならない。

第35条の4 法科大学院の課程において、法学既修者に関しては、研究科の定めるところにより、前条に規定する在学期間については1年までの期間在学し、同条に規定する単位については、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせては30単位までを本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、連携法曹基礎課程修了者について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と併せて46単位までとする。

第36条 修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士（文学）

教育学研究科 修士（教育学又は教育情報学）

法学研究科 修士（法学）

経済学研究科 修士（経済学又は経営学）

理学研究科 修士（理学）

医学系研究科 修士（医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学）

歯学研究科 修士（口腔科学）

薬学研究科 修士（薬科学）

工学研究科 修士（工学）

農学研究科 修士（農学）

国際文化研究科 修士（国際文化）

情報科学研究科 修士（情報科学）

生命科学研究科 修士（生命科学）

環境科学研究科 修士（環境科学又は災害科学）

医工学研究科 修士（医工学）

3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士（文学）

教育学研究科 博士（教育学又は教育情報学）

法学研究科 博士（法学）

経済学研究科 博士（経済学又は経営学）

理学研究科 博士（理学）
医学系研究科 博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）
歯学研究科 博士（歯学）
薬学研究科 博士（薬科学又は薬学）
工学研究科 博士（工学）
農学研究科 博士（農学）
国際文化研究科 博士（国際文化）
情報科学研究科 博士（情報科学）
生命科学研究科 博士（生命科学）
環境科学研究科 博士（環境科学又は災害科学）
医工学研究科 博士（医工学）

- 4 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。
- 5 第1項の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。
法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
経済学研究科 会計修士（専門職）

第37条 この章に規定するもののほか、修士、博士及び専門職学位の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）の定めるところによる。

第7章 懲戒

第38条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第8章 授業料

第39条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 長期履修学生に係る授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限（第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあつては、標準修業年限から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）に相当する年数を乗じて得た額をその在学期間の年数で除した額とする。
- 3 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。
- 4 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあつては5月、第2学期にあつては11月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することが

できる。

第40条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、復学し、又は再入学した月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

第41条 学年の途中で修了する見込みの者は、月割計算額に、修了する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については5月（4月に修了する見込みの者にあつては、4月）に、第2学期の在学期間に係る授業料については11月（10月に修了する見込みの者にあつては、10月）に納付しなければならない。

第41条の2 長期履修学生で、第5条の4第2項の規定によりその在学期間の短縮を許可されたものは、当該短縮後の期間に応じて第39条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者の在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者の在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額の授業料を直ちに納付しなければならない。

第42条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

第43条 次の各号の一に該当する者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部又は一部を免除することがある。

一 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者（外国人留学生を除く。）

二 学業が優秀であると認められ、かつ、総長が別に定める事由に該当する者

第43条の2 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予し、又はその月割分納をさせることがある。

第43条の3 前二条に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

第44条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第39条第4項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期の初めまでに休学し、又は第1学期の終わりまでに退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

第44条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生

第44条の3 本大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、研究科において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第44条の4 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

第44条の5 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、研究科規程の定めるところによる。

第44条の6 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の7 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の8 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の9 科目等履修生には、研究科規程の定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第44条の10 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、大学院学生に関する規定を準用する。

第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生

第44条の11 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、連携法第6条第1項に規定する法曹養成連携協定を本学と締結した本学又は他の大学の連携法曹基礎課程の学生で、法科大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該協定で定めるところにより、法科大学院において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第44条の12 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別研究学生として受入れを許可することがある。

第44条の13 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

2 特別研究学生の受入れの時期は、原則として、学期の初めとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該特別聴講学生が外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、研究科において、その都度定めることができる。

第44条の14 特別聴講学生及び特別研究学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

第44条の15 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学の大学院の学生

二 大学間相互単位互換協定又は大学間特別研究学生交流協定（それぞれ大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学の大学院の学生

三 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。以下同じ。）により授業料を不徴収とされた外国の大学院等の学生

四 第44条の11第2項の連携法曹基礎課程の学生

第44条の16 特別聴講学生及び特別研究学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の授業料は、特別聴講学生については当該特別聴講学生に対する授業の開始前にその学期の分を徴収し、特別研究学生については、受入れの月から3月分ごとに当該期間の当初の月に徴収し、受入れの期間が3月未満であるときは当該期間の当初の月にその期間の分を徴収する。

第44条の17 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生及び特別研究学生には、大学院学生に関する規定を準用する。

第10章 外国学生

第45条 外国人で、本大学院に入学、再入学、編入学又は転入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を許可することがある。

2 外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者に対し、特別の事情があると研究科において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることがある。

第46条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料（実施要項第4条第4号に規定する推薦方法による推薦に基づき、実施要項第3条の規定により国費外国人留学生として選定された者に係る検定料及び入学料を除く。）は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

第46条の2 本大学院と外国の大学院等との共同の教育を目的とした大学間交流協定に基づく外国学生に係る検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

第11章 インターネット・スクール

第47条 本大学院に、インターネットを利用した遠隔教育を行うため、東北大学インターネット・スクールを置く。

2 東北大学インターネット・スクールについては、別に定める。

附 則（令和8年3月24日改正）

- 1 この通則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条の2から第19条の4までの規定は、修士課程等及び専門職学位課程については令和9年度に入学等を許可された者から、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程については令和8年度に入学等を許可された者から適用する。
- 3 この通則の施行の日から令和9年3月31日までの間における修士課程等及び専門職学位課程の学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納については、改正後の第43条から第43条の3までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第3条関係）

研究科	専攻	収容定員		入学定員		課程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
文学研究科	日本学専攻	人 58	人 42	人 29	人 14	博士課程
	広域文化学専攻	58	36	29	12	博士課程
	総合人間学専攻	62	36	31	12	博士課程
教育学研究科	総合教育科学専攻	90	45	45	15	博士課程
法学研究科	総合法制専攻	150		50		専門職学位課程
	公共法政策専攻	60		30		専門職学位課程
	法政理論研究専攻	20	36	10	12	博士課程
経済学研究科	経済経営学専攻	120	42	60	14	博士課程
	会計専門職専攻	80		40		専門職学位課程
理学研究科	数学専攻	76	54	38	18	博士課程
	物理学専攻	182	138	91	46	博士課程
	天文学専攻	18	12	9	4	博士課程
	地球物理学専攻	52	39	26	13	博士課程
	化学専攻	132	99	66	33	博士課程
	地学専攻	64	48	32	16	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	60	—	30	—	修士課程
		520		130		博士課程
	障害科学専攻	40	27	20	9	博士課程
	保健学専攻	64	36	32	12	博士課程
	公衆衛生学専攻	20	—	10	—	修士課程
歯学研究科	歯科学専攻	16	—	8	—	修士課程
		168		42		博士課程
薬学研究科	分子薬科学専攻	44	24	22	8	博士課程
	生命薬科学専攻	64	30	32	10	博士課程
	医療薬学専攻	16		4		博士課程

工学研究科	機械機能創成専攻	84	30	42	10	博士課程
	ファインメカニクス専攻	90	33	45	11	博士課程
	ロボティクス専攻	84	33	42	11	博士課程
	航空宇宙工学専攻	108	36	54	12	博士課程
	量子エネルギー工学専攻	76	33	38	11	博士課程
	電気エネルギーシステム専攻	64	24	32	8	博士課程
	通信工学専攻	86	27	43	9	博士課程
	電子工学専攻	102	45	51	15	博士課程
	応用物理学専攻	64	33	32	11	博士課程
	応用化学専攻	52	24	26	8	博士課程
	化学工学専攻	68	21	34	7	博士課程
	バイオ工学専攻	38	15	19	5	博士課程
	金属フロンティア工学専攻	52	21	26	7	博士課程
	知能デバイス材料学専攻	74	30	37	10	博士課程
	材料システム工学専攻	60	24	30	8	博士課程
	土木工学専攻	98	39	49	13	博士課程
	都市・建築学専攻	90	24	45	8	博士課程
	技術社会システム専攻	42	39	21	13	博士課程
農学研究科	生物生産科学専攻	162	69	81	23	博士課程
	農芸化学専攻	88	42	44	14	博士課程
国際文化研究科	国際文化研究専攻	70	48	35	16	博士課程
情報科学研究科	情報基礎科学専攻	80	33	40	11	博士課程
	システム情報科学専攻	106	42	53	14	博士課程
	人間社会情報科学専攻	60	30	30	10	博士課程
	応用情報科学専攻	94	30	47	10	博士課程
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻	72	30	36	10	博士課程
	生態発生活応科学専攻	70	30	35	10	博士課程
	分子化学生物学専攻	70	30	35	10	博士課程
環境科学研究科	先進社会環境学専攻	80	39	40	13	博士課程
	先端環境創成学専攻	120	60	60	20	博士課程
医工学研究科	医工学専攻	78	36	39	12	博士課程

別表第2（第18条、第19条、第39条、第44条の6、第44条の7、第44条の8、第44条の16関係）

区分		検定料	入学科	授業料
大学院学生	法科大学院の課程	円	円	円

		30,000	282,000	804,000
	経済学研究科会計専門職専攻の専門職学位課程	30,000	282,000	589,300
	その他の課程	30,000	282,000	535,800
科目等履修生		9,800	28,200	14,800
特別聴講学生		—	—	14,800
特別研究学生		—	—	29,700

備考

- 1 第20条第2項に定める選抜に係る検定料の額は、第1段階目の選抜にあつては7,000円、第2段階目の選抜にあつては23,000円とする。
- 2 大学院学生の授業料は、年額である。
- 3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、1単位に相当する授業についての額である。
- 4 特別研究学生の授業料は、月額である。

東北大学大学院通則細則

(昭和29年4月27日制定)

最新改正 平成30年3月29日 規第55号

- 第1条** 入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学の許可は、研究科長の申請により総長が行う。
この場合には、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の議を経なければならない。
- 2 転専攻の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。
- 第1条の2** 入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学の許可の取消しは、総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。
- 2 転専攻の許可の取消しは、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。
- 第2条** 休学及び復学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。
- 2 休学及び復学を命ずる場合は、総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。
- 第3条** 転学及び退学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。
- 第3条の2** 除籍は、総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。
- 第3条の3** 次の各号に掲げる協議は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。
- 一 修学に関する他の大学の大学院若しくは研究所等(以下「他の大学院等」という。)又は外国の大学の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学院等」という。)との協議
 - 二 修学に関する外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。)との協議
 - 三 留学又は休学中における修学に関する外国の大学院等との協議
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、研究科長の申出に基づき、当該協議を総長が行うことがある。
- 第3条の4** 他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国において履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目の我が国において履修並びに外国の大学院等への留学及び休学中における修学の許可は、研究科長

が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第4条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与は、研究科長の証明により総長が行う。

第5条 懲戒は、教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し、総長の命により研究科長が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長に懲戒を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第6条 停学の解除は、教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長に停学の解除を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第7条 第1条から第3条の2まで、第5条第1項及び第6条第1項の規定は、科目等履修生について準用する。この場合において、第1条第1項中「研究科長の申請により総長」とあるのは「研究科長」と、第1条の2第1項、第2条第2項及び第3条の2中「総長の承認を得て研究科長」とあるのは「研究科長」と、第5条第1項及び第6条第1項中「研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第8条 科目等履修生の在学期間延長及び履修単位増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第9条 削除

第10条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し及び受入れの期間の変更の許可並びに特別聴講学生の履修単位の増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第11条 研究科長は、第1条第2項、第2条第1項、第3条若しくは第3条の4の規定による許可をし、第1条の2第2項の規定による許可の取消しをし、又は第3条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

附 則

1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 東北大学大学院通則の一部を改正する通則(平成30年規第54号)附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの細則による改正前の東北大学大学院通則細則(昭和29年4月27日制定)の規定は、教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

東北大学大学院共通科目規程

(令和8年1月27日)

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学大学院通則(昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。)第30条の規定に基づき、大学院共通科目に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 東北大学大学院は、通則第28条第1項及び第2項の授業科目として、大学院共通科目を開設する。

(授業科目及び単位数)

第3条 大学院共通科目の授業科目、単位数等は、修士課程、前期2年の課程及び専門職学位課程にあつては別表第1のとおりとし、後期3年の課程、医学を履修する課程、歯学を履修する課程及び薬学を履修する課程にあつては別表第2のとおりとする。

(単位の計算)

第4条 大学院共通科目の授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

- 一 講義は、15時間をもって1単位とする。
- 二 演習は、15時間から30時間までの時間をもって1単位とする。
- 三 実習は、30時間から45時間までの時間をもって1単位とする。

(履修手続)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに、学務審議会委員長に届け出なければならない。

(試験等)

第6条 授業科目の履修の認定は、試験等によるものとし、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験等を受けることのできる授業科目は、前条の規定による手続を経て授業を受けたものに限る。

(追試験等及び再試験等)

第7条 やむを得ない理由により、試験等を受けることのできなかつた者には、当該授業科目について別に定めるところにより、追試験等を行うことがある。

- 2 不合格となった授業科目については、再試験等を行わない。

(成績区分)

第8条 授業科目の成績は、次の区分により評価する。

- AA 成績が特に優秀であるもの
- A 成績が優秀であるもの
- B 成績が良好であるもの
- C 成績が可であるもの

D 成績が不可であるもの

2 前項による評価AA、A、B及びCは合格とし、評価Dは不合格とする。

3 第4条の規定により届け出た授業科目の履修を放棄した者の授業科目の成績は、Dの区分とみなす。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、大学院共通科目に関し必要な事項は、学務審議会が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月27日規第2号改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月30日規第16号改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月23日規第3号改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年1月27日規第9号改正)

この規程は、令和8年4月1日より施行する。

別表第1

授業科目名	総授業時間数	単位数	備考
知的財産セミナーⅠ	30	2	
知的財産セミナーⅡ	30	2	
再生可能エネルギー・バイオマス循環	30	2	
カーボンニュートラル基礎論	30	2	
カーボンニュートラル特論	30	2	
大学教員のためのICT活用演習	30	2	
国際教育演習	30	2	
多文化理解PBL特別演習	30	2	
グローバル・コミュニケーション協働演習	30	2	
AI・XRで拓くグローバル・コミュニケーション	30	2	
AI・XRグローバルPBL	30	2	
異文化交流演習	30	2	
東北から世界を知る	15	1	
キャリア・スキル開発特別演習	30	2	

修士インターンシップ・キャリア実習A	30～45	1	
修士インターンシップ・キャリア実習B	60～90	2	
留学生のためのキャリア設計	15	1	
英語によるプレゼンテーション演習	30	2	
AI応用学習方法論演習	30	2	
科学リテラシー養成基礎	30	2	
教養教育院特別講義A	30	2	
教養教育院特別講義B	30	2	
教養教育院特別講義C	30	2	
教養教育院特別演習	30	2	
融合領域研究合同講義	30	2	

別表第2

授業科目名	総授業時間数	単位数	備考
知的財産セミナー I	30	2	
知的財産セミナー II	30	2	
再生可能エネルギー・バイオマス循環	30	2	
カーボンニュートラル基礎論	30	2	
カーボンニュートラル特論	30	2	
大学教授法開発論	30	2	
大学教員のためのICT活用演習	30	2	
国際教育演習	30	2	
多文化理解PBL特別演習	30	2	
キャリア・スキル開発特別演習	30	2	
グローバル・コミュニケーション協働演習	30	2	
異文化交流演習	30	2	
東北から世界を知る	15	1	
キャリア・スキル開発特別演習	30	2	
留学生のためのキャリア設計	15	1	
英語によるプレゼンテーション演習	30	2	
AI応用学習方法論演習	30	2	
科学リテラシー養成基礎	30	2	
教養教育院特別講義A	30	2	
教養教育院特別講義B	30	2	
教養教育院特別講義C	30	2	
教養教育院特別演習	30	2	

学際研究特別講義Ⅰ	15	1	
学際研究特別講義Ⅱ	15	1	
学際研究特別研修Ⅰ	15	1	
学際研究特別研修Ⅱ	15	1	
学際研究特別研修Ⅲ	15	1	
学際研究特別研修Ⅳ	15	1	
学際フロンティア特別研修	15	1	
博士リテラシーの基礎	30	2	
博士インターンシップ研修	30～45	1	
	60～90	2	

東 北 大 学 学 位 規 程

(昭和30年1月1日制定)

最新改正 令和8年3月24日 規第62号

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定に基づき、東北大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、東北大学学部通則(昭和27年12月18日制定)及び東北大学大学院通則(昭和28年11月16日制定)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部 学士(文学)

教育学部 学士(教育学)

法学部 学士(法学)

経済学部 学士(経済学)

理学部 学士(理学)

医学部 学士(医学、看護学又は保健学)

歯学部 学士(歯学)

薬学部 学士(創薬科学、薬学)

工学部 学士(工学)

農学部 学士(農学)

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士(文学)

教育学研究科 修士(教育学又は教育情報学)

法学研究科 修士(法学)

経済学研究科 修士(経済学又は経営学)

理学研究科 修士(理学)

医学系研究科 修士(医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学)

歯学研究科 修士(口腔科学)

薬学研究科 修士(薬科学)

工学研究科 修士(工学)

農学研究科 修士(農学)

国際文化研究科 修士(国際文化)

情報科学研究科 修士(情報科学)

生命科学研究科 修士(生命科学)

環境科学研究科 修士(環境科学又は災害科学)

医工学研究科 修士(医工学)

- 4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士(文学)

教育学研究科 博士(教育学又は教育情報学)

法学研究科 博士(法学)

経済学研究科 博士(経済学又は経営学)

理学研究科 博士(理学)

医学系研究科 博士(医学、障害科学、看護学又は保健学)

歯学研究科 博士(歯学)

薬学研究科 博士(薬科学又は薬学)

工学研究科 博士(工学)

農学研究科 博士(農学)

国際文化研究科 博士(国際文化)

情報科学研究科 博士(情報科学)

生命科学研究科 博士(生命科学)

環境科学研究科 博士(環境科学又は災害科学)

医工学研究科 博士(医工学)

- 5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士(学術)又は博士(学術)と付記することがある。

- 6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。

- 7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)

経済学研究科 会計修士(専門職)

(学士の学位授与の要件)

第2条の2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

- 2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程(以下「修士課程等」という。)を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(専門職学位の学位授与の要件)

第4条の2 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(大学院の課程による者の学位論文の提出)

第5条 本学大学院の課程(専門職学位課程を除く。)による者の学位論文(修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。)は、研究科長に提出するものとする。

2 研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の審査に付さなければならない。

(大学院の課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者(以下「学位申請者」という。)は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。

2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者(科目等履修生、特別聴講学生、学部入学前教育受講生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。)又は本学の職員(国立大学法人東北大学職員就業規則(平成16年規則第46号)第2条第1項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則(平成21年規則第26号)第2条に規定する特定有期雇用職員(外国人研究員(同規則第6条第2項に定める者をいう。)を除く。)をいう。以下同じ。)若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、1件につき75,000円とする。

3 研究科長は、第1項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付さなければならない。

(学位論文)

第7条 第5条第1項及び前条第1項に規定する学位論文(以下「学位論文」という。)は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

(審査委員)

第9条 教授会等は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第2条第1項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 教授会等は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

3 教授会等は、必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(審査期間)

第10条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(面接試験)

第10条の2 第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力確認の方法)

第12条 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(審査の省略)

第12条の2 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第14条 学位の授与は、教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第15条 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2 教授会等において、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第12条の2の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(学位の授与)

第16条 総長は、前条第1項の規定による報告に基づいて、学位を授与できる者と認めたときは、学位を授与するものとする。

2 総長は、前条第2項の規定による報告に基づいて、学位を授与できない者と認めたときは、その

旨を本人に通知するものとする。

(論文要旨等の公表)

第 17 条 総長は、前条第 1 項の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 18 条 博士の学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

4 第 1 項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文(博士)」と、第 2 項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第 19 条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 教授会等において前項の議決を行う場合は、第 14 条の規定を準用する。

(学位記及び学位授与申請関係書類)

第 20 条 (省略)

附 則

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 29 年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程による改正前の第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 3 項、第 15 条並びに第 18 条第 2 項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則(平成 年規第 号)附則第 2 項の規定により教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

附 則 (令和 8 年 3 月 2 4 日規第 6 2 号改正)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

東北大学大学院薬学研究科における課程による 学位論文審査に関する取扱内規

(昭和37年4月1日制定)

最新改正 平成23年12月21日

(総 則)

第1条 本研究科博士課程の前期2年の課程（以下「前期課程」という。）、後期3年の課程（以下「後期課程」という。）及び薬学履修課程における学位論文審査に関する取扱については関係規程に定めるもののほか、この取扱内規による。

第2条 前期課程修了者には修士（薬科学）の学位を授与する。後期課程修了者には博士（薬科学）の学位を授与する。薬学履修課程修了者には博士（薬学）の学位を授与する。

(学位論文提出期限)

第3条 修士論文は、指定する期日までに指導教員を経て本研究科長に提出しなければならない。提出期限後に提出したときは、その年度内に審査を行わない。

2 博士論文は、本研究科委員会が特に定めた場合を除き、3月又は9月に修了しようとする者は、それぞれ指定する期日までに指導教員を経て本研究科長に提出しなければならない。提出期限後に提出したときは、その学期内に審査を行わない。

(審査委員)

第4条 審査委員は、指導教員を含め2名以上とし、本研究科委員会において選出する。

2 前項の審査委員には、必要がある場合に限り教授以外の本研究科担当教員及び本学大学院研究科担当教員を加えることができる。

(学位論文の審査)

第5条 学位論文が審査に付されたときは、審査委員は、最終試験の1週間前までに審査を終了しなければならない。

(最終試験)

第6条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後、学位論文を中心として、その概要を口述させ、これに関連のある科目について、口頭試問により行う。

2 最終試験の期日は、その都度、本研究科委員会において定める。

(成績報告並びに議決)

第7条 審査委員は、学位論文の審査終了後、速やかに審査結果を本研究科委員会に報告しなければならない。

2 学位の授与に関する議決は、最終試験後の本研究科委員会において行う。

第8条 その年の3月に修士課程を修了する予定の者で修了できなかった者又は学位論文提出期限後に提出した者に対しては、本研究科委員会が特に必要と認めた場合に限り、学位論文の追審査及び追試験を行うことがある。

2 前項の追審査及び追試験については、それぞれ第4条及び第5条の規定を準用する。

(雑 則)

第9条 この内規に定めるもののほか、学位論文の審査に関し、必要な事項は、本研究科委員会において定める。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前に入学した者の学位論文審査については、改正後のこの内規にかかわらず、なお従前の例による。

東北大学大学院薬学研究科課程を経ない博士の 学位に関する取扱内規

(昭和41年4月1日制定)

最新改正 平成25年6月19日

第1条 東北大学学位規程（以下「学位規程」という。）第4条第2項により、本研究科に学位の授与を申請する者の取扱いについては、関係規程に定めるもののほかこの内規による。

第2条 学位規程第4条第2項により博士（薬科学）又は博士（薬学）の学位の授与を申請できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 修士の学位を有する者は、学位取得後、大学又は別に定める研究機関において計4年以上の研究歴を有すること。
- 二 大学における修業年限6年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学）を卒業後、大学又は別に定める研究機関において計5年以上の研究歴を有すること。
- 三 大学における修業年限4年の課程を卒業（旧制高等学校及び旧専門学校卒業者を含む。）後、大学又は別に定める研究機関において計7年以上の研究歴を有すること。

2 本研究科に専任職員として従事している、もしくは東北大学薬学部卒業又は本研究科に在学したことがあり、本学又は他大学において専任職員として従事している場合については、前項の規程に関わらず、博士（薬科学）又は博士（薬学）の学位の授与を申請できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 修士の学位を有する者で、学位取得後、大学又は別に定める研究機関において計3年以上の研究歴を有すること。ただし、博士（薬学）の学位の授与を申請する者は、本号の規程にかかわらず、前項第1号の定めるところによる。
- 二 大学における修業年限6年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学）を卒業後、大学又は別に定める研究機関において計4年以上の研究歴を有すること。
- 三 大学における修業年限4年の課程を卒業（旧制高等学校及び旧専門学校卒業者を含む。）後、大学又は別に定める研究機関において計6年以上の研究歴を有すること。

第3条 本研究科委員会は、学位規程第6条第3項により審査会を設置する。

2 審査会は、2名以上の審査委員をもって構成する。

3 審査会に主査並びに副査を置く。

第4条 博士論文の審査方法は、学位論文審査に関する申合せに定める。

第5条 学力の確認は、原則として、次の科目について、本研究科委員会が行う。

- (1) 博士論文に関連のある科目
- (2) 英語

ただし、修士の学位を有する者及び本研究科委員会が認めた者については、これを免除する。

第6条 学位の授与を申請する者は、次の書類及び学位規程第6条第2項に定める額の審査手数料を添えな

なければならない。

- (1) 博士論文の電子データ(インターネット公表用) 1部 (CD-ROM)
博士論文の印刷物 2部 (学位規程第18条第2項を適用した場合のみ)
(電子データ(インターネット公表用)は、博士論文の全文を原則とするが、学位規程第18条第2項に基づき、やむを得ない理由があると研究科長等により承認された場合は、博士論文の全文に代えてその内容を要約した電子データ(インターネット公表用)を提出することができる。)
- (2) 博士論文の基礎となる論文別刷(未掲載の場合は、掲載決定証書及び投稿原稿の写し) 各2部
- (3) 参考論文 各2部
- (4) 論文内容要旨 2部
- (5) 論文目録 2部
- (6) 履歴書 1部
- (7) 戸籍抄本 1通
- (8) 最終学校の卒業証明書又はその学位記の写(大学院修了者は修了証明書又はその学位記の写) 1通
- (9) 研究期間を証する所属長の証明書(研究機関が数か所にわたるときは、それぞれについての証明書)
1通
- (10) 博士学位論文要約登録依頼書 1部 (学位規程第18条第2項を適用した場合のみ)
- (11) 他に、本研究科委員会が必要と認め、指定したもの。

2 本研究科修了者又は本学薬学部の卒業者は、前項(8)を必要としない。

また、本研究科又は本学薬学部において研究に従事した者は、(9)の書類中、本研究科又は本学薬学部における研究歴証明書を必要としない。

第7条 論文審査委員(主査)は、各審査終了後直ちに次の書類を研究科長に提出するものとする。

- (1) 論文審査結果の要旨
- (2) 学力確認の結果(外国語)

第8条 博士論文の審査及び学力確認の試験に合格したものに、研究科教員会議の議を経て、博士(薬科学)又は博士(薬学)の学位を授与する。

第9条 学位規程第18条第2項により、やむを得ない理由があると研究科長等により承認され、博士論文の全文に代えてその内容を要約した電子データ(インターネット公表用)を提出した者は、その理由が解消された際に、博士論文の全文の電子データ(インターネット公表用)1部(CD-ROM)を提出しなければならない。

第10条 この内規に定めるもののほか、学位論文の審査に関し、必要な事項は、本研究科委員会において定める。

附 則 この内規は、昭和41年4月1日から施行する。

(省略)

附 則 この内規は、平成25年4月1日から施行する。

東北大学大学院薬学研究科における博士課程後 期3年の課程進学者及び編入学者の選考に関する 取扱内規

(平成11年1月20日制定)

最新改正 平成20年4月16日

(総 則)

第1条 本研究科博士課程後期3年の課程（以下「後期課程」という。）における進学者及び編入学者の選考に関する取扱については関係規程に定めるもののほか、この取扱内規による。

(進学者の選考方法)

第2条 本研究科の前期課程を修了し、引き続き後期課程に進学しようとする者は、指導教員の承認を得て、指定する期日までに本研究科に願出しなければならない。

第3条 進学を願出た者に対する選考は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）における学業成績、研究成果、研究適性、修士論文の審査及び最終試験の結果等を総合して行う。

第4条 前条による選考は、前期課程における学業成績、修士論文の審査及び最終試験の結果を総合して合格者を決定する。

(編入学者の選考方法)

第5条 編入学を願出た者に対する選考は、研究発表、学力試験の成績及び面接試問の結果を総合して行う。

2 学力試験の科目及び試験方法は本研究科委員会において別に定める。

(雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、進学者及び編入学者の選考に関し、必要な事項は、本研究科委員会において定める。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

その他の規程関係



薬学部・薬学研究科授業科目単位の計算方法に関する申合せ

制定 令和5年 12月 20日 学部教授会・研究科委員会

- 1 薬学部・薬学研究科において開設する授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、おおむね次の基準によるものとする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作及び学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

東北大学研究生規程

(昭和38年5月15日制定)

最新改正 令和元年11月26日 規第77号

第1条 この規程は、東北大学（以下「本学」という。）における研究生の入学、種類、在学期間等について定めるものとする。

第2条 特殊事項について研究を志願する者があるときは、大学院の研究科、学部、附置研究所、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第3条 研究生を分けて次の3種とする。

学部研究生 学部又は大学院の教員を指導教員として研究する者

研究所等研究生 附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の教員を指導教員として研究する者

大学院研究生 大学院の教員を指導教員として研究する者

第4条 研究生の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第6条 学部研究生及び研究所等研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業（専門職大学の前期課程の修了を含む。）した者
で関係学科を履修したもの

三 大学院の研究科、学部、附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において、前二号と同等以上の学力があると認められた者

第7条 大学院研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 修士の学位を有する者

二 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

- 三 大学院の研究科において、前二号と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項に定めるもののほか、外国人であって、大学院研究生を志願できるものの資格は、研究科等の定めるところによる。
- 第8条** 研究生を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。
- 2 前項の検定料の額は、別表のとおりとする。
- 第9条** 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。
- 2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。
- 3 第1項の入学料の額は、別表のとおりとする。
- 第10条** 納付した検定料及び入学料は、返還しない。
- 第11条** 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。
- 第12条** 外国人である大学院研究生で、大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、その研究事項に関連のある1科目又は数科目を選んで聴講を願い出たものがあるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、聴講を許可することがある。
- 2 前項の規定により聴講を許可された者は、聴講した授業科目につき所定の試験を受けて単位を修得することができる。
- 3 第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講単位の増減を願い出たときは、許可することがある。
- 第13条** 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することがある。
- 2 前条第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講した授業科目又は修得した単位について証明を願い出たときは、聴講証明書又は単位修得証明書を交付することがある。
- 第14条** 本学の規則、命令に違反し、又は研究生の本分に反する行為のあった者は、懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、戒告及び退学とする。
- 第15条** 在学期間の中で退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。
- 第16条** 研究生の授業料の月額は、別表のとおりとし、入学の月から3月分ごとに前納しなければならない。ただし、学年内において、3月に満たない端数の月を生じたときは、その端数の月分の授業料を前納しなければならない。
- 2 第12条第1項の規定により聴講を許可された者は、前項に定める授業料のほか、聴講する授業科目につき授業料を納付しなければならない。
- 3 前項の授業料の額は、1単位に相当する授業について別表のとおりとし、毎学期授業開始前に、その学期の分を前納しなければならない。
- 4 納付した授業料は、返還しない。
- 5 授業料の納付すべき金額、期限、場所及び納付に関し必要な事項は、所定の場所に掲示する。

第17条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）に基づく協定留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第8条、第9条第1項並びに第16条第1項及び第3項の規定にかかわらず、徴収しない。

第18条 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。

第19条 この規程に定めるものを除くほか、研究生には、学生に関する規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際、現に在学する従前の規定による研究生は、この規程による研究生として入学した者とみなす。
- 3 前項の規定による研究生にかかる研究料及び授業料の額については、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、その延長の始期が昭和38年4月1日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、この規程にかかわらず、なお、従前の例による。

（省略）

附 則（令和元年11月26日規第77号改正）

この規程は、令和元年11月26日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条第3号の規定は、令和元年10月1日から適用する。

別 表

区 分	金 額	備 考
検定料	9,800 円	
入学料	84,600 円	
第16条第1項に定める授業料	月額 29,700 円	
第16条第3項に定める授業料	1単位につき 14,800 円	

東北大学研究生規程細則

(昭和38年5月15日制定)

最新改正 令和元年11月26日 規第78号

(入学の許可、除籍等)

第1条 入学、在学期間の延長若しくは退学の許可、入学の許可の取消し又は除籍は、教授会（教授会が置かれていない場合は、これに相当する組織。以下同じ。）又は研究科委員会の議を経て、大学院の研究科、学部、附置研究所、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の長（以下「部局長」という。）が行う。

(懲戒)

第2条 懲戒は、教授会又は研究科委員会の議を経て、部局長が行う。

(研究証明書の交付)

第3条 研究証明書の交付は、部局長が行う。

(聴講の許可等)

第4条 聴講又は聴講単位の増減の許可は、教授会又は研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(聴講証明書等の交付)

第5条 聴講証明書又は単位修得証明書の交付は、研究科長が行う。

附 則

この細則は、令和元年11月26日から施行し、改正後の第1条の規定は、令和元年10月1日から適用する。

東北大学における入学料の免除 及び徴収猶予に関する取扱規程

(昭和52年3月15日制定)

最新改正 令和8年3月24日規第65号

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「学部通則」という。）第15条の2第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「大学院通則」という。）第19条の4の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）第19条の4の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものとする。

(免除の許可)

第2条 本学の学部に入學、再入學（第1学期又は第2学期の初めにおける再入學に限る。）、転入學又は編入學（以下この条、次条及び第6条において「入學等」という。）を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願出により、入學料の免除を許可することがある。

一 特に優れた者（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の特に優れた者をいう。）であつて経済的理由により極めて修学に困難があると認められるもの

二 入學等の前1年以内において、入學等を許可された者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入學等を許可された者若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合その他これに準ずる理由により、入學料を納付することが著しく困難であると認められる者

第3条 次の各号の一に該当する者（外国人留学生を除く。）に対しては、その願出により、入學料の免除を許可することがある。

一 本学の大学院に入學等を許可された者で、経済的理由により入學料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるもの

二 本学の大学院の後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に入學等を許可された者で、学業が優秀であると認められ、かつ、次の各号の一に該当するもの

イ 独立行政法人日本学術振興会特別研究員

ロ 大学院通則第2条の2に規定する学位プログラムを履修する者

ハ 別に定める支援プログラムの対象者

2 前項に規定する者のほか、本学の大学院に入學等を許可された者で、前条第2号に該当するものに対しては、その願出により、入學料の免除を許可することがある。

(免除の額)

第4条 入學料の免除の額は、全額、3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額とする。

(免除の許可の願出)

第5条 第2条又は第3条の規定による入学料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

一 入学料免除願書

二 市区町村長発行の所得に関する証明書

三 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。）

四 市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。）

五 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生及び第3条第1項第2号に該当する者が願い出る場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

（徴収猶予の許可）

第6条 本学の学部又は大学院に入学等を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願い出により、入学料の徴収猶予を許可することがある。

一 経済的理由により所定の期日までに入学料を徴収することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合

二 学部又は大学院への入学等の前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は学部若しくは大学院に入学等を許可された者若しくは学資負担者が災害を受けた場合

三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

（徴収猶予の最終期限）

第7条 入学料の徴収猶予の最終期限は、4月入学者については9月15日とし、10月入学者については3月15日とする。

（徴収猶予の許可の願い出）

第8条 入学料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、入学料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により入学料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

（徴収猶予）

第9条 入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、免除又は徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、入学料の徴収を猶予する（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第1項の申請をした者が既に入学料を納めていた場合を除く。）。

（免除を許可されなかった者等の納付期限）

第10条 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1

の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者（第8条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に入学料を納めていた者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、入学料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の3の額を納付しなければならない。

（入学料の返付）

第11条 入学料の免除を許可された者のうち、既に入学料を納めていた者については、学部通則第16条第1項の規定にかかわらず、当該入学料のうち免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、入学料の免除を願い出た者のうち、既に入学料を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に死亡したものについては、当該入学料のうち、次条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された入学料に相当する額を返付するものとする。

（死亡による免除等）

第12条 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者について、入学料の徴収を猶予している期間内において、死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

2 前条第2項の規定により入学料を返付される者は、第9条の規定により入学料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第13条 入学料の免除又は徴収猶予を許可しなかった者及び3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額の免除を許可した者について、入学料の納付前に死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

（除籍その他の理由による免除）

第14条 入学料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の入学料の全額を免除する。

（不正事実の発見による免除等の許可の取消し）

第15条 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者で、提出書類に虚偽の事項を記載し、又は提出書類を偽造して入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、入学料を納付しなければならない。

（免除の許可等の手続）

第16条 入学料の免除の許可及びその取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

（徴収猶予の許可等の手続）

第17条 入学料の徴収猶予の許可及びその取消しは、総長が行う。

（雑則）

第18条 この規程に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年1月30日規第17号改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月24日規第65号改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行し、改正後の東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程の規定は、修士課程、前期課程及び専門職学位課程については令和9年度に入学等を許可された者から、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程については令和8年度に入学等を許可された者から適用する。

東北大学学生の授業料の免除並びに徴収 猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

(昭和48年5月15日制定)

最新改正 令和8年3月24日 規第66号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除（第2条—第7条の2）

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除（第8条—第13条）

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除（第14条—第17条）

第4節 その他事由による授業料の免除（第18条—第23条）

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納（第24条—第33条）

第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し（第34条—第37条）

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続（第38条—第40条）

第6章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「学部通則」という。）

第34条第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「大学院通則」という。）第43条の3の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における学部学生及び大学院学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについて定めるものとする。

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除

（免除の許可）

第2条 次の各号の一に該当する者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することができる。

- 一 学部学生であって、特に優れた者であり、かつ、経済的理由により極めて修学に困難があると認められるもの
- 二 大学院学生（外国人留学生を除く。）であって、経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては、特別の事情がある場合を除き、授業料の免除を許可しない。

（免除の実施方法）

第3条 授業料の免除の許可は、学期ごとに行う。

(免除の額)

第4条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3分の2の額、半額、3分の1の額は又は4分の1の額とする。

(許可の願い出)

第5条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

一 授業料免除願書

二 市区町村長発行の所得に関する証明書

三 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願い出の場合には、前項第2号に掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第6条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第1項の申請をした者が既に授業料を納めていた場合を除く。）。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第7条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者（第26条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に授業料を納めていた者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の3の額を納付しなければならない。

(授業料の返付)

第7条の2 授業料の免除を許可された者のうち、既に授業料を納めていた者については、学部通則第35条第1項の規定にかかわらず、当該授業料のうち、免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、授業料の免除を願い出た者のうち、既に授業料を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に休学若しくは退学を許可されたもの又は死亡若しくは行方不明を理由として学籍を除かれたものについては、当該授業料のうち、第14条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額、第15条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額又は第17条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額を返付するものとする。

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除

(免除の許可)

第8条 次の各号の一に該当し、授業料を納付することが著しく困難であると認められる者に対して

は、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

一 各学期の授業料の納期前6月以内（入学し、再入学し、転入学し、又は編入学した日（以下単に「入学した日」という。）の属する学期分の授業料の免除に係る場合は、入学した日前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

二 前号に準ずる場合であって、相当と認められる理由があるとき。

（免除の対象となる授業料）

第9条 授業料の免除の許可は、当該事由が生じた日の属する学期の翌学期（入学した日前1年以内に当該事由が生じたときは、入学した日の属する学期）に納付すべき授業料について行う。ただし、当該事由の生じた時期が、当該学期の授業料の納付期限の以前である場合には、当該学期に納付すべき授業料についても行うことがある。

（免除の額）

第10条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額とする。

（許可の願い出）

第11条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

一 授業料免除願書

二 市区町村長発行の所得に関する証明書

三 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。）

四 市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。）

五 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願い出る場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

（徴収猶予）

第12条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

（免除を許可されなかった者の納付期限）

第13条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者（第26条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の3の額を納付しなければならない。

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除

(休学による免除)

第14条 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者であつて、その休学期間の初日が授業料の納付期限の以前であるものに対しては、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、休学期間の初日の属する月の翌月（休学期間の初日が月の初日であるときは、その月）から休学期間の末日の属する月の前月（休学期間の末日が月の末日であるときは、その月）までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者（休学を許可された者に限る。）にあつては第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、第23条第2項の規定により授業料を返付される者（休学を許可された者に限る。）にあつては第21条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

(死亡等による免除)

第15条 学生が死亡し、又は行方不明となつたことにより学籍を除いた場合には、未納の授業料の全額を免除することがある。

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者（死亡又は行方不明を理由として学籍を除かれた者に限る。）にあつては第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、第23条第2項の規定により授業料を返付される者（死亡又は行方不明を理由として学籍を除かれた者に限る。）にあつては第21条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

(除籍による免除)

第16条 入学料又は授業料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の授業料の全額を免除することがある。

(徴収猶予期間中の退学による免除)

第17条 第6条の規定により授業料の徴収を猶予されている者、次条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている者又は第29条の規定により授業料の月割分納を許可されている者であつて、その期間中に退学することを許可されたものに対しては、月割計算額に、退学する月の翌月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を免除することがある。

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者（退学を許可された者に限る。）にあつては第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、第23条第2項の規定により授業料を返付される者（退学を許可された者に限る。）にあつては第21条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第4節 その他事由による授業料の免除

(免除の許可)

第18条 大学院学生であつて、学業が優秀であると認められ、かつ、次の各号の一に該当するものに対しては、授業料の免除を許可することがある。

- 一 独立行政法人日本学術振興会特別研究員
- 二 大学院通則第2条の2に規定する学位プログラムを履修する者
- 三 別に定める支援プログラムの対象者

2 前項の規定にかかわらず、本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては、特別の事情がある場合を除き、授業料の免除を許可しない。

(免除の実施方法)

第19条 授業料の免除の許可は、学期ごとに行う。

(免除の額)

第20条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額とする。

(徴収猶予)

第21条 大学院学生であって、学業が優秀であると認められ、かつ、第18条第1項各号の一に該当するものに対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第22条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者(第26条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に授業料を納めていた者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の3の額を納付しなければならない。

(授業料の返付)

第23条 授業料の免除を許可された者のうち、既に授業料を納めていた者については、大学院通則第44条第1項の規定にかかわらず、当該授業料のうち、免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、既に授業料を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に休学若しくは退学を許可されたもの又は死亡若しくは行方不明を理由として学籍を除かれたものについては、当該授業料のうち、第14条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額、第15条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額又は第17条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額を返付するものとする。

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予の許可)

第24条 次の各号の一に該当する者に対しては、学生(当該学生が行方不明の場合には、当該学生に代わる者)の願い出により、授業料の徴収猶予を許可することがある。

一 経済的理由により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者

二 学生又は学資負担者が、災害を受け、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者

三 行方不明の者

四 その他やむを得ない事情により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者

(徴収猶予の最終期限)

第25条 授業料の徴収猶予の最終期限は、第1学期分の授業料については9月の口座引落日として本学が指定した日とし、第2学期分の授業料については3月の口座引落日として本学が指定した日とする。

(許可の願い出)

第26条 授業料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項又は第11条第1項の規定により授業料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第27条 授業料の徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(徴収猶予を許可されなかった者の納付期限)

第28条 授業料の徴収猶予を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(月割分納の許可)

第29条 第24条第1号、第2号又は第4号に該当する者であって、特別の事情があるものに対しては、その願い出により、授業料の月割分納を許可することがある。

(月割分納の額及び納付期限)

第30条 授業料の月割分納を許可された者の1月当りの授業料の額は、月割計算額とし、その納付期限は、別に定める場合を除き、毎月の口座引落日として本学が指定した日とする。ただし、休業期間中の授業料の納付期限は、休業期間の開始日の前日とする。

(許可の願い出)

第31条 授業料の月割分納の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料月割分納願書を、総長に提出しなければならない。

(徴収猶予)

第32条 授業料の月割分納の許可を願い出た者に対しては、月割分納の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(月割分納を許可されなかった者の納付期限)

第33条 授業料の月割分納を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し

(免除の許可の取消し)

第34条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の免除の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の免除の許可を取り消された者は、速やかに、月割計算額に、その許可を取り消された月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料を納付しなければなら

ない。

(徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第35条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、速やかに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

4 第2項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、速やかに、未納の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による免除の許可の取消し)

第36条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第34条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の免除の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により授業料の免除の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第37条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第35条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

3 第1項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、直ちに、未納の授業料を納付しなければならない。

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続

(免除の許可等の手続)

第38条 第2条第1項及び第8条の規定に基づく授業料の免除の許可並びに第36条第1項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

第39条 第15条から第17条までの規定に基づく授業料の免除の許可は、その所属する学部又は大学院の研究科の長の申請に基づき、総長が行う。

2 第34条第2項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、総長が行う。

(徴収猶予及び月割分納の許可等の手続)

第40条 第24条の規定に基づく授業料の徴収猶予の許可、第29条の規定に基づく授業料の月割分納の許可並びに第35条第2項又は第37条第1項の規定に基づく授業料の徴収猶予及び月割分納の許可の取消しは、総長が行う。

第6章 雑則

第41条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年9月29日から施行し、改正後の東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から令和9年3月31日までの間における修士課程、前期課程及び専門職学位課程の学生の授業料の免除については、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規

(昭和26年5月18日制定)

最新改正 平成30年5月8日 規第104号

学生は、相互の敬愛と協力、知性と常識に従い、大学としてふさわしい環境の醸成と維持に努めなければならない。ゆえに学生は、次の行為を行うに当たっては、この内規の定めに従い行わなければならない。

1. 学生団体

- 1 本学の学生が団体を組織し、その活動に当たって本学より部室の使用等の供与を受ける場合には、当該団体を組織しようとする学生の代表者は、理事又は副学長のうちから総長が指名する者（以下「管理運営責任者」という。）に登録を申請し、その許可を得なければならない。
- 2 登録の申請に当たっては、所定の学生団体登録申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 団体の名称
 - (2) 設立年月日
 - (3) 目的
 - (4) 活動内容
 - (5) 規約
 - (6) 顧問教員、役員及び会員の氏名
 - (7) 前年度の活動内容
- 3 管理運営責任者は、第1項の申請が次に掲げる要件を充たす場合に限り、登録を許可するものとする。
 - (1) 本学の学生5名以上の会員で組織されていること。
 - (2) 本学の専任教員が、顧問教員として当該団体の運営と活動の指導に当たっていること。ただし、顧問教員が他の団体の顧問教員を兼任する場合、当該申請団体を含め、その数が3団体以内であること。
 - (3) 過去1年間に当該団体の目的に即した相当の活動実績があること。
- 4 前項の規定により登録の許可を得た団体（以下「登録学生団体」という。）の登録の有効期間は、1年とする。ただし、登録学生団体が、毎年5月31日までに所定の学生団体登録継続届に第2項に掲げる事項を記載の上、管理運営責任者に提出し、前項に掲げる要件を充たす場合に限り、登録の更新を受けることができる。
- 5 登録学生団体が、学生団体登録申請書若しくは学生団体登録継続届の記載事項を変更したとき又は解散したときは、速やかに管理運営責任者に届け出なければならない。
- 6 学生団体登録申請書若しくは学生団体登録継続届に虚偽の記載があった場合又は登録学生団

体が本学の規則に違反し、その他本学の秩序を乱すような行為を行った場合には、管理運営責任者は、当該団体の登録を抹消することができる。

7 登録申請若しくは登録継続の届出の結果不許可となった場合又は登録を抹消された場合は、当該通知のあった日から14日以内に限り、管理運営責任者に異議申立てを行うことができる。

2. 集会

1 登録学生団体その他の学生団体（以下「学生団体」という。）が学内において集会をしようとするときは、当該団体の代表者はその期日の3日前までに、所属の学部長、研究科長又は管理運営責任者に届け出なければならない。ただし、次項の規定により施設の使用許可を申請する場合又は登録学生団体が平常使用している場所で活動内容の範囲内で集会をする場合はこの限りでない。

2 学生団体が集会のために施設を使用しようとするときは、当該団体の代表者はその期日の3日前までに、体育施設及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する施設にあっては管理運営責任者、その他の施設にあっては当該施設を管理する部局長に、所定の許可申請書を提出し、使用許可を受けなければならない。

3 集会をしようとする学生団体は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 建物又は諸器具を破損又は滅失した場合には弁償すること。
- (2) 当該施設の使用後は整理及び戸締りを行い、特に火気に留意すること。
- (3) 学生の本分に反すること又は営利のために使用しないこと。
- (4) 集会は午後9時以降に行わないこと。
- (5) 拡声器を使用するときは講義の時間帯を避けるとともに、研究教育活動に支障のある場所での使用を避けること。

4 所管の部局長又は管理運営責任者は、業務上必要が生じたときは集会の場所若しくは使用期日の変更を求め、又は使用許可を撤回することができる。

5 所管の部局長又は管理運営責任者は、集会が学内の秩序を乱すおそれがあると判断したときは、その解散を命ずることができる。

3. 掲示

1 文書又はポスターを掲示しようとするときは、所定の用紙に必要事項を記載の上、その文書又はポスターを添えて、片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者、その他の場所にあつては当該掲示場所を管理する部局長に届け出なければならない。

2 立て看板による掲示をしようとするときは、所定の用紙に必要事項を記載の上、片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者、その他の場所にあつては掲示場所を管理する部局長に申し出て、その許可を得なければならない。

- い。
- 3 掲示物には団体名及び責任者名を記載しなければならない。
 - 4 掲示の内容は、虚偽のもの、他人の名誉を毀損するもの又は風紀を乱すものであってはならない。
 - 5 文書又はポスターの掲示に当たっては所定の掲示板を使用するとともに、その用紙の大きさは、原則として日本工業規格A2判（新聞紙1ページ大）以内としなければならない。
 - 6 立て看板は、通行の妨害及び人身に危険の及ばない場所に設置するとともに、その大きさを小さくするよう努めるものとする。
 - 7 掲示期間は原則として2週間とし、その期間を超えた場合は、責任者は速やかにこれを取り除くものとする。
 - 8 前各項に違反した場合には、管理者がこれを撤去するものとする。

4. 印刷物配布その他

- 1 本学構内及び各門付近で印刷物、物品等を配布又は販売しようとするときは、その印刷物、物品等を添えて、片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者、その他の場所にあつては当該場所を管理する部局長に届け出なければならない。
- 2 署名運動、募金運動及び世論調査を行う場合も前項に準ずる。

附 則（平成30年5月8日規第104号改正）

- 1 この内規は、平成30年5月8日から施行し、改正後の二第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この内規による改正前の学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規二第1項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

教育職員免許状の取得について

1. 教員職員免許状について

学校教育法第一条に定める中学校，高等学校などの各学校の教員となるためには，教育職員免許法に定める所定の単位を修得し，各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

2. 教育職員免許状の種類

教育職員免許法に定める免許状には，普通免許状，特別免許状及び臨時免許状があります。

普通免許状は，学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状，養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし，それぞれ専修免許状，一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあっては，専修免許状及び一種免許状）に区分されています。また，中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は，教科毎に授与するものとされています。

本学では，中学校一種免許状，中学校専修免許状，高等学校一種免許状，高等学校専修免許状を取得することができます。

3. 免許状の取得方法

普通免許状は，教育職員免許法に定める基礎資格を有し，かつ，大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において規定の単位を修得した者が都道府県の教育委員会へ申請することによって授与されます。

基礎資格とは，一種免許状においては，学士の学位を有することであり，専修免許状においては，修士の学位を有することです。

なお，中学校教諭の普通免許状を取得する場合は，授与要件として社会福祉施設及び特別支援学校での「介護等の体験」が必要となります。

4. 取得できる免許状の種類及び教科

本学部・研究科で取得できる免許状は次のとおりです。これ以外の免許状については，他学部・他研究科開講の授業科目を履修することで取得することができますので，当該学部・研究科の学生便覧をご覧の上，教務係で相談してください。

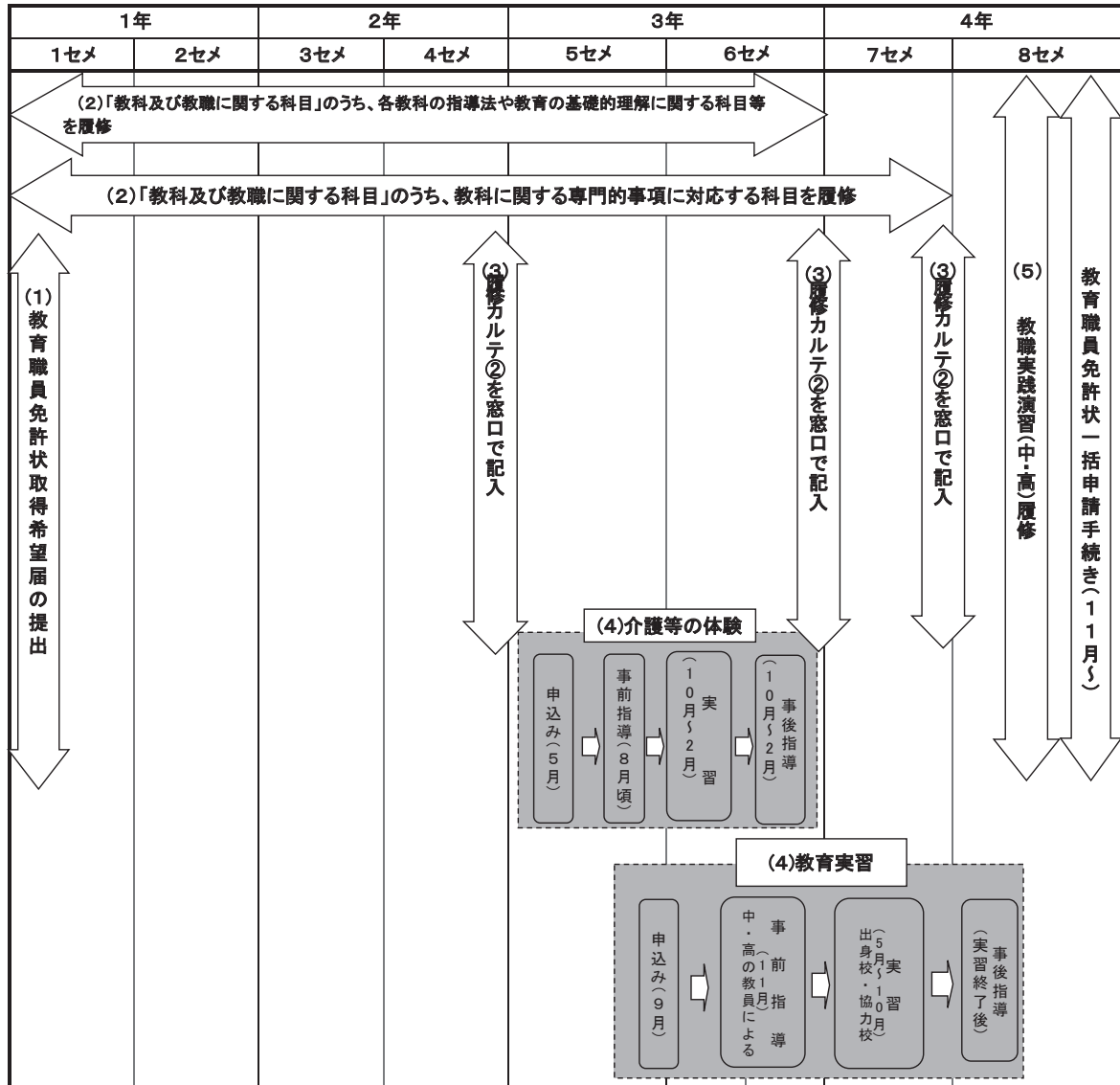
学 部	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
研究科	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）

5. 基礎資格及び最低修得単位数

本学部・研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。下記単位のほか，教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位の修得が必要です。詳しくは「9. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を確認してください。

免許状の種類（教科）	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低修得単位数 （教科及び教職に関する科目）		大学院において修得することを必要とする最低修得単位数	合計
		各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する専門的 事項に対応する科目	大学が独自に 設定する科目	
中学校教諭一種免許状 （理科）	学 士	36	23		59
〃 専修免許状 （理科）	修 士	36	23	24	83
高等学校教諭一種免許状 （理科）	学 士	28	31		59
〃 専修免許状 （理科）	修 士	28	31	24	83

6. 一種免許状取得までのプロセス



(1)教育職員免許状取得希望届の提出

免許状の取得を希望する学生は、第1セメスタの授業履修前までに教務係に、「教育職員免許状取得希望届」を提出し、学校種及び教科を届け出てください。希望届を提出した学生について「履修カルテ」の作成を行います。「履修カルテ」が作成されていない学生は、「教職実践演習(中・高)」を履修することはできません。

(2)「教科及び教職に関する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の履修

免許状毎に定められている「教科及び教職に関する科目」を履修してください。ただし、「教育実習」及び「教職実践演習(中・高)」には、履修資格が定められており、少なくとも3年次修了までには「教科に関する専門的事項」、「教育実習」及び「教職実践演習(中・高)」を除く全ての「教科及び教職に関する科目」を修得しておく必要があります。また、卒業に必要な単位に含まれない科目もありますので、1年次より計画的な履修を心がけてください。なお、「教科及び教職に関する科目」以外に、「教育職員免許法施行規則第66条の6で定める科目」も履修する必要があります。

(3)履修カルテ②<自己評価シート>の記入について

教職実践演習(中・高)の履修及び教職指導の際に必要となりますので、2年次・3年次の各年度末及び教職実践演習履修の直前に、教務係の窓口で「履修カルテ②<自己評価シート>」を受領し、自分で評価を記入し返却してください。記入を怠った場合は、教育職員免許状の取得を放棄したものと取り扱うことがあります。

(4)「教育実習」及び「介護等体験」について

- ・教育実習は、仙台市内及び近辺の協力校又は本人の出身校等において行います。
- ・教育実習の参加資格は4年次の学部学生及び大学院学生で、原則として「教科及び教職に関する科目」のうち第二欄、第三欄、及び第四欄に掲げる科目の単位を修得した者。また、科目等履修生については、本学出身者で、実習校等の内諾を得ている者に限ります。
- ・中学校教諭又は高等学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校において、中学校教諭の免許状は3週間、高等学校教諭の免許状は2週間の教育実習を行わなければなりません。また、中学校教諭及び高等学校教諭の両方の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校で3週間の教育実習を行ってください。なお、中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設等で「介護等の体験」を行わなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験を行う者は、必ず事前指導を受講しなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験の時期、又は学生の実習校(施設等)の配属については、掲示等でお知らせします。

・2026年12月25日に施行される「子ども性暴力防止法」により、子どもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。教育実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。

- 実習先より、性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人より子ども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、子どもと接する実習はできないこととなります。
- 実習前に制度に関する同意書、性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。

※制度の詳細はこちらをご覧ください。

子ども家庭庁HP「子ども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」 <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(5)「教職実践演習(中・高)」について

平成20年度の教育職員免許法施行規則の改正により、平成22年度以降の新入生の「教職に関する科目」(平成31年度からは「教科及び教職に関する科目」として、「教職実践演習(中・高)」が新設されました。本科目は、免許状の取得を希望する者の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために4年次後期に集中講義で開設されるものです。このため、「教職実践演習(中・高)」の履修前(7セメスタ)までに、「教育実習」を終了し、「教育実習」及び「教職実践演習」を除く免許状取得に必要な全ての単位を修得した者にも履修が認められます。ただし、「教科に関する専門的事項」については、卒業までに不足単位の修得が可能であると確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。教員免許法施行規則第4条及び第5条第二欄～第四欄の「教科及び教職に関する科目」(「教科に関する専門的事項」を除く)については、4年次前期中に不足単位の履修登録が確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。

7. 教科及び教職に関する科目（教科に関する専門的事項）

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目のうち、教科に関する専門的事項に対応する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

下記の科目表の中から「5. 基礎資格及び最低修得単位数」の必要単位を修得すること。ただし、表中「教科に関する専門的事項に対応する科目」区分ごとに必ず1単位以上は履修すること。

（実験科目については<実験科目の履修について>を参照）

「教科に関する専門的事項に対応する科目」区分ごとの授業科目の後に◎のある授業科目を一科目以上履修すること。

<実験科目の履修について>

- ・中学校一種免許取得希望者は、※印のある授業科目は必修である。
- ・高等学校一種免許取得希望者は、「教科に関する科目」の中の実験科目の4つの区分より1単位以上履修すること。

教科に関する専門的事項に対応する科目	授 業 科 目	単 位	開設区分	教科に関する専門的事項に対応する科目	授 業 科 目	単 位	開設区分
物 理 学	物理学概論Ⅰ	2	全学教育		薬理学1 ◎	2	専門教育
	物理学概論Ⅱ	2	〃		薬理学2 ◎	2	〃
化 学	有機化学1 ◎	2	専門教育	生 物 学	薬理学3	2	〃
	有機化学2 ◎	2	〃		薬理学4	1	〃
	有機化学3	2	〃		環境衛生学 ◎	2	〃
	有機化学4	2	〃		生化学1 ◎	2	〃
	創薬化学	2	〃		生化学2 ◎	2	〃
	有機合成化学	2	〃		生化学3	2	〃
	先端有機化学1	2	〃		生化学4	2	〃
	医薬品化学1 ◎	1	〃		機能形態学1 ◎	2	〃
	先端有機化学2 ◎	2	〃		機能形態学2 ◎	2	〃
	分析化学1 ◎	2	〃		免疫学	2	〃
	分析化学2 ◎	2	〃	衛生化学1	2	〃	
	分析化学3	2	〃	薬剤学1 ◎	2	〃	
	物理化学1 ◎	2	〃	薬剤学2 ◎	2	〃	
	物理化学2 ◎	2	〃	地 学	地球システム科学	2	全学教育
	物理化学3	2	〃		地球物質科学	2	〃
	構造化学	2	〃	物理学実験	構造薬学実習※	2	専門教育
	薬品構造解析学	2	〃	(コンピュータ活用を含む)			
	天然物化学	2	〃	化学実験	創薬化学実習1※ 創薬化学実習2※	2 1	専門教育 〃
	放射化学	2	〃				
	生薬天然物化学1 ◎	2	〃	生物学実験	生命薬学実習※	3	専門教育
生薬天然物化学2 ◎	2	〃	(コンピュータ活用を含む)				
			地学実験	基礎地学実験※	1	専門教育 (理学部)	
			(コンピュータ活用を含む)				

8. 教科及び教職に関する科目（各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等）
 本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目（各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等）の単位及び履修方法は次のとおりです。

施行規則において規定されている科目の内容		本学において開講する授業科目と単位				
施行規則第4条及び第5条に定める教科及び教職に関する科目（「教科に関する専門的事項」を除く）	左項の各科目に含めることが必要な事項	授業科目	最低修得単位数		開設部局等	備考
			必修	選択		
第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語科教育論Ⅰ 国語科教育論Ⅱ 社会科教育論Ⅰ 社会科教育論Ⅱ 地理歴史科教育法Ⅰ 地理歴史科教育法Ⅱ 公民科教育論 数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ 情報科教育法 農業科教育法Ⅰ 農業科教育法Ⅱ 英語科教育論Ⅰ 英語科教育論Ⅱ 宗教科教育法Ⅰ 宗教科教育法Ⅱ 宗教科教育法Ⅲ 宗教科教育法Ⅳ	中 8 高 4		各学部	該当教科の指導法について必修 他教科の指導法は「大学が独自に設定する科目」に充当できない
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 教育学概論	2		全学教育 教育学部	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2		全学教育	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育の制度と経営 教育制度論	2		全学教育 教育学部	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学Ⅰ 学習・発達論	2		全学教育 教育学部	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別の支援を必要とする生徒に対する理解	1		全学教育	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論 教育課程総論	2		全学教育 教育学部	
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法A 道徳の理論及び指導法B	2 2		教育学部	中免のみ いずれか2単位 選択必修
	総合的な学習の時間の指導法（中学校） 総合的な探究の時間の指導法（高等学校） 特別活動の指導法	総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 教育実践論講義Ⅰ	2		全学教育 教育学部	
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	1		全学教育	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育方法・技術論（ICT活用含む） 教育とICT活用		2	教育学部	
	生徒指導の理論及び方法	教育相談・生徒指導Ⅰ（進路指導を含む）	2		全学教育	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談・生徒指導Ⅱ（進路指導を含む） 教育相談（教育・学校心理学）	2	2	全学教育 教育学部	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
第5欄 教育実践に関する科目	教育実習	教育実習（中） 教育実習（高）	5 3		教育学部 教育学部	中免のみ 事前事後指導1 単位含む 高免のみ 事前事後指導1 単位含む
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2		全学教育	
	第6欄 大学が独自に設定する科目					上記科目及び7.の「教科に関する専門的事項」として開設する科目の必要単位数より多く修得した単位数を充当する
合計		合計	中 36 高 28			

備考

- 開設科目の名称は、変更されることがある。
- 教職実践演習（中・高）以外の全学教育において開設する科目は、1、2年次在籍中に履修することが望ましい。
- 各学部及び教育学部において開設する科目は、開設学部以外の学生も履修することができる。
- 「教育実習」は、関係各学部の協力により、教育学部において実施する。
- 「教職実践演習」は、関係各学部・研究科の協力により、全学教育において実施する。
- 「教育実習」及び「教職実践演習」は、原則として第2欄、第3欄、第4欄に掲げる科目を修得した者にも履修を認める。
- 本学の課程認定においては、「道徳の理論及び指導法」は中学校の免許状取得のみに必要な単位であり、高等学校の免許状取得の際にはその単位は「大学が独自に設定する科目」にも含めることができないため、注意すること。

9. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法別表第一備考第四号に規定する教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

免許法施行規則に定める科目区分	本学で開設する授業科目	単位数		開設学部等	履修方法	備考
		必修	選択			
日本国憲法	日本国憲法	2		全学教育		
体育	スポーツA		1	全学教育	2 単 位 以 上 選 択 必 修	
	スポーツB		1	全学教育		
	体と健康		2	全学教育		
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ-A		1	全学教育	2 単 位 以 上 選 択 必 修	英語Ⅰ-A～英 語Ⅱ-Bは、卒 業に必要な必 修科目
	英語Ⅱ-A		1	全学教育		
	英語Ⅰ-B		1	全学教育		
	英語Ⅱ-B		1	全学教育		
	英語Ⅲ		1	全学教育		
	基礎ドイツ語Ⅰ		2	全学教育		
	基礎ドイツ語Ⅱ		2	全学教育		
	基礎フランス語Ⅰ		2	全学教育		
	基礎フランス語Ⅱ		2	全学教育		
	基礎ロシア語Ⅰ		2	全学教育		
	基礎ロシア語Ⅱ		2	全学教育		
	基礎スペイン語Ⅰ		2	全学教育		
	基礎スペイン語Ⅱ		2	全学教育		
	基礎中国語Ⅰ		2	全学教育		
	基礎中国語Ⅱ		2	全学教育		
	基礎朝鮮語Ⅰ		2	全学教育		
基礎朝鮮語Ⅱ		2	全学教育			
数理、データ活用 及び人工知能に関 する科目又は情報 機器の操作	情報とデータの基礎		2	全学教育	2 単 位 以 上 選 択 必 修	
	人文情報処理		2	文学部		

10. 専修免許状の取得について

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学（学部）での既修得単位及び教育職員免許法の改正等に併い個々に修得科目（単位）が異なると思われるので、教務係に相談してください。

11. 大学が独自に設定する科目

本研究科で免許状を取得するための大学が独自に設定する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

以下の科目から合計24単位以上履修すること。

分子薬科学専攻		生命薬科学専攻	
授業科目名	単位	授業科目名	単位
分子薬科学特論Ⅰ	4	生命薬科学特論Ⅰ	4
分子薬科学特論Ⅱ	4	生命薬科学特論Ⅱ	4
有機化学特論	2	有機化学特論	2
医療薬学特論	3	医療薬学特論	3
応用医療薬学特論	3	応用医療薬学特論	3
応用生化学特論Ⅰ	3	応用生化学特論Ⅰ	3
応用生化学特論Ⅱ	3	応用生化学特論Ⅱ	3
分子解析学特論	3	分子解析学特論	3
薬効学特論	3	薬効学特論	3
生物化学特論	3	生物化学特論	3
医薬品化学特論	2	医薬品化学特論	2
免疫科学特論	3	免疫科学特論	3
分子薬科学セミナーⅠ	3	生命薬科学セミナーⅠ	3
分子薬科学セミナーⅡ	3	生命薬科学セミナーⅡ	3

12. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。

13. その他

他大学卒業者及び他学部出身者は、当該出身大学等において修得した単位が、取得しようとする当該免許状に該当する場合もあるので、学力に関する証明書を持参してください。また、現職教員又は教員の経験等がある場合には、修得する授業科目あるいは適用法令が異なってくる場合がありますので、教務係で確認してください。

学 生 心 得

毎日の学生生活にはいろいろな手続きなどが必要です。
また、卒業後の就職のこと、資格のこと疑問点もある
でしょう。ここでは、これらのことを紹介し、皆さん
が円滑な生活を送れるようにお手伝いします。



学 生 心 得

修学に当たっては、薬学部規程、薬学研究科規程その他の諸規程をよく読んで遺漏のないようにすること。

以下に示す事項は、諸規程に定められていることの一部及びそれ以外に承知すべきことである。

§ 1. 学生証と学籍番号

- ・学生は、常に学生証を携帯し、本学教職員及びその他の者からの要求があるときは、提示すること。また、学生証はカード学生証とデジタル学生証があり、カード学生証は、定期試験時や証明書自動発行機を利用する際のIDカードになる。・学生証を紛失したときは、学生証再交付願(用紙は教務係で交付する。)を提出し、カラー写真(半身脱帽、縦4 cm、横3 cm)を貼付して教務係に再交付を願い出ること。再交付を受けてから前の学生証が見つかった場合は直ちに教務係に返却すること。
- ・学生証は、本人のほかには使用することはできない。
- ・学生証は、卒業、修了、退学・除籍などにより学籍を失った場合は、直ちに教務係に返却すること。
- ・学籍番号は入学時に定め、在学中変更しない。

§ 2. 授業科目の履修

- ・授業科目の履修にあたっては、薬学部履修内規、薬学研究科履修内規の別表を参照の上、授業時間割表等をよく検討して決定すること。
- ・履修手続きは、Webによる履修登録で行う。また、登録した内容は、履修登録期間以外には原則として変更を認めないので、期間内に確認をし、変更が必要な場合は期間内に教務係窓口で手続きをすること。
- ・既に単位修得した科目については、担当教員や内容が異なっても、再度履修することはできない。

§ 3. 試 験

- ・所定の手続きを経なかった授業科目については、試験等を受けることができない。
- ・試験は、開始後30分まで試験室への入室を認められるが、遅れることのないよう余裕をもって登校すること。
- ・受験に当たっては、原則として鉛筆、消しゴム、時計(他の機能を備えたものを除く。)以外(特にスマートフォン等の携帯端末や紙片等)は机の上に置いたり、身に着けたりせず、鞆等にしまうこと。その他のものの使用が認められる試験については、その都度予め通知する。
- ・やむを得ない理由によって試験等を受けることができないときには、追試験等を受けることが

できる。追試験等を願い出る際は、規程に従って所定用紙を教務係に提出すること。なお、理由によっては、教授会の判断により追試験等が行われないこともあるが、理由について自己で判断できない場合は、教務係に問い合わせること。

- ・学生は、成績発表から2週間以内に限り、教務係への申し出により、成績評価について授業担当教員から説明を受けることができる。

この期間内に申し出ないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内に限り、申し出期間経過後も受け付ける。

- ・学生は、成績評価について、不服がある場合には、成績発表から所定の期間内に限り、教務係への申し出により、学部生の場合は学部教務委員会委員長、大学院生の場合は研究科教務委員会委員長に不服の申し立てをすることができる。

この期間内に申し出ないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内に限り、申し出期間経過後も受け付ける。

§ 4. 実 習

- ・第4・5 Semesterでは、基幹教育科目で開講される実習を履修する。
- ・第6 Semester以降、創薬科学科では展開教育科目で、薬学科では発展教育科目で開講される実習を履修する。
- ・実習室等では、精密な機器や危険な薬品を扱うことが多いので、事故を起こさぬよう担当教員の指示に従い、十分注意して使用すること。
- ・万一、事故が起きた場合は、担当教員の指示に従うこと。なお、実習中の災害により大学病院において治療を受けた場合、治療に要した費用が無料になる「研究災害診療証明書」を交付するので、教務係に申し出ること。

§ 5. 課題研究

- ・創薬科学科は第7・8 Semester、薬学科は第10～第12 Semesterにおいて履修するものであり、与えられたテーマについて研究実習を行う。

§ 6. 休学、復学、退学

- ・休学・復学・退学をしようとするときは、下記所定用紙を教務係で受け取り、指導教員（学年担任）と面談後、各所定用紙を教務係に提出し、学部長又は研究科長の許可を得ること。
 - 1) 休学を願い出るとき・・・「休学願」「休学願等に関する所見」
 - 2) 退学を願い出るとき・・・「退学願」「休学願等に関する所見」
 - 3) 休学期間に復学を願い出るとき・・・「復学願」「休学願等に関する所見」
 - 4) 休学期間が満了し復学を申し出るとき・・・「復学届」
- ・休学の期間が引き続き3月以上の場合は、在学期間に含まれず卒業（修了）期が延長される。

- ・ 4月1日から休学しようとする者は、2月中にその手続きを済ませること。指定期日までに手続きをしない場合は、次年度の授業料の納付義務が生じるので、期限を厳守すること。
- ・ 3月末日で退学しようとする者は、2月中にその手続きを済ませること。手続きが遅れた場合は次年度の授業料の納付義務が生じるので、期限を厳守すること。

§ 7. 身上変更届

- ・ 学生は、急を要する連絡等のために常に住所等を明確にしておく必要があるため、変更した場合には、その都度教務係へ届け出ること。

§ 8. 旧姓又は通称名の使用について

- ・ 在学中に、旧姓又は通称名（以下「旧姓等」という。）の使用を希望する場合は、旧姓等と戸籍の原本との相違に関する説明責任は、当該学生が負うことを条件に認められることがある。なお、旧姓等の使用許可は、研究者としての氏名の一貫性保持及び旧（俗）字体を新字体とすることを主な対象としているものである。
- ・ 旧姓等の使用を希望する場合は、教務係に申出ること。
- ・ 旧姓等の使用が認められた場合、学生名簿、学生証、学位記及び各種証明書に記載する氏名は、原則として認められた旧姓等とする。
- ・ 旧姓等を使用している者が、旧姓等の使用を中止したい場合は、教務係に申出ること。

§ 9. 健康診断

- ・ 学生は、毎年1回定期健康診断を受けること。
- ・ 理由なくして欠席したときは、就職（進学）用健康診断書を発行されないことがあるので注意すること。

§ 10. 授業料、入学料

授 業 料

- ・ 授業料の納付については、銀行口座からの自動引き落としによる代行納付方式をとっている。したがって、入学手続き書類と共に配付された授業料の口座振替手続き案内により口座振替の手続きをすること。（この手続きにより、1年次の前期分から自動的に引き落とされる。）
- ・ 納付期限 前期分 5月31日
後期分 11月30日

注）23日前後には引き落とされるので、銀行口座の残高を確認しておくこと。

- ・ 指定された期限内に納付しないときは、掲示督促、又は書面をもって本人、保護者等に督促する。督促を受けた後、相当期間経過して、なお、納付しない場合には除籍されることがあるので十分注意すること。

- ・所定の期日までに納付困難な者は、月割分納又は徴収猶予の許可を願い出ることができる。なお、願い出の詳細については、教務係に照会すること。
 - ・経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀である者(※大学院外国人留学生を除く。)は、授業料免除の許可を願い出ることができる。
- なお、申請方法等の詳細については別途掲示する。

※令和9年3月31日までの間における前期課程の学生の授業料の免除については、従前の例による。

入 学 料

- ・大学院入学者は、入学料を所定の期日までに経理係へ納付すること。
 - ・経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀である者は入学料免除又は徴収猶予の許可を願い出ることができる。
- なお、願い出の詳細については別に通知する。

§ 1 1. 奨学制度

- ・日本学生支援機構による奨学金

この制度は、学業成績が優秀で学資の支弁が困難な学生に学資を貸与する奨学金制度である。奨学金の種類として、無利息の奨学金(第一種奨学金)と利息付き奨学金(第二種奨学金)、および学部生のみ対象の給付奨学金がある。募集については、掲示によって通知するので注意すること。

- ・日本学術振興会特別研究員

日本学術振興会が採用する「特別研究員」の制度である。大学院博士課程(本研究科の場合後期課程)修了者及び在學生に応募資格がある。薬学研究科では毎年度3名程度の在學生が採用されている。(担当:総務係)

- ・地方公共団体、民間奨学団体による奨学金

日本学生支援機構以外の地方公共団体育英会、民間会社、財団法人等の育英資金(奨学金)がある。その募集については、その都度掲示する。

- ・奨学生は休学、その他の異動があった場合は教務係に申し出ること。

§ 1 2. 学際高等研究教育院について

- ・博士課程前期2年の課程1年次生に対して、指定科目を習得し、選抜されて2年次に奨学金支給、論文投稿諸費用や学会、国際会議出席費用等の各種支援を受ける「修士研究教育院生」となる制度が、また、修士研究教育院生であった学生あるいは修士研究教育院生以外で、特に優秀な博士課程後期3年の課程1年次生に対しては、選拔され、奨学金支給、論文投稿諸費用や学会、国際会議出席費用等の各種支援を受けられるほか、研究計画に見合った研究費や研究環境又は

国際インターンシップのための助成等を受ける「博士研究教育院生」となる制度があります。詳細は、本学ホームページの学際高等研究教育院のサイトを参照してください。

§ 1 3. 学生旅客運賃割引証（学割）及び通学証明書

学 割

設置地区	設置場所	稼働時間	連絡先
川内北地区	教育・学生総合支援センター 1階（2台併設）	月～日 8:30～21:00	学生支援課経済支援係 教務課全学教育実施係
川内南地区	文科系総合講義棟コモンスペース	月～金 8:30～19:00	川内南キャンパス 事務センター資産・調達係
青葉山北地区	理学部・研究科教務窓口前	月～金 8:30～21:00	理学部・研究科学生支援係
青葉山東地区	工学部・研究科中央棟1階	月～金 8:30～20:00 土・日 10:00～14:00	工学部・研究科学生支援係
青葉山 新キャンパス	農学系総合研究棟本館1階 エントランスホール	月～金 8:30～18:00	農学部・研究科教務係
星陵地区	星陵会館1階エントランスホール	月～土 8:30～21:00	医学部・研究科教務課
片平地区	エクステンション教育研究棟 1階エントランスホール	月～金 8:30～17:00	法学研究科専門職大学院係

- ・学生証を使用して証明書自動発行機を操作することにより発行される。
- ・証明書自動発行機の設置場所（どの発行機でも利用可。）
- ・1回の発行可能枚数2枚（年間20枚まで。年間20枚より多く必要な場合は、教務係へ申し込むこと）。1枚の学割証で「片道乗車券」を2枚まで購入可能。
- ・発行機が使用できない期間（随時掲示によって知らせる。）は、使用2日前までに、学部1・2年次学生は川内北キャンパス管理棟③番窓口申し込むこと。（学部3年次以上の学生は、教務係に申し込むこと。）

通学証明書

- ・JR、仙台市交通局および宮城交通の定期券をその年度で初めて購入する際には、通学証明書が必要である。ただし、仙台市交通局のフリーパスは学生証のみで購入が可能である。JRおよび宮城交通では、年度内で一度購入すればその年度においては古い定期券と引きかえで購入できるので通学証明書は必要ないが、年度をまたがる期間（4月30日までの期間となる場合を除く）の購入時に必要となる。仙台市交通局では、一度定期券を購入すれば年度をまたがる購入でも通学証明書は不要となり、新年度購入する際に必要となる。

1) 学部1・2年次学生

川内北キャンパス管理棟④番窓口申し込むこと。

2) 学部3年次以上の学生

教務係に申し込むこと。

§ 1 4. 諸証明

- ・在学証明書（和文・英文）、卒業・修了見込証明書（和文・英文）、成績証明書（和文・英文）、

定期健康診断結果報告書は学割と同じく自動発行機により発行できる。在学証明書（和文・英文）、卒業・修了見込証明書（和文・英文）、成績証明書（和文・英文）は1回5枚まで、定期健康診断結果報告書は1回1枚まで発行できる。

- ・在学学年以前の成績証明書、修了・卒業証明書等を必要な場合は、教務係備え付けの交付申請簿に記入すること。翌日の午後発行する。

§ 15. 掲 示

- ・講義関係、授業料その他本学及び本学部（研究科）が学生に周知を要するいっさいの事項は、学生用掲示板、Google Classroom 等にて通知する。
- ・掲示物は、見落とし又は誤読がないように登・下校の際には特に注意すること。
- ・呼び出しの掲示があった者は、すみやかに申し出ること。

§ 16. 学生相談

ハラスメント

全ての学生・教職員は自由で平等な関係が保証され、個人の人格が尊重されなければならない。したがって、相手の意に反する不適切な言動により相手を不快にさせたり、相手に不利益や損害を与えたりするハラスメント行為は、いかなる理由があっても決して許されるものではない。

東北大学では、全ての学生・教職員が個人として尊重され、ハラスメントのない健全で快適な環境のもとで、安心して勉学・課外活動・研究・業務に専念でき、充実したキャンパスライフを送ることのできる大学を目指している。

セクシュアル・ハラスメントとは

他者を不快にさせる性的な言動による人権侵害行為（本学の職員、学生その他本学に在籍するすべての者の間において、他者の人権を侵害する行為）。

教育研究ハラスメントとは

教育研究における優越的な地位等を利用した不適切な言動による人権侵害行為。

ハラスメント被害にあったら

ハラスメント行為を受けて不快な思いをさせられたり、断っても相手に聞き入れられなかったりした時には、直ちに信頼のおける第三者に相談することが大切である。ハラスメント行為を受けた時には、状況の記録を残すとともに、時をおかずに必ずいずれかの相談窓口連絡すること。

相談窓口

本学では、学内におけるハラスメントに対処するために、次の相談窓口を設けている。相談内容の秘密は固く守られるので、できるだけ速やかに相談するようにすること。

○全学相談窓口 学生相談・特別支援センター（保健管理センター隣）

TEL 795 - 7833

○薬学部・薬学研究科相談窓口 金野 智浩 教授 TEL 795-6841

佐藤 恵美子 准教授 TEL 795-6807

その他の相談

- ・生活上及びその他のことで、特別の知識、助言を求めようとするときは、クラス担任又は教務係に申し出ること。できる限り応ずるので、相談してほしい。また、教職員のメールアドレスを薬学研究科教職員名簿（p.180）に記載しており、こちらでも相談を受け付ける。
- ・本学では下記により学生相談所を開設しているので利用してほしい。

場 所 川内北キャンパス 学生相談・特別支援センター（TEL 795-7833）

開所期間 9：30～17：00 月～金（土・日・祝日・年末年始は休み）

アルバイト

- ・アルバイトの斡旋は、キャリア支援センター就職係窓口（川内北キャンパス教育・学生総合支援センター3階）に申し出ること。また、東北大学アルバイト紹介システムも活用するとよい。

問い合わせ先

- ・川内北キャンパスキャリア支援事務室就職係

TEL 795-7770 E-mail : support@grp.tohoku.ac.jp

- ・東北大学アルバイト紹介システム URL <http://www.aines.net/tohoku/>

※キャリア支援センターのウェブサイトからリンクがあり、システムへのアクセス可能。

§ 17. 施設等の使用

- ・講義室を使用するときは、その前日までに教務係に申し出て、手続きをすること。使用の許可を受けたものは、次の事項に注意すること。

1. 建物又は諸器具の破損又は滅失した場合には弁償すること。
2. 使用後は整理及び戸締りを行い、特に火気に留意すること。

§ 18. 学生集会及び学生掲示

- ・薬学研究科・薬学部内において集会又は掲示をしようとする場合の承認については、「学生団体、集会、掲示、印刷物配布の内規」によるほか次の点に注意すること。

集 会

- 1) 集会を行う場合は、その責任者は開催期日の3日前まで、教務係を経て、研究科長・学部長に

届け出て、その許可を受けること。

2) 集会のために講義室等を使用した場合は、特に下記事項を厳守すること。

- ・使用後は、備品等の整理、戸締りを厳重にし、特に火気に留意すること。
- ・使用後の確認を終えたら、直ちにその旨を事務室に連絡すること。

掲 示

- 1) 所定の掲示板に掲示すること。
- 2) 掲示をするときは、教務係を経て研究科長・学部長に届け出て、その許可を受けること。
- 3) 認印のない掲示物は撤去する。

§ 19. 薬剤師国家試験（薬学科配属学生のみ）

薬剤師法第1条に「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。」と記載されているように、薬剤師は極めて広い範囲の実務を行っている。薬剤師となるには、薬剤師として必要な最低限の知識について出題される薬剤師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けることが必要である。

国家試験は、年1回行われるが、試験の実施に関する詳細は官報によって公示される。出願手続きなどについては、教務係からの掲示に注意すること。

免許申請

薬剤師国家試験に合格した者には合格証書が授与されるが、それで直ちに薬剤師の免許を授与されたことにはならない。薬剤師の免許を受けようとする者は所定の申請書類を住所地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

§ 20. 就 職

- ・就職に関する指導・斡旋は就職委員と教務係で行う。会社案内、求人票等は教務係に準備しているので、閲覧を希望する者は、教務係に申し出ること。

§ 21. 卒業（修了）後の連絡

- ・卒業（修了）後に改姓（改名）したときは、戸籍抄本を添えて届け出ること。
- ・卒業（修了）後に証明書を必要とするときは、その目的及び提出先を明記して願い出ること。郵送の場合は、あて先明記の返信用封筒（切手貼付）を同封すること。

§ 22. 学生教育研究災害傷害保険

- ・教育研究活動中及び通学途上並びに学校施設間移動中に発生した不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合の救済措置として「学生教育研究災害傷害保険制度」が、正課、学校行事、課外活動及びその往復でケガをさせたり、財物を損壊したりした事により被る法律上の損害賠償を補償する保険として「学研災付帯賠償責任保険」がある。

・全員、必ず加入することになっている。薬学科配属決定又は留年により在学期間が延長する場合は、必ず継続手続きを行うこと。

§ 23. 校舎の開館・閉館について

平日及び土曜日	開 館	午前 7 時
	閉 館	午後 9 時

大学間及び学部間協定による留学について

本学では海外の大学と大学間協定を締結し、学生の相互交流を行っている。

本学の学生が海外の大学で教育を受けることは将来、本学の研究教育の向上と活性化を促進させるのみならず、国際理解と友好親善を図り、我が国の国際的地位を維持する上で、重要である。

本学と学生の相互交流の協定を締結している外国の大学は下記のとおりである。

1 大学間協定による留学先

下記の国際交流課ホームページに最新の情報が掲載されているので、各自参照すること。

<https://web.tohoku.ac.jp/ged/partners>

2 部局間協定による留学先（薬学部）

忠北大学校薬学大学（韓国）	……………	若干名
台北医学大学薬学部（台湾）	……………	若干名
ルーアン・ノルマンディー大学理工学部（フランス）	……………	若干名
アルバートアインシュタイン医科大学	……………	若干名

3 そ の 他

応募資格等その他詳細については、教務係又は教育・学生支援部留学生課に問い合わせること。

派遣先大学のカタログ等参考資料は、教育・学生支援部留学生課に保管してあるので、希望者は閲覧することができるが、各自でインターネットを活用することを勧める。

「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」に基づく単位互換制度について

この制度は、仙台圏の国公私立大学・短期大学間の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に対して多様な学習の機会を提供することを目的として、平成13年4月からスタートした。

・参加校（16の大学と5つの短期大学と1つの工業高等専門学校）

石巻専修大学、尚絅学院大学、仙台白百合女子大学、仙台大学、東北医科薬科大学、東北学院大学、東北芸術工科大学、東北工業大学、東北生活文化大学、東北大学、東北福祉大学、東北文化学園大学、宮城学院女子大学、宮城教育大学、宮城大学、放送大学、聖和学園短期大学、東北生活文化大学短期大学部、宮城誠真短期大学、仙台赤門短期大学、仙台青葉学院短期大学、仙台高等専門学校

・申込み方法及び許可

所属する学部の教務係に申し込むこと。受入れの許可は、受入れ大学において選考のうえ決定し通知される。

・申込み時期

前期は3月下旬から4月中旬

後期は7月下旬から9月中旬

・履修期間

1年以内とし、履修する授業科目の開講期間とする。

・科目履修及び単位修得の方法

受入れ大学の学生の取扱と同じである。

・単位の認定

受入れ大学からの成績通知に基づき、本学部で認定する。

・授業料等費用

原則授業料等は必要ない。ただし、履修する科目によっては、実費を徴収される場合がある。

・その他

履修上必要な図書館、食堂等の設備を利用することができる。

安全について

これから薬学部では、実験や実習において、危険な薬品、薬物などを多く使うこととなりますので、取扱いについては十分に注意して、ケガなどしないようにしてください。



実験動物慰霊の聖観音立像

こらむ

* 実験動物慰霊碑

貴重な貢献をした実験動物を慰霊するため、薬用植物園の一角に実験動物慰霊碑が聖観音立像とともに立っている。慰霊碑は実験動物之霊と刻まれた六角形の小さな石で、台座には「理論は導き、実験は決する」という J. M. コルトフ教授（アメリカミネソタ大学の分析化学者）の言葉が記されている。六角形の石はベンゼンの構造式からヒントを得たものである。この碑自体は医学部薬学科時代（昭和45年8月1日）に造られ、研究室に置いていたものであるが、それを昭和50年12月5日に聖観音立像と組み合わせ、学部としての本格的慰霊碑とした。聖観音立像は富山県高岡市の大野昇竜さんの作品である。例年、薬理学分野担当の実習終了後、実習学生が慰霊を行うことになっている。聖観音立像を建立した趣旨は、観音経に「観音の功德により、畜生の境涯から救われる」という意味の思想があることに由来している。

研究災害の予防

薬学研究科・薬学部では、教育・研究の過程において、火災や爆発の原因、外傷、火傷、中毒の恐れのある危険物や危険な実験装置を取扱う機会が多い。

これらの研究災害を未然に防止するためには、細心の注意を払って実験に臨むだけでは不十分であり、危険物（危険な実験装置）の取扱いや防火対策等に関する高等かつ身についた知識が不可欠である。

本学の安全衛生管理に関する基本が示された「安全衛生管理指針」をもとに薬学研究科・薬学部では衛生管理者・環境管理委員会・環境管理委員会専門部会が中心となり研究室内の指導を行っているが、ここでは、火災、傷害等における緊急時の処置について記すことにする。

平常から「安全衛生管理指針」のみならず関連する研究科・学部内諸規程（防災・業務継続計画（略称：BCP）、消防計画等）を十分参照の上、研究災害の防止に役立ててほしい。

I 防火対策

1. 日常の注意事項

防火については「防災・業務継続計画」及び「消防計画」に従うものとするが、日常の注意事項として

- 1) 廊下、階段、非常階段、防火扉、消火栓等には障害物を置かないこと。
- 2) 電気コードをガス管に触れさせないこと。
- 3) 古いまたは傷んだ電気コード、テーブルタップ、ゴム管を使用しないこと。
- 4) 規格以上のヒューズを勝手に使用しないこと。
- 5) コンセント、電気コード、テーブルタップ等は容量以上の使い方をしないこと。
- 6) 複数の延長コードや電源タップを連結したタコ足配線にしないこと。
- 7) コンセントの周辺に埃を溜めないこと。
- 8) 電源コードを束ねたり、装置の下敷きにしないこと。
- 9) 火気使用器具の破損、漏洩の有無を点検すること。
- 10) コンセント・加熱器具・加熱装置の近くに引火性、易燃性、可燃性の物品を置かないこと。
- 11) 火気使用器具の台は不燃材を用い、周囲の可燃物からも遠く離すこと。
- 12) 火気使用中は放置実験をしないこと。
- 13) 自然発火しやすい薬品（第三類（自己発火性物質および禁水物質）、第五類（自己反応性物質））を適切に保管すること。
- 14) 冷蔵庫など熱を生じる機器は、排熱のために隙間やファンなどの措置を取ること。
- 15) 引火性、易燃性、可燃性の物品の廃棄は、「廃棄物分別表」に従うこと。

2. 火災が起こったら

- 1) 火災発生の場合は、慌てずにすぐ周囲の人を呼び、消火の手順、方法を誤らないこと。(3. 消火器についてを参照)
- 2) ガス源、電源等からなるべく離れた源で切ること。
- 3) 周囲の可燃物を取り除き火源を絶つこと。
- 4) 着衣に火がついた場合は慌てず周囲の人に消してもらうか、周囲に人がいない場合には床にころがって擦り消すこと。

3. 消火器について

火災の種類、程度に応じて有効・適切な消火方法をとる。あらゆる種類の火災に有効な消火剤はない。消火器の位置、種類及び取り扱い方法を日頃熟知しておくこと。

- 1) 粉末消火器……各部屋、各廊下に常備
消火剤の主成分は第一リン酸アンモニウムである。
- 2) 消火砂
乾燥砂は金属、特にアルカリ金属、Na、K から発生した火に有効である。
- 3) 二酸化炭素消火器
有機溶剤、油、電気からの出火（水濡れに弱いもの、化学反応を起こすと危険なものがある場所）に有効である。
ただし、二酸化炭素中毒への注意が必要である。（密閉された部屋、換気がしづらい狭い部屋など）
- 4) 泡消火器
電気からの発火に不適。かなり大きな火災に有効である。

4. 避難

- 1) 火災又はガス発生が上記の手段により手に負えないと判断（火が背の高さ以上など）される場合は、速やかに屋外に避難すること。
- 2) 屋外へ避難する際はエレベーターの使用は絶対に避けること。
- 3) ガス源、加熱源、危険物の処理をできるだけ行った上、周囲で逃げ遅れた者がいないかを確認すること。

5. 連絡方法

- 1) 出火をいち早く周囲に知らせると同時に、速やかに各廊下に設置された火災報知器のボタンを押すこと。（火災報知器のベルが鳴り消火栓ポンプが作動する。）
- 2) 薬学研究科・薬学部全体に自動火災報知器が設置されているため、どこかで火災が起るとベルが鳴ると同時に警備員室に設置された火災受信器に受信され、どこで火災が発生したかがわかる。
- 3) 火災発見者は、直ちに分野内の教員等に状況を知らせること。なお、分野内の教員が不在の場合

合（昼間は薬学研究科・薬学部用度係（内線 6808）、夜間、休日は警備員（内線 6810））に直ちに出火場所、火災の状況、負傷者の有無を知らせること。また、用度係及び警務員も不在の場合は、直接消防（119 番）・救急（119 番）・警察（110 番）へ連絡を行うこと。（直接消防等へ連絡をした旨は直ちに分野内の教員、警務員へ知らせること）

- 4) 火災報知器のベルが鳴るか、火災発生のお知らせを受けた者は直ちに周囲に設置されている消火器を携えて現場に向かい消火を行うこと。（4. 避難 1）を参照）の通り手に負えないと判断される場合は速やかに屋外へ避難）

ただし、火災現場における危険物の配置状況に詳しい者の指示に従うこと。

火災が大きくなった場合は素早く避難すること。

6. 終夜無人実験

完全に事故が起きないとはいえない実験を、研究の必要上やむを得ず終夜無人にて行う場合は、薬学研究科・薬学部環境管理委員会の取り決めにしたがって、できる限りの安全措置をとること。同時に警備員にその旨を届け出ること。

II 救急処置

1. 重症（研究科・学部内応急手当の限界を超えた傷害）の場合

- ・救急（119 番）へ連絡を行うこと。（救急へ連絡を行ったことについて、昼間の場合は薬学研究科・薬学部用度係（内線 6808）又は教務係（内線 6803）、夜間・休日の場合は警務員（内線 6810）へ速やかに報告すること）
- ・救急隊員には東北大学病院への搬送希望を伝えること。（混雑状況等によりその他市中の病院へ搬送される可能性あり）

2. 軽症（研究科・学部内応急手当が可能な傷害）の場合

- ・応急手当後に保健管理センター又は市中の病院を受診すること。（昼間に発生した傷害にて東北大学病院での受診を希望する場合は、薬学研究科・薬学部用度係（内線 6808）又は教務係（内線 6803）へ連絡すること）

3. その他

- ・体調が不調で一時的に休養したい時は、教務係に申し出て休養することができる。
- ・重症、軽症問わず事故等を起因とした損傷の場合は、事故報告書の作成を要するため、事故報告書作成前に薬学研究科・薬学部用度係（内線 6808）又は教務係（内線 6803）へ連絡すること。

4. 病院での手続上の注意

- ・病院に向かう場合は、手続上教職員が同伴し、同伴職員は身分証明書を持参すること。
- ・患者は学生証及び保険証を受付に掲示し、係員の指示に従って手続きをすること。
- ・保険証が手元になくても保険証番号が判明していれば後日提出してもよいので、各自保険証の表記記載事項等は確認しておくこと。

5. 災害診療費用

正課中（実験を含む。）に起きた事故等により、東北大学病院において治療を受ける場合、「研究災害診療証明書」によって費用は無料になるため、事故が起きた場合は、直ちに教務係に申し出ること。

東北大学薬学研究科・薬学部学生事故処理指針

(研究科教授会 平成13年10月17日承認)

(目的及び運用上の注意)

第1条 この指針は、薬学研究科・薬学部構内で、人の死傷、盗難、火災、天災、物損（器物損壊行為を含む。）又はこれに類する事故（以下「事故」という。）が発生し、第一発見者が学部学生、大学院学生及び研究生等（以下「学生」という。）である場合の取扱いを統一し、その処理を円滑に進めることを目的とする。

2 本研究科・本学部の学生は、本研究科・本学部構内において事故が発生した場合は、東北大学学生事故処理指針に基づき定めるこの指針により、適切な措置を採らなければならない。

3 この指針の運用に当たっては、人の生命を最優先するとともに、研究及び教育という大学の機能に支障を来たすことのないように留意しなければならない。

(火災)

第2条 学生が火災を発見した場合は、最寄りの火災報知器で通報するとともに、近辺の研究室等に大声で知らせ、直ちに消防署に通報し、身体の安全確保が可能なときは、近くにいる教職員・学生と協力して、消火及び被害の拡大防止のための措置を採るものとする。また、速やかに、所属教官又は本研究科・学部事務室・警備員に通報するものとする。

(人の死傷)

第3条 学生が人の死傷に関わる事故を発見した場合は、直ちに医師又は救急車を呼ぶ等救護の措置を採るものとする。また、速やかに、所属教員又は本研究科・学部事務室・警備員に通報するものとする。

(物損事故)

第4条 学生が物損事故を発見し、又は物損事故を起こした場合は、そのことを直ちに所属教員又は本研究科・学部事務室・警備員に通報するものとする。

(盗難)

第5条 学生が盗難の現場を発見し、又は盗難に遭った場合は、そのことを直ちに所属教員又は本研究科・学部事務室・警備員に通報するものとする。

(警察への通報)

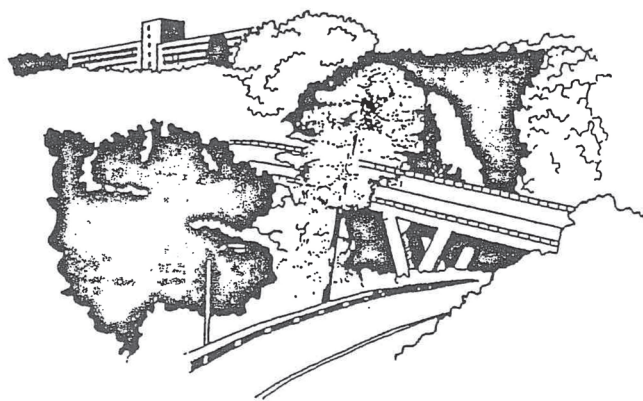
第6条 事故の発生を知った学生は、その事故により人の生命又は身体に危険が及び、又は及ぶおそれがある場合で、警察による事故の措置が直ちに必要と判断されたときは、自ら通報するとともに、そのことを所属教員又は本研究科・学部事務室・警備員に通報するものとする。

工学部青葉山体育館

工学部青葉山体育館を使用する場合、工学部・工学研究科学生支援係に使用許可の申請を使用日の3日前までに提出し、その許可を受けること。(なお、受付は使用日の1ヶ月前より行っている。)

薬学研究科・薬学部の紹介

これから生活する薬学部は、どのようなところだろうか、ここでは薬学部の概要、機構や研究内容などを紹介し、楽しく豊かで充実した学生生活を送れるようにお手伝いします。



工学部より薬学部を望む

こらむ

* 附属薬用植物園

本薬用植物園は、昭和44年3月に医学部薬学科が星陵地区から青葉山地区に移転すると同時に造成されたのが始まりであり、青葉山地区に52,956㎡の広大な敷地を有している。

青葉山地区は、青葉山の北東部、薬学部に隣接する位置にあり、標本栽培区、許可栽培区、資料保存区、自然植生観察区等に区分されており、併設されている温室には、熱帯、亜熱帯産の薬用植物が栽培されている。

本園は、薬用植物を収集し、栽培し、また、園内に自生する薬用植物の保護を図るとともに、これらの薬用植物を分類したり実験材料に使うことにより、薬学の教育及び研究に資することを目的としている。

本園の特色としてまず第一にあげられるのは、狭義の薬用植物だけにとどまらず、あらゆる植物の収集に努めていることである。これは、「全山の草木はことごとく薬草薬木」という研究教育上の理念に基づいて管理されているためである。第二には、自然の景観を利用した自然薬用植物園の形態をとっていることである。青葉山地区は、市街に近いにも関わらず、豊かな自然状況が保存されているまれにみる地域であり、鳥類も数多く生息している。このすぐれた生物相を保存し、教育、研究に活用するため多くの観察路をつくり、植物園としての機能を高めるよう努めている。第三には、薬用植物標本の栽培及び展観、系統保存、植生の観察実習、成分研究のための特定植物の大量栽培、育種などの業務のほか、日本薬用植物友の会に対する協力活動をはじめとして本園を広く一般の人々に開放し、薬用植物を通して病気とくすりについての理解を深めるための啓蒙活動を行っていることである。

薬学研究科・薬学部の概要

東北大学薬学部は、昭和47年5月1日、国立学校設置法の改正にともなって誕生した。昭和32年4月1日、東北大学医学部に薬学科が設置されてから、15年の歳月を重ね学部に昇格した。以来、医学部薬学科時代を含め、東北地方唯一の国立薬学教育機関として、薬学研究者、技術者の養成と薬学の学問水準の向上に大きな役割を果たしてきた。

本学における薬学教育の歴史は、明治23年8月に設置された第二高等学校医学部(本学医学部の前身)の薬学科に遡ることができる。第二高等学校医学部薬学科は、明治34年4月には、仙台医学専門学校薬学科として分離独立し、さらに明治45年3月、東北帝国大学医学部専門部薬学科と改称され、大正6年4月まで存続した。このような歴史的背景から、昭和32年4月1日の医学部薬学科の設置は、精神的には新設ではなく復活であると言われている。

仙台における薬学の淵源は、18世紀のはじめに仙台藩の藩校である「養賢堂」における薬学(医学)教育研究にまで遡及することができる。すなわち、東北大学設立までの学問的系譜をもつ養賢堂は、元文元年(1736年)11月1日に創立され、薬学(医学)教育研究は、宝暦10年(1760年)7月1日に始まったとされている。本研究科・学部の起点をこの年に求めるなら、実に約260年の星霜を数えることができる。

昭和32年4月に誕生した医学部薬学科の7講座が年次計画により完成したのは昭和35年である。昭和36年4月には大学院薬学研究科が設置され、博士課程前期2年の課程と後期3年の課程から成る薬学専攻が開設された。その後、製薬化学科が昭和45年4月に設置され、同学科の6講座は年次計画に従い、昭和48年に完成した。この間、昭和47年5月には、前記のように、医学部薬学科・製薬化学科から薬学部に昇格した。また、昭和49年度には製薬化学専攻も開設され、薬学研究科は2専攻となった。さらに、医薬品開発における国際競争力を高めるという我が国の社会的要請にこたえるため、平成5年4月に、6講座から成る分子生命薬学専攻(独立専攻)が薬学研究科に設置され、平成7年4月には学年進行により博士課程後期3年の課程が開設され、完成した。

平成11年4月には、教育研究の高度化に対応するため、大学院の重点化が行われ、これまでの学部主体の体制から、大学院における教育研究に主体を置く体制に改革された。薬学研究科は、創薬化学専攻、医療薬科学専攻、生命薬学専攻の3専攻から構成されることになり、また、薬学部の2学科は統合され総合薬学科1学科制となった。平成16年度には、国立大学の法人化により大学の運営形態が大きく変革され、本研究科・学部も新たな運営方式へと踏み出した。さらに、平成18年度入学者より、臨床に係わる薬学教育の年限が6年に延長されたことを受け、本薬学部は、創薬科学の研究者・技術者の養成を主目的とする4年制の創薬科学科と高度な薬剤師の養成を主目的とする6年制の薬学科の2学科制に改組された。このような制度改革により、全世界的規模で展開している創薬科学研究をリードし、また、国内における薬物医療の発展に貢献するための基盤が整備され、国内外の薬学教育研究に対する要請に十分応えられる体制が整った。

本研究科・学部の前身である医学部薬学科は、創設当時は片平丁地区の旧仙台工業専門学校の建物を暫定使用したが、まもなく北四番丁(現星陵町)地区の医学部医学科の校舎に移転した。昭和34年

から3期にわたり、同敷地内に延面積 4,087 m²の独立校舎等を新築した。その後、昭和41年5月24日に確定された東北大学総合整備計画に従い、医学部医学科、歯学部および農学部を除く全学部および教養部を青葉山・川内地区に集結させることとなり、医学部薬学科も青葉山地区北東部に移転した。

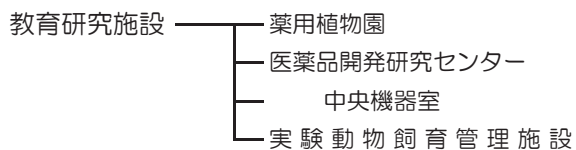
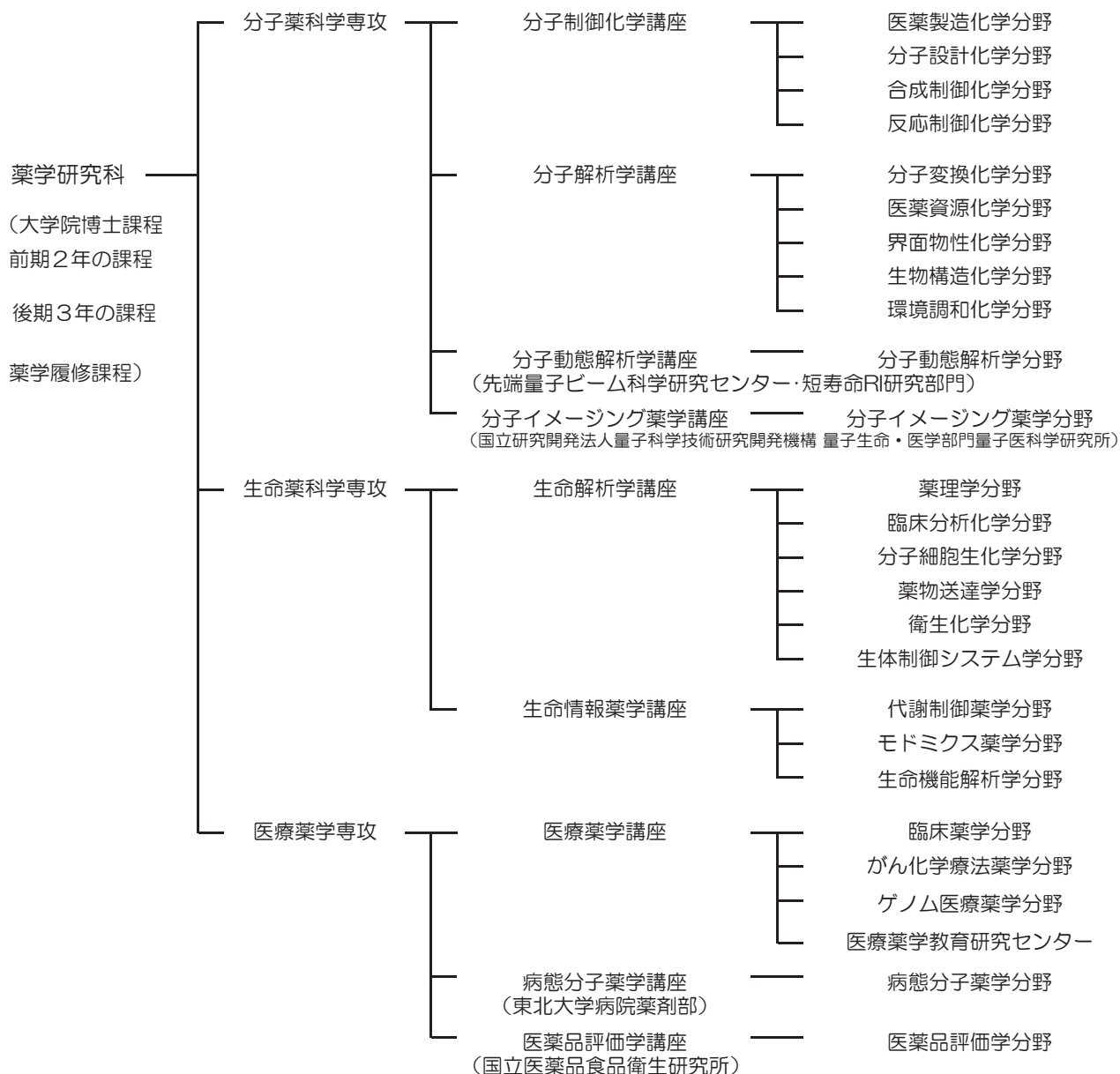
北青葉山地区に、昭和44年2月10日、延面積 5,436 m²の研究棟および学生実験室等を新築し、薬学科が北四番丁地区から移転した。その後、昭和45年3月10日に実験動物飼育管理施設 40 m²(その後整備拡張され 315 m²)、昭和47年2月10日、延面積 3,951 m²の製薬化学科研究棟および大講義室等、昭和51年3月31日に、放射性医薬品実験施設 138 m²(その後整備拡張され 286 m²)、昭和53年3月16日に、製薬製剤実習工場 181 m²、昭和56年3月27日に、薬用植物園管理棟 162 m²が新築された。また、昭和60年3月26日に、理学部・薬学部共用の図書分館として、延面積 3,356 m²の北青葉山分館が落成した。

昭和44年建築の薬学科棟および昭和47年建築の製薬化学科棟は、昭和53年の宮城県沖地震に耐えたが、建築以来30年近くを経て老朽化が目立つようになり、研究・教育にも支障をきたすようになったため、平成5年に外壁および窓枠の外部改修を、平成8年からは2年間かけて内部改修を行い、その面目を一新した。さらに、平成14年度には、新たな研究分野の設置と大学院生数の増加による教育研究面積の狭隘化を解消するため、応用薬学総合研究棟(4,209 m²)が新築され、21世紀の薬学教育研究を強力に推進する基盤が整備された。

現在の薬学研究科・薬学部がある青葉山地区は、空気が清く、風光に恵まれ、木々の緑が豊かであり、眼下に広瀬川の清流を望み、遙か東には太平洋、西には蔵王連峰、北には泉ヶ岳をはじめとする奥羽連山を一望することができる高爽の地である。本研究科・学部の研究棟・講義棟に隣接して、自然の景観を利用した薬用植物園が、広大な敷地を占めている。この薬用植物園(52,956 m²)は、昭和49年4月11日の国立学校設置法施行規則の一部改正により、薬学の教育・研究施設として設置され、薬学部附属薬用植物園となった。その後、大学院重点化に伴い、平成12年4月1日、薬学研究科附属薬用植物園となった。一方、本学部の北西約16km に位置する権現森山地区に、第二薬用植物園用地として昭和52年12月7日に確保された 89,472 m²の土地は、青葉山地区の整備が進んだことなどにより、国立大学法人化と期を一にして、国に返却された。

本研究科・学部は、医学部薬学科時代から、校舎の暫定使用・新築・移転、学科増設、学部昇格、大学院専攻増設、大学院重点化、学部の改組等多くの変遷を重ね、平成19年には満50年の節目を迎えた。その間、多くの困難に遭遇しながら、その都度それらの問題を教職員と学生の一致協力の問題で克服し、優秀な人材を社会に送り出すとともに、薬学研究の発展に大いに貢献してきた。研究に対する厳しい真理探究の精神は、本研究科・学部の特色ある学風として現在も受け継がれている。

薬学研究科・薬学部組織機構図



研究企画・評価分析室

研究科専攻及び分野の紹介

分子薬科学専攻

分子制御化学講座

医薬製造化学分野

徳山 英利 教授

- ・新規有機合成反応の開発
- ・有用な生物活性を示す高次構造天然物の全合成
- ・創薬を指向した生物活性化合物のデザインと合成

分子設計化学分野

吉戒 直彦 教授

- ・ベースメタル触媒の設計と選択的分子活性化への応用
- ・典型元素反応剤の設計と新規分子変換反応の探索
- ・複素環・小員環の反応・合成と新規ケミカルスペースの開拓
- ・生体分子修飾のための高選択的有機反応の開発

合成制御化学分野

岩渕 好治 教授

笹野 裕介 准教授

- ・高選択的有機合成手法の開発
- ・生物活性化合物の立体制御合成
- ・合成プローブを利用した生物活性小分子の生物活性発現機構の解析
- ・小分子-蛋白質間相互作用の検出法の開発

反応制御化学分野

土井 隆行 教授

安立 昌篤 准教授

- ・生物活性天然物の全合成，誘導体合成，機能解析
- ・インシリコを活用した新規生物活性化合物の設計と合成
- ・タンパク質間相互作用阻害剤の開発
- ・ヘテロ環化合物の新規合成法の開発
- ・遷移金属触媒を用いる新反応の開発

分子解析学講座

分子変換化学分野

重野真徳 教授

- ・有機超強塩基を用いる選択的な分子変換反応の開発
- ・芳香族複素環化合物の選択的な修飾反応の開発
- ・遷移金属触媒を用いる選択的な分子変換反応の開発
- ・典型元素の特性を利用する分子変換反応の開発

医薬資源化学分野

浅井禎吾 教授

尾崎太郎 准教授

- ・天然物の合成生物学研究
- ・天然物の生合成研究
- ・ゲノムマイニング
- ・天然物を基盤とする分子創製研究

界面物性化学分野

金野智浩 教授

- ・生体親和性ポリマーバイオマテリアルの合成と物性評価
- ・ソフトバイオマターの物性評価と製剤化技術
- ・細胞機能を調節するバイオインターフェースの創製
- ・バイオインターフェース機能を組み込んだ医薬品・医療機器の開発

生物構造化学分野

中林孝和 教授

梶本真司 准教授

- ・光を用いた生体分子の構造・細胞計測を行う新たな方法論の開発
- ・タンパク質の液-液相分離・凝集化と神経変性疾患との関連
- ・統計学的手法・機械学習を用いた細胞・タンパク質解析
- ・光と電場を用いた生体分子・細胞の機能制御

環境調和化学分野

土井隆行 教授(兼)

田原淳士 准教授

- ・低環境負荷を指向した触媒反応の開発
- ・バイオマス資源の分子変換および創薬応用
- ・バイオマス資源を用いた樹脂開発

分子動態解析学講座

分子動態解析学分野(先端量子ビーム科学研究センター・短寿命 RI 研究部門)

古 本 祥 三 教 授

船 木 善 仁 講 師

- ・新規ポジトロン標識反応・技術の開拓と実用化研究
- ・PET（陽電子断層撮影法）診断用新規放射性薬剤の開発
- ・神経変性疾患に関与する異常凝集タンパク質の画像化研究
- ・ミトコンドリア標的 PET 薬剤の開発と病態イメージング研究
- ・PET による薬効・薬物動態の評価研究と創薬への応用

分子イメージング薬学講座(連携講座)

分子イメージング薬学分野

(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門量子医科学研究所)

張 明 栄 客員教授

- ・脳防御システム機能の検知を目指した放射薬剤の創薬の開発
- ・上記放射薬剤の評価、応用に関する基礎的研究
- ・細胞内情報伝達機能を捉える放射薬剤の探索的研究
- ・腫瘍特性（悪性度、薬剤感受性）の評価に用いる放射薬剤の創薬の開発

生命薬科学専攻

生命解析学講座

薬理学分野

佐々木 拓哉 教授

有村 奈利子 准教授

- ・記憶や情動を司る神経回路メカニズムの解明
- ・末梢臓器が脳機能に及ぼす影響の解明
- ・脳疾患の治療標的や治療薬の探索
- ・システム薬理学的研究法の開発

臨床分析化学分野

大江 知行 教授

李 宣和 准教授

- ・病態関連蛋白質・ペプチドの微小変化解析システムの構築
- ・蛋白質・ペプチドの微小変化の病態への影響
- ・化学修飾蛋白質の解析
- ・ニーズをシーズとする実用的新規分析手法の開発
- ・臨床分析化学の基礎的研究

分子細胞生化学分野

井上 飛鳥 教授

川上 耕季 准教授

- ・Gタンパク質共役型受容体のシグナル伝達機構の解明
- ・Gタンパク質共役型受容体に作用する薬物の機能解析
- ・Gタンパク質共役型受容体を制御する人工ツールの開発
- ・計算科学によるGタンパク質共役型受容体の構造・動力学解析
- ・バイアスシグナル作動薬の創製

薬物送達学分野

秋田 英万 教授

田中 浩揮 准教授

- ・脂質ナノ粒子を基盤とした核酸/RNA送達技術の開発
- ・臓器/細胞標的化技術の開発
- ・新規ワクチン技術の開発

衛生化学分野

松 沢 厚 教授

平 田 祐 介 准教授

- ・ ストレス誘導性の細胞死や免疫応答のシグナル伝達機構の研究
- ・ ストレス応答シグナルのシグナル複合体による制御機構の解明
- ・ キナーゼシグナルのユビキチン化による活性制御機構の解明
- ・ 薬物によるストレスや障害を起因とする疾患の発症機構の研究

生体統御システム学分野

斎 藤 芳 郎 教授 (兼)

椎 葉 一 心 助 教 (ディスティングイッシュトアシスタントプロフェッサー)

生命情報薬学講座

代謝制御薬学分野

斎 藤 芳 郎 教授

外 山 喬 士 准教授

- ・ 微量元素の代謝とその生理機能の解明
- ・ 微量元素の代謝異常と疾患発症機構の解明
- ・ 酸化ストレスに対する生体防御システムの研究
- ・ 疾患予測バイオマーカーの探索
- ・ 環境汚染物質の毒性発現機構の解明

モドミクス薬学分野

魏 范 研 教授

小 川 亜希子 准教授

- ・ 真核細胞や細菌における RNA 修飾の探索と疾患との関連に関する研究
- ・ 質量分析装置を用いた RNA 修飾とタンパク質の網羅的解析
- ・ 次世代シーケンス技術を用いた RNA 解析やタンパク質翻訳解析
- ・ モデル動物やヒト疾患検体を用いた RNA 修飾の生理機能解析と疾患関連
- ・ RNA 修飾異常に起因する疾患に対する治療薬の開発

生命機能解析学分野

倉 田 祥一朗 教授

矢 野 環 准教授

- ・ 自然免疫における病原体の認識と排除機構
- ・ 器官再生と個体発生における細胞運命決定と転換機構
- ・ 炎症と恒常性維持の分子機構

医療薬学専攻

医療薬学講座

臨床薬学分野

高橋 信行 教授

佐藤 恵美子 准教授

- ・妊娠高血圧症候群(HDP)のモデル開発と病態解明、治療薬開発と臨床応用
- ・出産後の母子の問題点の理解とその解決の研究
- ・慢性腎臓病(CKD)とCKD合併症に関する病態解明と予防・治療薬の開発
- ・ヒストン脱メチル化酵素のHDP、CKD、およびメタボリック症候群における役割の解明と新規治療薬の開発

がん化学療法薬学分野

富岡 佳久 教授

松本 洋太郎 講師

- ・次世代型薬剤師、腫瘍専門薬剤師、スーパージェネラリスト・ファーマシスト育成のための薬学教育・実習プログラムの開発と検証
- ・がん免疫を標的とする新規治療薬の創製
- ・修飾ヌクレオシドの網羅的精密定量法の開発と臨床応用
- ・リン脂質可視化のための新規MSイメージング誘導体化試薬の設計と開発

ゲノム医療薬学分野

平塚 真弘 教授

宮内 優 准教授

- ・ファーマコゲノミクス(PGx)解析による個別化薬物療法への応用研究
- ・薬物代謝酵素遺伝子多型に基づくバリエーション酵素ライブラリーの構築と薬物動態予測
- ・ミトコンドリアDNA多型による薬剤誘発性難聴の個別化予防に関する研究
- ・マルチオミクス解析による薬剤感受性・予後予測技術の開発と臨床応用
- ・研究志向マインドセットを持つ薬剤師育成のための研究教育プログラムの構築

医療薬学教育研究センター

富岡 佳久 教授(兼)

平塚 真弘 教授(兼)

高橋 信行 教授(兼)

佐藤 真由美 准教授

- ・医療薬学教育プログラムの開発
- ・薬物療法の個別化・適正化に関する研究
- ・がん化学療法における地域連携システムの構築

病態分子薬学講座

病態分子薬学分野(大学病院薬剤部)

眞野成康 教授

前川正充 准教授

- ・疾患・病態の理解を目指すマルチオミクス研究
- ・疾患バイオマーカーの開発と臨床実装
- ・薬物および代謝物の血中濃度測定法の開発
- ・薬物療法の個別最適化に関する研究
- ・薬物相互作用制御因子の理解と臨床応用
- ・生体内小分子に関する臨床化学的研究

医薬品評価学講座(連携講座)

医薬品評価学分野(国立医薬品食品衛生研究所)

齊藤公亮 客員教授

荒川憲昭 客員准教授

- ・ゲノム・メタボローム解析による副作用発症関連因子(バイオマーカー)の探索研究
- ・副作用の発症機序の解明研究
- ・薬物アレルギー等の副作用に関する診断・発症予測系の開発研究
- ・バイオマーカー探索・検証に係る行政施策反映を指向した実験科学的評価研究

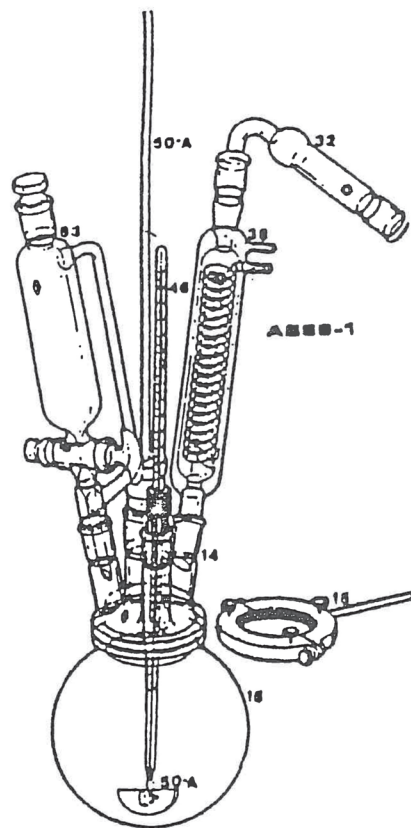
医薬品開発研究センター

眞鍋史乃 教授

森口茂樹 准教授

- ・新たな創薬理論・技術の開発、および革新的医薬品の開発
- ・生体高分子に立脚した医薬品の開発
- ・糖鎖精密構築法の開発
- ・抗体-薬物複合体の理論的創成法の研究
- ・カルシウムシグナル賦活化によるアルツハイマー病創薬研究
- ・カルシウム恒常性破綻による認知・精神機能障害メカニズムの解明
- ・アルツハイマー病・精神疾患の医薬品開発：臨床試験を目指したアカデミア創薬
- ・アルツハイマー病の脳糖尿病仮説の実証
- ・カルシウムシグナルの破綻に基づく神経変性疾患の原因遺伝子の探索

薬学研究科教職員名簿



医薬品の反応装置

薬学研究科教職員名簿

研究科長 土 井 隆 行

名誉教授 高 野 誠 一
長 哲 郎
鈴 木 康 男
佐 藤 進
小笠原 國 郎
井 原 正 隆
大 内 和 雄
大 泉 康
坂 本 尚 夫
榎 本 武 美
井 戸 達 雄
水 柿 道 直
後 藤 順 一
今 井 潤
山 添 康
竹 内 英 夫
岩 田 鍊
永 沼 章
安 齋 順 一
大 島 吉 輝
佐 藤 博
山 口 雅 彦
寺 崎 哲 也
青 木 淳 賢
福 永 浩 司
稲 田 利 文
根 東 義 則
平 澤 典 保

分子薬科学専攻

分子制御化学講座

医薬製造化学分野

教授 徳山 英利(6887) hidetoshi.tokuyama.d4@tohoku.ac.jp

助教 坂田 樹理(6880) juri.sakata.e8@tohoku.ac.jp

助教 小菅 周斗(6879) shuto.kosuge.e1@tohoku.ac.jp

技術職員(限定) 鈴木 かをる(6887) kaoru.suzuki.c2@tohoku.ac.jp

分子設計化学分野

教授 吉戒 直彦(6812) naohiko.yoshikai.c5@tohoku.ac.jp

助教 平田 裕己

合成制御化学分野

教授 岩渕 好治(6846) y-iwabuchi@tohoku.ac.jp

准教授 笹野 裕介(6848) ysasano@tohoku.ac.jp

助教 長澤 翔太(6847) shota.nagasawa.d8@tohoku.ac.jp

特任研究員 栗山 佑世(6847) yuse.kuriyama.c4@tohoku.ac.jp

事務補佐員 佐藤 由紀(6846) yuki.sato.c8@tohoku.ac.jp

技術補佐員 田原 廣恵(6846) hiroe.tahara.d2@tohoku.ac.jp

反応制御化学分野

教授 土井 隆行(6865) doi_taka@mail.pharm.tohoku.ac.jp

准教授 安立 昌篤(6867) masaatsu.adachi.d7@tohoku.ac.jp

助教 神代 格也(6866) masaya.kumashiro.d8@tohoku.ac.jp

分子解析学講座

分子変換化学分野

教授 重野 真徳(5917) masanori.shigeno.e5@tohoku.ac.jp

助教 笹本 大空(5917) ozora.sasamoto.b1@tohoku.ac.jp

特任助教 ダス ビスワジット(5817) das.biswajit.b4@tohoku.ac.jp

医薬資源化学分野

教授 浅井 禎 吾(6822) teigo.asai.c8@tohoku.ac.jp
特任教授 番場 伸 一(6825・4567) shinichi.banba.a3@tohoku.ac.jp
准教授 尾崎 太郎(6824) taro.ozaki.d3@tohoku.ac.jp
助教 森下 陽 平(6825・4567) yohei.morishita.a2@tohoku.ac.jp
特任助教 石 悦(6825・4567) yue.shi.a3@tohoku.ac.jp
特任助教 岡 咲 幸(6825・4567) sayuki.oka.e6@tohoku.ac.jp
学術研究員 古 村 翔
特任研究員 日比 玄 紀(6825・4567) genki.hibi.b8@tohoku.ac.jp
特任研究員 惟村 壮 哉(6825・4567) soya.koremura.p8@dc.tohoku.ac.jp
特任研究員 本間 悠 人
特任研究員 秋 田 直 美
技術職員(限定) 安倍 愛 子(6812) aiko.abe.a5@tohoku.ac.jp

界面物性化学分野

教授 金野 智 浩(6841) t-konno@tohoku.ac.jp
助教 能崎 優 太(6842) yuta.yoshizaki.c5@tohoku.ac.jp

生物構造化学分野

教授 中林 孝 和(6855) takakazu.nakabayashi.e7@tohoku.ac.jp
准教授 梶本 真 司(6858) shinji.kajimoto.d1@tohoku.ac.jp
助教 田原 進 也(6856) shinya.tahara.c6@tohoku.ac.jp
助教(兼) 金村 進 吾(5764) (学際科学フロンティア研究所) shingo.kanemura.e7@tohoku.ac.jp

環境調和化学分野

教授(兼) 土井 隆 行(6865) doi_taka@mail.pharm.tohoku.ac.jp
准教授 田原 淳 士(5915) atsushi.tahara.d6@tohoku.ac.jp

分子動態解析学講座

分子動態解析学分野(先端量子ビーム科学研究センター・短寿命 RI 研究部門)

教授 古本 祥 三(7801) shozo.furumoto.b6@tohoku.ac.jp
講師 船木 善 仁(7799) zen@cyric.tohoku.ac.jp
助教 境 崇 行(4396) takayuki.sakai.e5@tohoku.ac.jp

分子イメージング薬学講座（連携講座）

分子イメージング薬学分野（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門量子医
科学研究所）

客員教授 張 明 栄 zhang.ming-rong@qst.go.jp

生命薬科学専攻

生命解析学講座

薬理学分野

教授 佐々木 拓 哉(5503) takuya.sasaki.b4@tohoku.ac.jp
准教授 有 村 奈利子(5504) nariko.arimura.a2@tohoku.ac.jp
助 教 五十嵐 敬幸(5504) hiroyuki.igarashi.e3@tohoku.ac.jp
助教(兼) 佐々木 奈穂子(5504) (学際科学フロンティア研究所) nahoko.sasaki.a3@tohoku.ac.jp
技術補佐員 福 田 英 子(5504) hideko.fukuda.e3@tohoku.ac.jp
技術補佐員 二上 ゆかり(5504) yukari.nikami.b5@tohoku.ac.jp

臨床分析化学分野

教授 大 江 知 行(6817) tomoyuki.oe.c1@tohoku.ac.jp
准教授 李 宣 和(6818) sonfua.ri.b3@tohoku.ac.jp
助 教 幡 川 祐 資(6819) yusuke.hatakawa.e6@tohoku.ac.jp

分子細胞生化学分野

教授 井 上 飛 鳥(4559) iaska@tohoku.ac.jp
准教授 川 上 耕 季(4559)
技術補佐員 井 上 亜 弓(4560) ayumi.inoue.a8@tohoku.ac.jp

薬物送達学分野

教授 秋 田 英 万(6831) hidetaka.akita.a4@tohoku.ac.jp
准教授 田 中 浩 揮(6832) hiroki.tanaka.e1@tohoku.ac.jp
助 教 下 谷 和 人(6833) kazuto.shimoya.d6@tohoku.ac.jp

衛生化学分野

教授 松 沢 厚(6827) atsushi.matsuzawa.c6@tohoku.ac.jp
准教授 平 田 祐 介(6828) yusuke.hirata.d8@tohoku.ac.jp
助 教 近 江 純 平
事務補佐員 松 沢 尚 子(6830) naoko.matsuzawa.a8@tohoku.ac.jp
技術補佐員 渡 邊 智 恵(6830) chie.watanabe.d7@tohoku.ac.jp
事務補佐員 渡 邊 智 恵(6830) chie.watanabe.d7@tohoku.ac.jp
事務補佐員 松 沢 尚 子(6830) naoko.matsuzawa.a8@tohoku.ac.jp

生体統御システム学分野

教授(兼) 齋 藤 芳 郎(6870) yoshiro.saito.a8@tohoku.ac.jp
助 教 椎 葉 一 心(6837)

生命情報薬学講座

代謝制御薬学分野

教授 斎藤 芳郎(6870) yoshiro.saito.a8@tohoku.ac.jp
准教授 外山 喬士(6871) takashi.toyama.c6@tohoku.ac.jp
助教 則次 恒太(6871) kota.noritsugu.c7@tohoku.ac.jp
特任研究員 田口 央基(6871) hiroki.taguchi.a7@tohoku.ac.jp
技術補佐員 外山 友里(6871) yuri.toyama.a4@tohoku.ac.jp
技術補佐員 井上 亜弓(6871) ayumi.inoue.a8@tohoku.ac.jp

モドミクス薬学分野

教授 魏 范研(93-8562) fanyan.wei.d3@tohoku.ac.jp
准教授 小川 亜希子(93-8569) akiko.ogawa.e5@tohoku.ac.jp
技術補佐員 中村 春乃(93-8569) haruno.nakamura.b4@tohoku.ac.jp

生命機能解析学分野

教授 倉田 祥一郎(5916) shoichiro.kurata.d5@tohoku.ac.jp
准教授 矢野 環(4555) tamaki.yano.e7@tohoku.ac.jp
助教 布施 直之(4565) naoyuki.fuse.c2@tohoku.ac.jp
事務補佐員 眞幡 理佳子(4565) rikako.mahata.e2@tohoku.ac.jp

医療薬学専攻

医療薬学講座

臨床薬学分野

教授 高橋 信行(5904, 6807) nobuyuki.takahashi.a8@tohoku.ac.jp

准教授 佐藤 恵美子(6807, 93-7163) emiko.sato.b8@tohoku.ac.jp

助教 山越 聖子(6807) seiko.yamakoshi.a1@tohoku.ac.jp

事務補佐員 伊藤 直子(6807) naoko.ito.e8@tohoku.ac.jp

がん化学療法薬学分野

教授 富岡 佳久(6851, 93-8746) ytomioka@tohoku.ac.jp

講師 松本 洋太郎(6852, 93-8746) yotaro.matsumoto.a5@tohoku.ac.jp

助教 秋山 泰利(6852) yasutoshi.akiyama.b4@tohoku.ac.jp

ゲノム医療薬学分野

教授 平塚 真弘(3844, 93-7049) masahiro.hiratsuka.a8@tohoku.ac.jp

准教授 宮内 優(93-8748) yuu.miyauchi.b6@tohoku.ac.jp

医療薬学教育研究センター

教授(兼) 富岡 佳久(がん化学療法薬学分野)

教授(兼) 平塚 真弘(ゲノム医療薬学分野)

教授(兼) 高橋 信行(臨床薬学分野)

准教授 佐藤 真由美(6795, 93-7528) mayumi.sato.b8@tohoku.ac.jp

病態分子薬学講座

病態分子薬学分野(東北大学病院薬剤部)

教授 眞野 成康(93-7525) nariyasu.mano.c8@tohoku.ac.jp

准教授 前川 正充(93-7541) masamitsu.maekawa.a2@tohoku.ac.jp

医薬品評価学講座(連携講座)

医薬品評価学分野(国立医薬品食品衛生研究所)

客員教授 齊藤 公亮 saitok2@nihs.go.jp

客員准教授 荒川 憲昭 arakawa@nihs.go.jp

医薬品開発研究センター

教授 眞鍋史乃 shino.manabe.e1@tohoku.ac.jp

特任教授 吉田雅都(5501) masato.yoshida.d6@tohoku.ac.jp

准教授 森口茂樹(4562) shigeki.moriguchi.a3@tohoku.ac.jp

助教 山越博幸(6847) hiroyuki.yamakoshi.e1@tohoku.ac.jp

助教 キャロライン・キジョギ(93-8749) kijogi.caroline.mwendwa.a3@tohoku.ac.jp

助教 梅原厚志

特任助教 稲垣良(4562) ryo.inagaki.a2@tohoku.ac.jp

技術補佐員 岩瀬奏絵(4562) kanae.iwase.d8@tohoku.ac.jp

井上	彰	(医学系研究科 緩和医療学分野 教授)
香取	幸夫	(医学系研究科 耳鼻咽喉・頭頸部外科学分野 教授)
齋藤	昌利	(医学系研究科 産科学・胎児病態学分野／周産期医学分野 教授)
菅原	明	(医学系研究科 分子内分泌学分野 教授)
鈴木	貴	(医学系研究科 病理診断学分野 教授)
高瀬	圭	(医学系研究科 放射線診断学分野 教授)
山口	拓洋	(医学系研究科 医学統計学分野 教授)
高木	清司	(医学系研究科 病理検査学分野 准教授)
渡邊	善	(医学系研究科周産期医学分野・准教授)
三木	康宏	(医学系研究科 病理診断学分野 准教授)
石塚	雄一	(医学系研究科 泌尿器科学分野・准教授)
面高	宗子	(医学系研究科 眼科学分野・病院講師)
佐藤	康弘	(医学系研究科 心療内科学分野・講師)
池田	浩治	(東北大学病院 臨床試験推進センター 開発推進部門特任教授)
中川	敦寛	(東北大学病院 臨床研究推進センター 教授)
大沼	忍	(東北大学病院 総合外科 胃腸外科 特命教授)
高橋	潤	(東北大学病院 循環器内科 准教授)
岡崎	達馬	(東北大学病院 臨床障害学分野・准教授)
小松	浩	(東北大学病院 精神科 講師)
西條	憲	(東北大学病院 腫瘍内科 講師)
菅野	直人	(東北大学病院 神経内科 講師)
市川	朋宏	(東北大学病院 呼吸器内科学分野 助教)
三浦	晋	(東北大学病院消化器内科・助教)
藤尾	淳	(東北大学病院 臓器移植医療部 講師)
大江	佑治	(東北大学病院腎臓高血圧内科・助教)
赤坂	和俊	(東北大学病院 薬剤部 副薬剤部長)
五十嵐	敏明	(東北大学病院 薬剤部 副薬剤部長)
松浦	正樹	(東北大学病院 薬剤部 副薬剤部長)
公文代	將希	(東北大学病院 薬剤部 助教)
瀬川	良佑	(東北大学病院薬剤部・助教)
大柳	元	(東北大学病院 薬剤部 主任薬剤師)
荒田	悠太郎	(東北大学クリニカルスキルスラボ トレーニングコーディネーター)
須藤	剛志	(東北大学クリニカルスキルスラボ インストラクター)
直江	清隆	(文学研究科 哲学講座 教授)
寶澤	篤	(医学系研究科公衆衛生学分野・教授)
小原	拓	(東北メディカル・メガバンク機構個別化予防・疫学分野・准教授)
野田	あおい	(東北メディカル・メガバンク機構 予防医学・疫学部門 助教)
内藤	良	(オープンイノベーション戦略機構 特任教授)

武田 全 弘 (オープンイノベーション戦略機構 特任教授)
亀岡 淳 一 (東北医科薬科大学 医学部 教授)
中村 保 宏 (東北医科薬科大学 医学部 教授)
石井 智 徳 (東北医科薬科大学 医学部 教授)
澤田 正二郎 (東北医科薬科大学 医学部 教授)
佐藤 倫 広 (東北医科薬科大学 医学部 講師)
高田 龍 平 (東京大学医学部附属病院 薬剤部 教授/薬剤部長)
吉岡 靖 雄 (大阪大学微生物病研究所 BIKEN 次世代ワクチン協働研究所)
畠山 浩 人 (千葉大学大学院薬学研究院 教授)
山口 浩 明 (山形大学医学部附属病院 薬剤部長・教授)
外山 聡 (新潟大学医歯学総合病院 薬剤部長・教授)
金光 祥 臣 (新潟大学医歯学総合病院 副薬剤部長・准教授)
黒川 修 行 (宮城教育大学 教職大学院 教授)
吉成 浩 一 (静岡県立大学 薬学部・薬学研究院 教授)
木村 隆 弘 (イオン東北(株) 薬事顧問)
高木 孝 士 (昭和大学 電子顕微鏡室 教授)
中下 愛 美 (昭和大学 社会薬学研究室)
広川 貴 次 (筑波大学医学医療系生命医科学域・教授)
新井 信 (東海大学 医学部 客員教授)
菊地 正 史 (秋田大学医学部附属病院 教授 薬剤部長)
塚本 宏 樹 (国際医療福祉大学福岡薬学部 准教授)
西川 喜代孝 (同志社大学 生命医科学部 教授)
土屋 雅 美 (慶應義塾大学 薬学部 特任講師)
神山 順 子 (株式会社オオノ 薬局業務部業務支援課課長 薬剤師)
今 麻都香 (株式会社オオノ 薬局業務部一課課長)
菅原 靖 史 (株式会社オオノ 薬局業務部三課課長)
松浦 綾 子 (株式会社オオノ 薬局業務部業務支援課 薬剤師)
八卷 誠 (株式会社オオノ 薬局業務部)
中林 哲 夫 ((独)医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部・次長)
柳原 玲 子 ((独)医薬品医療機器総合機構 新薬審査第二部長)
畝山 智香子 (公益社団法人日本食品衛生協会 技術顧問)
齊藤 公 亮 (国立医薬品食品衛生研究所 医薬安全科学部 部長)
荒川 憲 明 (国立医薬品食品衛生研究所 医薬安全科学部)
岩井 美 幸 (国立環境研究所・主任研究員)
富永 敦 子 (株式会社グッドネイバー 代表取締役)
佐藤 健 太 (株式会社医療経営研究所 取締役)
島貫 英 二 (クオール株式会社 在宅推進部 担当部長)
大向 香 織 (クオール株式会社 東北第二事業部)
山岸 俊 夫 (国家公務員共済組合連合会 東北公済病院 内科統括部長)
小池 智 (東京都医学総合研究所 ゲノム医科学研究分野ウイルス感染

プロジェクト プロジェクトリーダー)

- 芦野 有悟 (仙台市立病院 呼吸器内科)
佐々木 優 (おひさまにこにこ歯科医院 院長)
佐藤 郁郎 (宮城県立がんセンター 病理診断科 診療科長)
武山 淳二 (みやぎ県立こども病院 臨床病理科長)
杉山 照徳 (宮城県保健福祉部薬務課 技術副参事兼総括課長補佐)
太田 美紀 (独立行政法人 医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部部長)
崎野 健一 (株式会社バイタルネット 医薬情報企画部 薬剤師)
石井 将之 (ウエルシアホールディングス ウエルシア薬局仙台泉中央一丁目店
管理薬剤師)
岸野 有紀 (第一三共株式会社・薬物動態研究所第一グループ グループ長)
千葉 健治 (田辺ファーマ株式会社創薬本部フェロー)
谷口 孝彦 (東和薬品株式会社 原薬事業統括部長/API Unit Manager)
神山 佳輝 (アステラス製薬株式会社 薬物動態研究所 バイオイメージング研究室長)
橋本 智宏 (十全化学株式会社 研究開発部 CMC ソリューション合成グループ 課長)
佐藤 義明 (エーザイ株式会社 エーザイ・慶應義塾大学認知症イノベーションラボ)
土井 雅津代 (鳥居薬品研究所 副所長)
野口 裕生 (中外製薬株式会社 バイオ医薬研究部)
石川 智史 (ファイザーR&D合同会社 担当マネージャー)
宮田 和彦 (クラリベイト・アナリティクス・ジャパン株式会社 I P 事業本部
ソリューション コンサルタント・弁理士)
齋藤 涼子 (株式会社 aodamo 代表取締役)

大学院非常勤講師

- 山口 拓洋 (医学系研究科 医学統計学分野 教授)
鈴木 裕之 (医学系研究科 抗体創薬学分野 准教授)
馬場 啓聡 (医学系研究科 総合感染症学分野 医員)
池田 浩治 (東北大学病院 臨床試験推進センター 開発推進部門特任教授)
小原 拓 (東北メディカル・メガバンク機構個別化予防・疫学分野・准教授)
高山 真 (東北大学病院 漢方内科 教授)
後藤 貴章 (東北大学病院臨床研究監理センター 特任准教授)
相澤 千恵 (東北大学病院 臨床研究推進センター 臨床研究実施部門・助手)
田代 志門 (文学研究科 社会学専攻分野 准教授)
山口 浩明 (山形大学医学部附属病院 薬剤部長・教授)
小嶋 文良 (寒河江市立病院薬局 薬剤師)
村井 ユリ子 (東北医科薬科大学薬学部 教授)
佐賀 利英 (社団法人 宮城県薬剤師会(薬事情報センター))
中林 哲夫 ((独)医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部・次長)
叶 直樹 (星薬科大学 薬学部・教授 医薬品化学研究所・所長)

附属薬用植物園

園長(兼) 教授	土井 隆行 (反応制御化学分野)
技術職員	大沼 翼 (6799)
技術職員	佐伯 健人 (6799)

中央機器室

室長(兼) 教授	大江 知行 (臨床分析化学分野)
助手	鈴木 恵 (6881)
技術職員	猪俣 敬娥 (6881)

実験動物飼育管理施設

施設長(兼) 教授	斎藤 芳郎 (代謝制御薬学分野)
技術職員(限定)	山内 雅人
技術職員(限定)	田島 豊世美

事務部

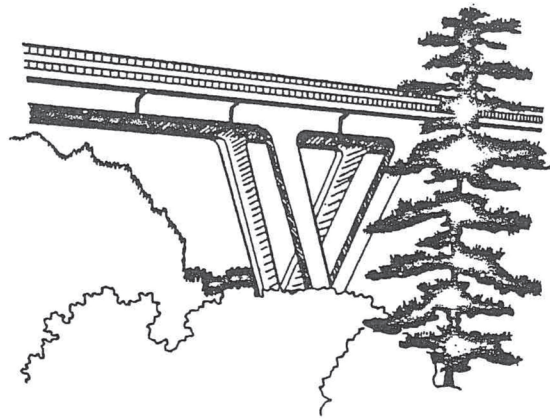
事務長(6800)

総務係(6801) ph-som@grp.tohoku.ac.jp 教務係(6803) pharm-kyom@grp.tohoku.ac.jp

経理係(6806) ph-keiri@grp.tohoku.ac.jp 用度係(6808) ph-youdo@grp.tohoku.ac.jp

注) 係名の後ろの () 書きは内線番号である。外線からは795-をつけること。

附 錄



青 葉 橋

東北大学薬友会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、東北大学薬友会と称する。

第2条 本会は、事務所を薬学部内におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、会員の親睦互助をはかり、相互錬磨によって、人格学問の向上並びに薬学的要素をつちかうことを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講習会、研究会、昆学等の研修に関する事。
- (2) 親睦並びにサークルに関する事。
- (3) 会誌会員名簿発行に関する事。
- (4) その他本会の目的達成に関する事。

第3章 会 員

第5条 本会は、東北大学薬学部（前期、後期学生、大学院学生、教職員、その他薬学部籍におく者及び本会の目的に賛成し協力するもの）により構成される。

第4章 役 員

第6条 本会は、次の役員をおく。

- (1) 会長1名（薬学部長）
- (2) 委員長1名（本会員よりの委員の互選による。）
- (3) 委員24名（各学年より4名、大学院学生及び研究生より4名、教職員より4名、：各々会員の互選による。）

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し会務を統理する。
- (3) 委員は、委員会を組織し、総会の議決に基づき会務を遂行する。

第8条 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任は、妨げない。

第5章 組織及び運営

第9条 本会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 総会

(2) 委員会

第10条 総会及び委員会について

- (1) 総会は、会長が委員の決定、又は本会員50名以上の要請に基づき召集する。
- (2) 委員会は、委員長が召集する。又は委員5名以上の要請に基づき召集する。

第11条 次の事項は、総会の議決に基づき決定する。

- (1) 会務の基本方針及び事業報告
- (2) 規約の改廃
- (3) 予算案及び収支決算
- (4) その他、委員会が必要と認めたこと

第12条 前条1項、2項、3項、4項については、委員会が原案を作成し総会に提出する。

第13条 総会及び委員会の議長は、その都度互選する。

第14条 総会について

- (1) 総会は、本会員をもって構成する。
- (2) 総会は、本会員の4分の1以上の出席で成立し、委任状は認めない。
- (3) 総会の議決は、出席考数の過半数の承認を必要とする。

第15条 委員会について

- (1) 委員会は、委員数の2分の1以上の出席で成立し、委任状は認めない。
- (2) 委員会の決定は、出席者の過半数の承認を必要とする。

第6章 会 計

第16条 会費は、本会員より、年会費を徴収する。

第17条 本会の事業遂行に要する経費は、会費その他の収入によって充てるものとする。

第18条 本会の出納事務は、委員の互選によって選出された会計委員に委嘱する。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

本規約は、昭和49年6月1日より実施し、実施と同時に昭和47年4月1日付けの本規約を廃止する。

■ 各年度別学位取得者数

学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第5条及び第6条による学位授与者数

年 度	修 士	課程博士	論文博士	年 度	修 士	課程博士	論文博士
昭和37	13			6	54	8	12
38	14			7	49	6	13
39	16			8	64	9	12
40	13	4		9	54	9	10
41	17	3	9	10	52	10	9
42	15	7	7	11	60	18	19
43	22	6	8	12	62	20	14
44	20	7	15	13	69	20	21
45	14	7	11	14	69	20	11
46	16	10	16	15	83	15	9
47	13	6	17	16	78	10	19
48	15	3	7	17	84	18	14
49	19	10	16	18	86	23	8
50	24	12	23	19	72	11	5
51	28	5	19	20	80	24	6
52	30	9	21	21	67	14	5
53	29	10	9	22	80	13	12
54	29	6	12	23	69	21	11
55	28	12	11	24	68	16	7
56	32	11	13	25	61	25	6
57	29	9	16	26	51	18	5
58	25	13	9	27	62	18	5
59	38	10	4	28	55	20	6
60	38	4	15	29	67	20	5
61	32	3	11	30	60	24	7
62	41	8	9	令和元	53	18	4
63	38	7	16	2	64	12	7
平成元	42	12	12	3	54	11	3
2	43	7	7	4	58	16	5
3	42	4	9	5	60	17	3
4	38	8	14	6	66	11	2
5	47	8	11	7	49	16	2
				計	2,970	732	624

■ 各年月別学部学生卒業生数

卒業年月	薬 学 士			卒業年月	薬学士 (平成4.3以降は学士(薬学)) (平成22.3以降学士(創薬科学)追加)		
	男	女	計		男	女	計
昭和36.3	35	3	38	5.3	39	43	82
36.9	1		1	6.3	48	30	78
37.3	17	17	34	7.3	51	36	87
38.3	15	21	36	8.3	43	33	76
39.3	12	23	35	9.3	39	36	75
40.3	25	15	40	10.3	45	35	80
41.3	28	14	42	11.3	57	27	84
42.3	33	12	45	12.3	46	36	82
43.3	17	16	33	13.3	50	32	82
44.3	16	25	41	14.3	64	25	89
44.9		1	1	14.5	1		1
45.3	16	24	40	15.3	57	25	82
45.9		1	1	16.3	60	30	90
46.3	12	32	44	17.3	62	24	86
47.3	8	28	36	18.3	47	29	76
48.3	21	19	40	19.3	65	23	88
49.3	13	32	45	20.3	51	27	78
50.3	22	42	64	21.3	62	18	80
51.3	38	56	94	22.3	53	14	67
52.3	29	38	67	23.3	51	10	61
53.3	24	51	75	24.3	63	22	85
54.3	31	46	77	25.3	45	31	76
55.3	34	55	89	26.3	62	25	87
56.3	34	45	79	27.3	60	16	76
57.3	26	45	71	28.3	67	22	89
58.3	53	27	80	29.3	62	20	82
59.3	48	34	82	30.3	52	27	79
59.7		1	1	31.3	66	20	86
60.3	47	32	79	令和2.3	53	25	78
61.3	37	37	74	3.3	54	32	86
62.3	50	31	81	4.3	59	25	84
63.3	48	28	76	5.3	60	25	85
平成元.3	52	22	74	6.3	58	21	79
2.3	51	38	89	7.3	55	31	86
3.3	44	31	75	8.3	57	24	81
4.3	43	32	75	計	2,844	1,873	4,717

学 生 歌

青葉もゆるこのみちのく

(昭和28年選定)

作詞 法学部 野田 秀

作曲 工学部 阿座上 竹 四

mf
あ お ば も ゆ る こ の み ち の く い
ま こ こ に は ら か ら わ れ ら ち
か ら も て う と う へ い わ の さ ん か わ れ
ら こ そ わ れ ら こ そ く に の い し ず え り そ
う あ る い の ち は つ ね に う る わ し ざ ら
ば い き ん と も よ い き ん あ あ と う ほ く だ い あ あ
と う ほ く だ い

一、青葉もゆる このみちのく

今ここに はらからわれら
力もて歌う 平和の讃歌
われらこそ 国のいしずえ
理想ある 生命は常に美わし

さらば 生きん
友よ 生きん
ああ 東北大
ああ 東北大

二、秋のかおる このみやぎの

今ここに 集いしわれら
愛もて求むる 真理の目標
われらこそ 学都のほこり
歴史ある 伝統は常に若し

さらば 伸びん
友よ 伸びん
ああ 東北大
ああ 東北大

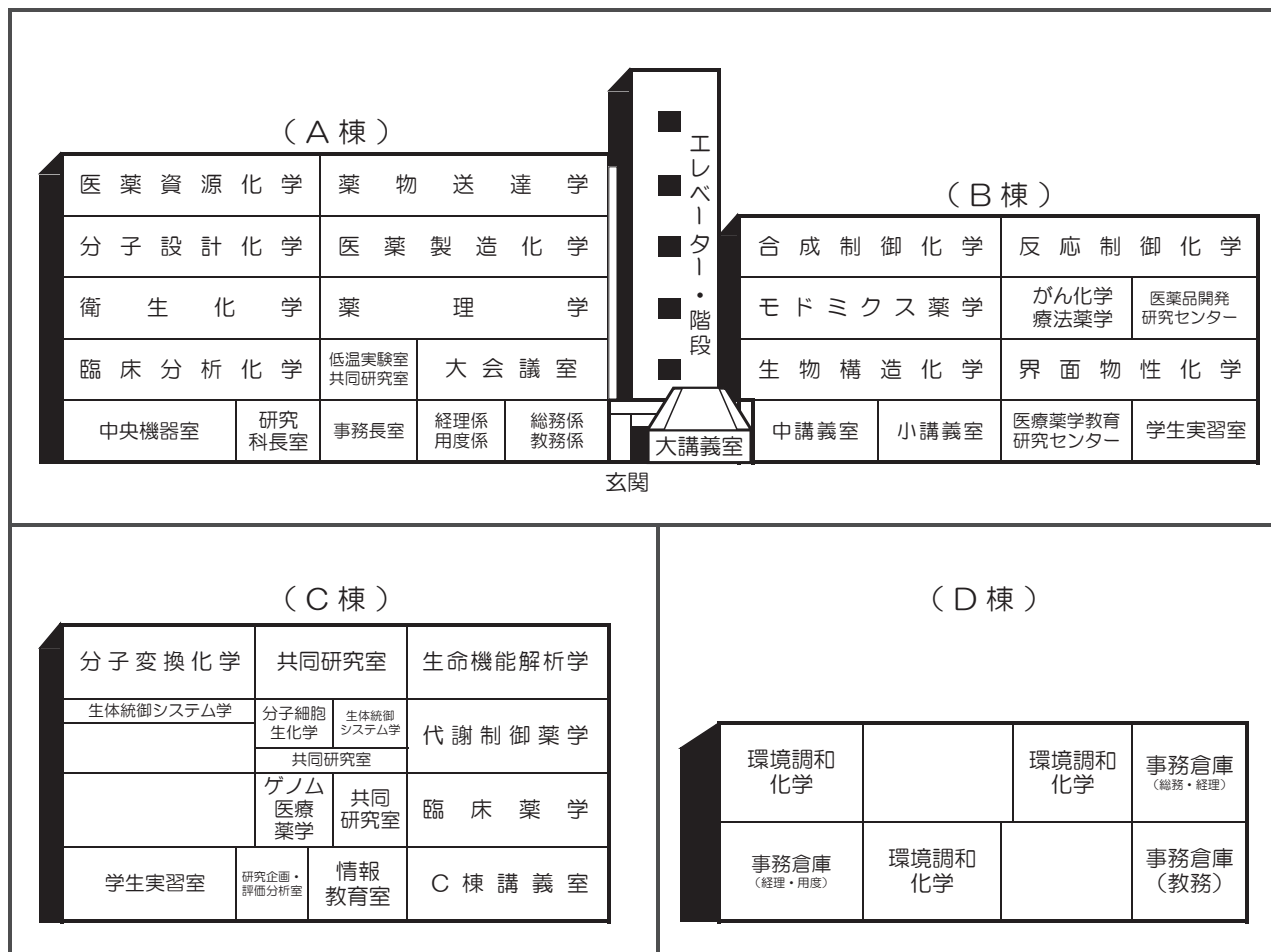
三、朝鳥啼く ひろせ川

今ここに やすろうわれら
心もて語る 自由の行手
われらこそ 世界のかなめ
未来ある 若者は常に強し

さらば 行かん
友よ 行かん
ああ 東北大
ああ 東北大

他大学にこれと類似のものがあるが選定年度は
本学が先である。

薬学研究科 教育・研究棟



構内図





東北大学